

この調査研究は、日本自転車振興会から
競輪収益の一部である機械工業振興資金の
補助を受けて実施したものである。

資産評価のOA化に関する調査研究

(固定資産評価システムに関する調査研究・VII)

平成 5 年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

は し が き

財団法人 資産評価システム研究センターは、適切な地域政策の樹立に資するため、地域の資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究等の事業を実施することを目的として設立されました。

当評価センターにおける調査研究は、資産評価の基礎理論及び地方公共団体等における資産評価技法の両面にわたって、毎年度、学識経験者及び自治省並びに地方公共団体等の関係者をもって構成する資産評価システム、土地、家屋及び償却資産の各部門ごとの研究委員会において行われ、その成果は、会員である地方公共団体及び関係団体等に調査研究報告書として配布し、活用されているところであります。

本年度の償却資産研究委員会の調査研究テーマは、（１）中小機械工業等における償却資産に関する調査研究 （２）資産評価のＯＡ化に関する調査研究の２項目であります。本報告書は、上記（２）の調査研究に属するもので、昨年度に引き続きＯＡ機器の利用による東京都主税局における固定資産税（償却資産）システム及び相模原市における土地評価システムの事例の調査研究を行いました。

この程、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに公表する運びとなりました。この機会に、熱心にご研究ご審議をいただきました委員及び専門員並びに実地調査に当たり種々ご協力を賜りました地方公共団体の関係者各位に対し、心から感謝申し上げます。

なお、当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご援助をお願い申し上げます。

最後に、この調査研究事業は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金による補助金の交付を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表するものであります。

平成５年３月

財団法人 資産評価システム研究センター
理 事 長 渡 辺 功

研 究 組 織

償 却 資 産 研 究 委 員 会

委員長	武 藤	三 雄	東京電力（株）理事
委 員	望 月	宝	（財）全国過疎地域活性化連盟総務部長
”	田 村	忠 男	（社）日本機械工業連合会振興部長
”	林	克 己	（財）地方自治情報センター情報調査部次長
”	西 川	高 司	（社）リース事業協会計画部課長
”	堤	新 二 郎	自治省税務局固定資産税課長
”	牧 野	清 文	自治省大臣官房情報管理官
”	田 中	公 之	自治省税務局固定資産税課課長補佐
”	甲 斐	俊 一	（財）資産評価システム研究センター調査研究部長
専門員	石 井	優	（財）日本不動産研究所システム開発部リサーチ課主任研究員
”	薄 井	達 雄	自治省税務局資産評価室土地第一係長 （兼）土地第二係長（兼）調査係長
”	相 澤	孝 男	自治省税務局資産評価室家屋第一係長 （兼）家屋第二係長
”	渡 辺	大 士	自治省税務局固定資産税課償却資産第一係長 （兼）償却資産第二係長
”	鈴 木	央	自治省大臣官房情報管理官付事務官
”	宇 都 宮	治 綱	横浜市企画財政局主税部固定資産税課 家屋償却資産係長
”	小 川	岩 夫	東京都主税局資産税部固定資産評価課償却資産係長
”	斉 藤	敏 雄	相模原市税務部土地資産税課土地第一係長
”	斎 藤	三 男	（財）資産評価システム研究センター研究員

なお、甲斐委員及び鈴木専門員は、それぞれ池口篤寿委員及び松木義明専門員が途中辞任されたことに伴い、その後任として委嘱された。

目 次

第1章 地方公共団体におけるOA機器の利用状況	1
第1 はじめに	1
第2 OA機器の利用状況	1
1. パーソナル・コンピュータ	2
2. ワード・プロセッサ	3
3. ファクシミリ	3
4. その他のOA機器	4
第2章 東京都主税局における固定資産税（償却資産）システムの概要	6
第1 システム導入の経緯	6
第2 システム開発の基本方針	7
1. 体系的、総合的システムの構築	7
2. 簡素で効率的なシステムの構築	8
3. 使い勝手の良いシステムの構築	8
4. 迅速、的確な税務統計処理システムの構築	8
5. 信頼性あるシステムの構築	9
6. 参考（概念図）	10
第3 償却資産システムの概要	11
第1節 沿 革	11
第2節 償却資産システムの基本となるマスター	12
1. 宛名マスター	12
2. 資産マスター	13
3. 一品マスター	14
4. 課税マスター	14

第3節 電算処理する事務の内容	15
1. 宛名異動処理	15
2. 住居表示の実施に伴う処理	16
3. 償却資産申告書作成処理	17
4. 納税義務者管理項目異動処理	17
5. 定期課税処理	17
6. 定期調後税額異動処理	18
7. 縦覧及び閲覧処理	18
8. 随時課税処理	18
9. 調定後税額異動処理	19
10. 納期限変更処理	19
11. 公示送達処理	20
12. 納税通知書及び納付書の再発行処理	20
13. 証明書の発行処理	20
第4節 電算処理標準日程（表）	21
第5節 償却資産に係る事務の概要	22
1. 償却資産申告書（プレプリント分）の作成に係る事務	22
2. 納税義務者データの入力に係る事務	22
3. 償却資産価格等入力票に係る事務	23
4. 償却資産種類別明細書の入力に係る事務	23
5. 償却資産更正連絡票の入力に係る事務	24
6. 課税標準の特例の入力に係る事務	24
7. 配分資産に関する事務	24
第6節 償却資産の事務処理	25
1. 宛名の異動処理（オンライン処理）	26
2. 宛名のエラー訂正処理（オンライン処理）	31
3. 宛名の搬出帳票	34
4. 住居表示の実施に伴う処理	35
5. 償却資産申告書の作成	37
6. 納税義務者管理項目の異動処理（オンライン入力処理）	40
7. 納税義務者管理項目のエラー訂正処理（オンライン入力処理）	44
8. 搬出帳票（納税義務者リスト）	46

9.	価格等申告データ異動指示入力の異動処理（オンライン入力処理）	47
10.	償却資産電算申告特例入力票の異動処理	54
11.	搬出帳票（入力票リスト）	55
12.	償却資産種類別明細書の異動処理	57
13.	償却資産種類別明細書表紙の作成	60
14.	償却資産種類別明細書のエラー訂正処理（オンライン入力処理）	61
15.	償却資産資産名称入力票の異動処理	64
16.	搬出帳票（一品リスト）	65
17.	更正データ指示入力（耐用年数の短縮）の異動処理（オンライン入力処理）	69
18.	更正データ指示入力（増加償却）の異動処理（オンライン入力処理）	75
19.	更正データ指示入力（陳腐化資産）の異動処理（オンライン入力処理）	81
20.	更正データ指示入力（減免資産）一人別の異動処理（オンライン入力処理）	87
21.	更正データ指示入力（減免資産）一品別の異動処理（オンライン入力処理）	94
22.	更正データ指示入力（非課税資産）の異動処理（オンライン入力処理）	101
23.	更正データ指示入力（共用資産）の異動処理（オンライン入力処理）	107
24.	更正データ指示入力（評価額の補正）の異動処理（オンライン入力処理）	113
25.	更正データ異動修正指示入力の異動処理（オンライン入力処理）	119
26.	搬出帳票（更正データリスト）	128
第7節	定期課税関係の事務の概要	130
1.	定期課税	130
2.	電算異動処理事務の概要	130
3.	縦 覧	133
4.	納税通知書の発付	133
5.	課税台帳と価格等の登録	135
6.	特例額の決定	135
7.	搬出帳票	136
第8節	配分資産に係る事務	139
1.	入力事務	139
2.	搬出帳票の処理	140
3.	追加分等に係る随時課税の事務処理	141
第9節	随時課税処理の概要	142
1.	随時課税処理の概要	142

2.	随時課税の時期	142
3.	搬出帳票	143
第10節	調定後税額異動の事務処理	146
1.	調定後税額異動処理の概要	146
2.	調定後税額異動の時期	146
3.	搬出帳票	146
第11節	納税通知書再出力等の事務処理の概要	149
1.	納期限変更処理	149
2.	公示送達	149
3.	納税通知書の再発行	149
第12節	納期限変更に係る事務処理	150
1.	定期課税分に係る納期限変更	150
2.	随時課税分に係る納期限変更	152
第13節	公示送達に係る事務処理	153
1.	公示送達入力票	153
2.	公示送達一覧表及び公示簿	153
第14節	納税通知書及び納付書の再発行事務	153
1.	納税通知書の再発行	154
2.	告知書のみの再発行	154
3.	納付書の再発行	154
第15節	搬入事務	155
第16節	搬出事務	156
第17節	搬入関係帳票（表）	157
第18節	搬出関係帳票（表）	159
第4	システム導入の効果	163
1.	大量・定型・反復事務の省力化の実現	163
2.	窓口事務及び調査事務等の効率化	163
第5	今後の課題	163
1.	申告書等の文書管理	164

2. OCR入力技術の水準	164
3. 端末操作等	165
第3章 相模原市固定資産（土地）評価システムについて	166
はじめに	166
第1 相模原市の概要	167
第2 平成3年度評価替えに係る作業日程	168
第3 状況類似地域の見直し及び標準宅地の選定	169
1. 路線区分の見直し	169
2. 用途地区の区分	170
3. 状況類似地域の区分	172
4. 主要路線と標準宅地の選定	173
第4 時価水準による価格の評定	175
1. 標準宅地及び路線データの調査・データファイルの作成	176
2. 売買実例の収集・整理とファイルの作成	176
3. 土地価格比準表	177
(1) 住宅地域の土地価格比準表	182
(2) 商業地域の土地価格比準表	211
(3) 工業地域の土地価格比準表	220
4. 土地価格比準表の適用方法	226
(1) 固定資産評価水準による価格の評定	227
(2) 各筆の評点数	231
第5 標準宅地・路線データ項目リスト	237
第4章 相模原市の固定資産（土地）評価事務の電算化について	242

第 1	現在までの経過	242
第 2	土地評価事務の概要	243
第 3	事務の流れ	244
1.	実際の事務の流れ	244
2.	更新処理概要	245
3.	年度更新処理の流れ	247
4.	更正処理の流れ	248
5.	エラーチェック処理について	249
6.	帳票等の出力について	251
7.	オンライン供給について	252
8.	証明の発行について	254
9.	土地マスタについて	254
第 4	土地使用図について	259
第 5	問題点と改善の方向	261

第1章 地方公共団体におけるOA機器の利用状況

自治大臣官房情報管理官室

自治事務官 鈴木 央

第1 はじめに

行政機関における電子計算機の利用は行政事務処理の機械化を主な目的として、昭和30年代半ばから始まった。地方公共団体においては、統計事務における集計や税務事務における税額計算のように、大量の数値データを扱う内部事務処理を効率的に行うことから端を発している。

それから30年余を経た近年においては、オンライン網の整備や大量のデータを自由に検索できるデータベースの構築、それらに伴う住民窓口等での対応の迅速化など住民サービスの向上も実現されており、また電算処理を利用する業務も多岐に渡っており、さらにパソコンが昭和50年代半以降急速に普及し、いまやほとんど全ての職員が情報機器を操作して事務の効率化や住民サービスの向上に生かしつつある。

このような状況の中で、地方公共団体がいかにOA機器を利用しているかについて、自治大臣官房情報管理官室が平成4年4月1日現在で実施した「地方公共団体における電子計算機・OA機器等の利用状況調査」の結果に基づいて紹介することとしたい。

第2 OA機器の利用状況

地方公共団体においては、全都道府県と、3,227の市町村（全市町村の99.0%）において、電子計算機（除くパーソナル・コンピュータ）が利用されている。また、その設置台数も、都道府県で2,253台、市町村で6,988台、合計9,241台を数えるに至り、対前年度比で1,383台（17.6%）の増加となっている。

このように設置台数が大幅に増加しているのは、行政事務における電子計

算機の利用が完全に定着するとともに、技術の進展による機器の低廉化や操作性の向上などの高性能化に伴い、適用業務が拡大し、情報管理部門に集中して処理せず業務担当部門で分散して処理する方式が普及してきたこと等による。

このような電子計算機の設置台数の伸び以上に、パーソナル・コンピュータ、ワード・プロセッサ、ファクシミリなどのOA機器の利用は急速に進んできており、かつての、情報管理部門に情報機器が集中していた時代とは様変わりである。

1. パーソナル・コンピュータ

パーソナル・コンピュータ（以下パソコン）の利用団体数・設置台数は表1のとおりである。

パソコンは昭和50年代中期以降本格的に導入する団体が増加しており、従来の電子計算機に馴染まない非定型の処理や、小規模業務の処理に利用されてきたが、平成4年4月1日現在、都道府県では全団体で45,635台が、市町村では全団体(3,259団体)の94.1%にあたる3,068団体で39,977台が利用されている。設置台数の対前年度伸び率は29.9%である。パソコンの処理能力は急速に向上しており、適用業務も急速に広がってきている。また、回線を通して電子計算機や他のパソコンと結合し、データ等の有効活用が図られるようになってきている。

表1 パーソナル・コンピュータの利用団体数・台数

団体数 団体区分	平成4年4月1日 現在の全団体数	利用団体数	利用団体数 の割合(%)	設置台数	利用団体1団体 当たり平均台数
都道府県	47	47	100.0	45,635	971.0
市町村	指定都市	12	100.0	4,584	382.0
	特別区	23	100.0	1,500	65.2
	市	650	98.5	19,843	31.0
	町村	2,574	93.0	14,050	5.9
	小計	3,259	94.1	39,977	13.0
合計	3,306	3,115	94.2	85,612	27.5

2. ワード・プロセッサ

利用団体数

ワード・プロセッサ（以下ワープロ）の利用団体数・設置台数は表2のとおりである。ワープロは、昭和55年ごろから導入され始め、文書の作成・校正・管理の効率化に役立っているが、平成4年4月1日現在、都道府県では全団体で32,453台が、市町村では全団体の99.1%にあたる3,231団体で69,926台が利用されている。設置台数の対前年度伸び率は、27.8%である。

ワープロもパソコンと同様、回線を通してワープロ通信が行われるなど、単なる文書作成のみならず情報伝達の機器としても利用されてきている。

なお、パソコンもワープロも導入していない団体は、町村で3団体のみとなっている。

表2 ワード・プロセッサの利用団体数・台数

団体数 団体区分		平成4年4月1日 現在の全団体数	利用団体数	利用団体数の割合 (%)	設置台数	利用団体1団体 当たり平均台数
都道府県		47	47	100.0	32,453	690.5
市町村	指定都市	12	12	100.0	11,179	931.6
	特別区	23	23	100.0	4,354	189.3
	市	650	649	99.8	27,813	42.9
	町村	2,574	2,547	99.0	26,580	10.4
	小計	3,259	3,231	99.1	69,926	21.6
合計		3,306	3,278	99.2	102,379	31.2

3. ファクシミリ

ファクシミリの利用団体数・設置台数は表3のとおりである。

ファクシミリは、昭和40年代ごろから導入する団体が増加しており、情報の正確かつ迅速な伝達を可能にしているが、平成4年4月1日現在、都道府県では全団体で12,357台が、市町村では全団体の99.4%にあたる3,240団体で27,405台が利用されている。設置台数の対前年度伸び率は21.1%である。

近年では、同一文書を全部門に一斉に送信するといった高度な利用が普及しつつある。

表3 ファクシミリの利用団体数・台数

団体数 団体区分		平成4年4月1日 現在の全団体数	利用団体数	利用団体数の割合 (%)	設置台数	利用団体 1団体当たりの 平均台数
都道府県		47	47	100.0	12,357	262.9
市町村	指定都市	12	12	100.0	4,830	402.5
	特別区	23	23	100.0	2,303	100.1
	市	650	649	99.8	13,619	21.0
	町 村	2,574	2,556	99.3	6,653	2.6
	小 計	3,259	3,240	99.4	27,405	8.5
合 計		3,306	3,287	99.4	39,762	12.1

4. その他のOA機器

地方公共団体においては、前述したパソコン、ワープロ、ファクシミリ以外にも多くのOA機器が利用されており、その状況は表4のとおりである。

マイクロ写真機器は、公文書や新聞、古文書等の保存等に、OCRは住民税（特徴）の消込み処理等に、利用されている。

地方公共団体におけるOA機器の利用状況は以上のとおりであるが、全体的な傾向として、回線を通じてのネットワーク化がデータベースの構築を伴って進んでおり、データを共同で利用し、しかも離れた地点でそれが利用できるようになってきている。さらに、LANの導入によるネットワーク構築の本格化、さらには、設計の時点からLAN導入を前提にされたインテリジェントビルの実現など、さまざまな取り組みがみられる。

いまや、O A 化は定着し、さらに本格的な利用へとステップを移しつつある。しかも、個別の O A 化から統合的にネットワークされた O A 化へと、すなわち点から面へと、いよいよ深化しつつある段階といえよう。

表 4 地方公共団体におけるその他の O A 機器の状況

団体区分	O A 機器 項 目	テ レ ビ 機	E P R X	電 子 デ ィ ス ク	C D R O M	マ イ ク ロ 写 真 機	C O M	O C R	O M R	フ ジ タ ル 複 写 機	電 子 黒 板
		ス プ	X	ル ク	M	真 器	M	R	R	機 器	板
都道府県	利用団体数 ㉑	17	29	37	23	44	8	31	16	27	28
	利 用 率 (%)	36.2	61.7	78.7	48.9	93.6	17.0	66.0	34.0	57.4	59.6
	設 置 台 数 ㉒	37	108	131	60	415	27	301	36	60	100
	平均設置台数㉒／㉑	2.2	3.7	3.5	2.6	9.4	3.4	9.7	2.3	2.2	3.6
市町村	利用団体数 ㉓	38	315	238	44	453	79	941	18	307	174
	利 用 率 (%)	1.2	9.7	7.3	1.4	13.9	2.4	28.9	0.6	9.4	5.3
	設 置 台 数 ㉔	249	791	384	61	1,615	185	1,302	24	342	252
	平均設置台数㉔／㉓	6.6	2.5	1.6	1.4	3.6	2.3	1.4	1.3	1.1	1.4
計	利用団体数	55	344	275	67	497	87	972	34	334	202
	設 置 台 数	286	899	515	121	2,030	212	1,603	60	402	352

(備考) 利用率＝ $\frac{\text{機器の利用団体数}}{\text{全団体数}} \times 100 (\%)$

第2章 東京都主税局における固定資産税（償却資産）システムの概要

東京都主税局資産税部固定資産評価課

償却資産係長

小川 岩 夫

第1 システム導入の経緯

東京都主税局が税務情報総合オンラインシステムの開発に着手した昭和61年当時、国際化・情報化等の社会・経済情勢の進展に伴い、事務運営上、次のような考慮すべき問題が生じていた。

- 1 急速な円高の進行と企業活動の国際化によるわが国の企業の海外進出に伴う税務事務の複雑化
- 2 巨大都市東京における料飲業界の競争激化や経営状況の変化による課税徴収事務の負担の増大
- 3 高度情報化の進展を背景とした税務事務の電算化による事務処理の効率化と人材の有効活用の必要性

これらの課題に対処し、引き続き都民に信頼される税務行政を推進していくためには、これらの社会・経済情勢の変化を的確に対応し得る新たな執行体制を確立する必要があった。

そこで、現行事務の全般にわたる見直しを行うと共に、一層の効率化と納税者サービスの向上を図るため、主要税目の課税事務から収入管理事務に至る一貫処理と税務統計情報の電算処理を目的とした、税務情報総合オンラインシステムを開発し、事務処理の改善を図ることとなった。

このように、税務情報総合オンラインシステムは、事務処理改善の中心の1つとして位置付けが行われた。

導入にあたって、電算システムそのものは、従来から自動車税、自動車取得税については課税・収入管理のオンラインシステムを設けているほか、法人都民税、法人事業税、個人事業税、固定資産税、都市計画税の5税目の課税システムを稼働させている。

今回の「税務情報総合オンラインシステム」は、先の5税目について従来の課税システムを再開発したうえ、不動産取得税、事業所税、特別地方消費税の課税システムを新規開発し、これらに収入管理システムを新たに加えたシステムである。

このうち、税務情報総合オンラインシステムの一環である償却資産システムとは、現行において手作業で処理している評価計算を電算化するとともに、すでに電算化されている課税システムと連携し、一元化することにより、一品の管理・評価から納税通知書等までの一貫した処理を行うことを目指したシステムである。

第2 システム開発の基本方針

税務情報総合オンラインシステムの一環である償却資産システム並びに各システムの開発にあたっては、職場の実態を十分反映した使い勝手の良いシステム作りを最重点事項として次のような開発の方針を定めた。

1 体系的、総合的システムの構築

個別税目、個別システムごとの電算化は、単に重複や相互の不整合という面をもたらすにとどまらず、事業執行面では非能率、非効率なものとなり職員及び電算処理部門の負担を増大することとなる。

そこで、基本的には、全税目の電算適用を図り、共通する事務等の整理

統合を行い、全システムを体系的に構築する総合システム化を目指すこととした。

特に、収入管理事務については、各税目を横断する共通システムの構築を行うものとする。

2 簡素で効率的なシステムの構築

現行処理の見直しを進め、整理統合を図ったうえで、オンラインの利点を十分生かし得る簡素で効率的なシステムの構築を行うものとする。

3 使い勝手の良いシステムの構築

システムは、職員を中心とする利用者にとって使い勝手の良いものでなければならない。

このため、現行事務の正確な分析と問題点の確実な把握を行い、職員及び職場の意見・要望を十分踏まえたシステム化を図る。

特に、端末機の操作性、画面の展開、データのチェック機能等に配慮していくものとする。

4 迅速、的確な税務統計処理システムの構築

税務統計情報を迅速、的確に把握し、処理していくことは、税務行政運営の基礎であり、関係部所で容易にかつ有効な活用ができるようなシステム化を行う。

特に、多種多様な統計関係の諸帳簿（帳票）については、電子ファイル化を図るとともに、統計データの加工、分析等を可能とするシステムの高度利用及びデータの高度利用を図ることとする。

5 信頼性あるシステムの構築

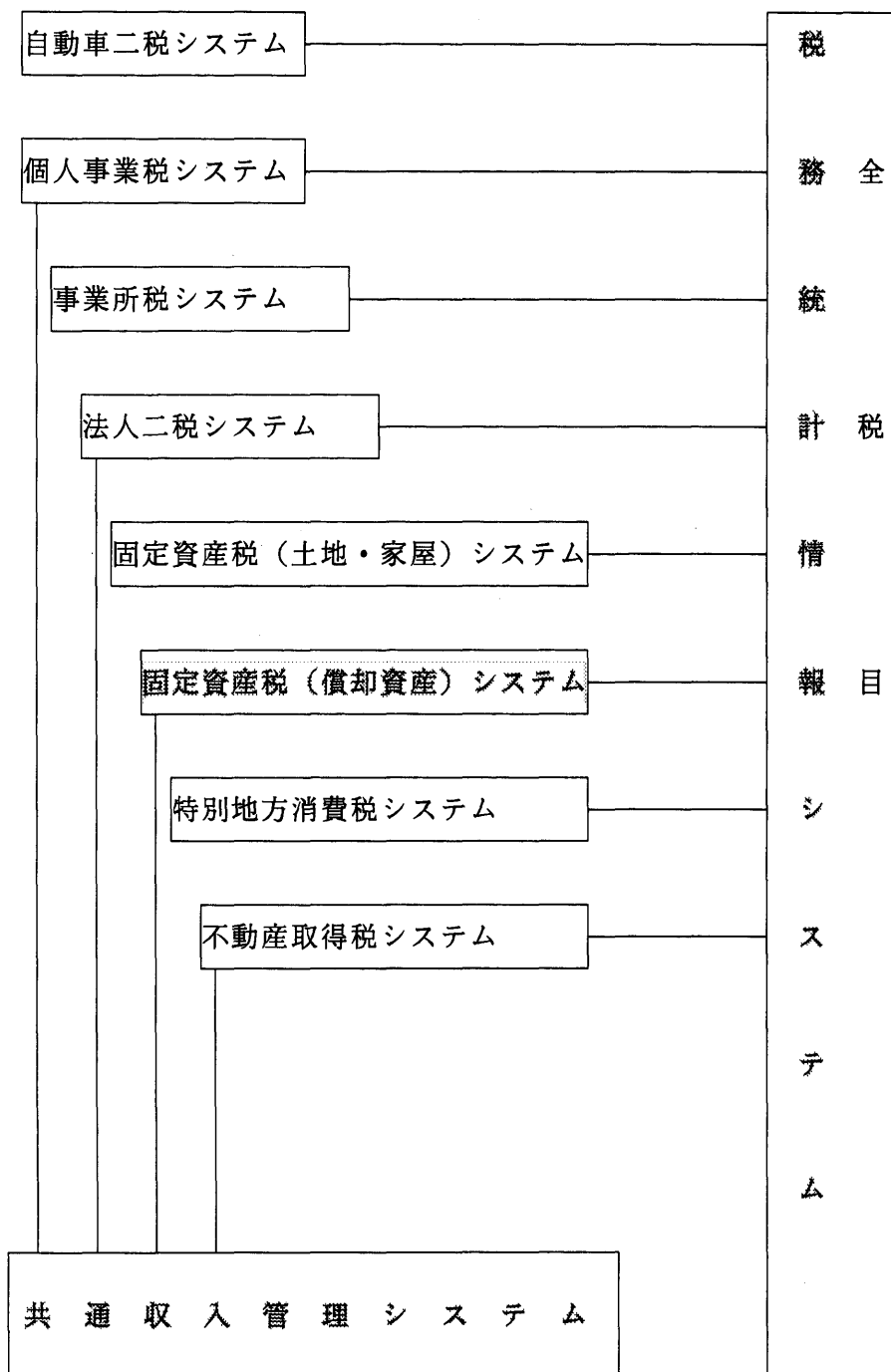
システムを安定的かつ確実に運用していくため、開発体制や開発期間を充実し、事前のテスト等を十分に行う等により信頼性の高いシステムの構築を図る。

また、システムの構築に併せてデータの保護対策、電算上の障害対策、プライバシーの保護対策等に十分な配慮を行うこととする。

以上の5つの基本的立場にたって、かつ、職員の健康管理に留意しつつ民間専門家の知識を活用しながら、個別システムの骨格をつくり、これらに必要な整合性の確保等を行い開発を進めることとした。

6 参考

税務情報総合オンラインシステム概念図



第3 償却資産システムの概要

第1節 沿革

固定資産税・都市計画税の評価及び課税事務の機械化は、複雑増大化する事務の適正な運営を期すうえで緊要なものであり、その最初の試みとして、昭和35年に都税の集中処理のため、税務事務所（3ヶ所）にバローズ会計機を設置し、これにより課税事務の一部を処理していた。

しかしながら、このバローズ会計機では、事務量の増加並びに事務の複雑化に対処することはできないので、昭和39年度の定期課税分からは土地・家屋分の評価計算及び土地、家屋、償却資産の課税計算を総務局総務部電子計算課の電子計算機により処理してきた。

昭和60年4月、主税局全体の電子処理業務の拡大や高度利用が予定される中で、主税局電子計算センターが開設された。

これに伴い、総務局にて処理を行っていた固定資産税・都市計画税の宛名異動処理を主税局電子計算センターに移すとともに納税者等の住所・氏名の漢字化が図られた。

昭和61年にはオンラインによる収入管理システムが開発され、既存の課税システムとの有機的結合が図られることとなった。

昭和62年4月からは土地・家屋分の評価計算及び土地、家屋、償却資産の税額計算などの課税処理も主税局電子計算センターに移された。

平成2年度、税務情報総合オンライン・システム実施要綱の策定により、償却資産においては他の資産に先立ち、新たに固定資産税（償却資産）課税システムの運用が始められた。

第2節 償却資産システムの基本となるマスター

1 宛名マスター

納税義務者及び納税管理人（以下「納税義務者等」という）に関する情報を記録したもので、納税通知書を始めとする課税、徴収に係る各種の出力帳票に納税義務者等に係る宛名情報を提供する。

宛名マスターは氏名コード又は整理番号（納税義務者を特定する番号）とそれに対応する宛名情報を収録するもので、納税義務者に関する部分、納税管理人に関する部分、及び氏名コード（整理番号）変更又は合併に係る旧氏名コード（整理番号）並びに新氏名コード（整理番号）を記録した履歴部分の3部分により構成されている。

納税義務者、納税管理人に関する部分は、事務所単位に設定した氏名コード（整理番号）に対し、納税義務者等の「住所」、「方書」、「氏名」についてそれぞれ、漢字、カナ双方のデータを記録している。

納税義務者、納税管理人に関する部分の漢字データは、「住所」欄では40文字、「方書」欄では25文字、「氏名」欄では40文字記録でき、納税通知書、名寄帳、督促状、催告書等の出力情報に宛名情報を提供する。

また、カナデータは「住所」欄、「方書」欄、「氏名」欄について40文字記録でき、端末機でカナ文字により納税義務者等を検索する場合並びに口座振替を行う際、金融機関に送付する磁気テープに宛名情報を提供する場合に活用される。

宛名マスターの更新は宛名入力票等またはオンラインの入力によって行われ、異動コードの区分（抹消、新規、修正）にしたがって既存データの削除、登録、修正が行われる。

2 資産マスター

資産マスターは、課税台帳を始め各出力帳票の基となるマスターであり、オーナーファイル部と履歴ファイル部から構成されている。

オーナーファイル部は、納税義務者管理項目そのものであり、事務所（コード）、整理番号、CD、個法（コード）、事業種目（コード）、事業開始年月、評価開始（年）、評価停止（年）、（主たる資産の）所在地、相当年（度）、申告区分、申告サイン、全品減少（区分）、0申告区分、不申告区分等が記録されている。

当該ファイル部は、価格等入力票、種類別明細書、更正連絡票等が入力された場合に、各帳票間のデータの統制をはかる総合管理部分である。

履歴ファイル部は、履歴データ部、特例データ部及び減免データ部に分けられる。

履歴データ部は価格等入力票の構成そのもので、事務所（コード）、整理番号、CD、相当年、修正（作成）年、修正（作成）月をキーとして、種類別に当年取得価額、帳簿価額、評価額、決定価格、課税標準額、件数及び合計額等のデータを管理をする。

特例データ部は、事務所（コード）、整理番号、CD、年度、特例（コード）をキーとして、入力された課税標準の特例情報を管理する。

減免データ部は、事務所（コード）、整理番号、CD、（評価対象）年度、（減免）理由コードをキーとして、減免税額等の減免情報を管理する。

このように、各帳票により入力された結果のデータを7年間管理している部分である。

この資産マスターオーナー部は、宛名入力票（納税義務者管理項目）により作成する。

3 一品マスター

納税義務者から申告された一品資産のデータを管理するマスターであり、オーナーファイル、明細ファイル及び経歴ファイルにより構成されている。

オーナーファイルは、事務所（コード）、整理番号、CDをキーとして、最終資産（コード）、申告区分のデータ部分からなり、登録する一品資産の統制をはかる部分である。

明細ファイルは種類別明細書（増加・全資産用）の入力帳票と同じ構成となっており、事務所（コード）、整理番号、CD及び資産コードをキーとして、（資産の）種類、資産名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、減価残存率、企業内移動（年）、評価開始（年）、評価終了（年）等のデータを7年間管理する。

経歴ファイルは、事務所（コード）、整理番号、CD、資産コード、年度をキーとして、更正連絡票により入力されたデータをファイル化したものであり、減免、共用、非課税、特例（種類別明細書で入力される一人別の特例情報）、耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化、評価額の補正の8種類の経歴情報を管理する。

該当資産の評価に際して経歴があった場合、このデータを織り込むことにより適正な評価額等を算出する。

なお、経歴ファイルは、データを7年間管理する。

4 課税マスター

資産マスターに記録されている課税標準額に基づき課税計算を行い、納税者別、課税月別に税額データを記録したものであり、納税通知書、個人別調書等、課税に係る各出力帳票及び徴収部門に課税情報を提供す

る。

課税マスターは、課税事務所（コード）、税目（コード）、氏名コード（整理番号）、CD、調定年度、課税月、相当年度、課税標準額、当初税額、減免、納付税額、報奨金等のデータを記録している。

課税マスターは定期課税の際、新たに発生した課税内容を記録するほか、随時課税処理を行った場合は随時課税内容を追加し、調定後異動処理を行った場合は定期課税又は随時課税によって記録した課税内容の修正を行う。

また、納期限変更入力票、公示送達入力票による入力があった場合は、納期限の修正又は公示日の記録を行う。

なお、このマスターは過去7年間保存する。

第3節 電算処理する事務の内容

固定資産税（償却資産）に係る評価・課税事務のうち、電算処理する主なものは次のとおりである。

1 宛名異動処理

宛名の異動処理は、宛名入力票またはオンライン入力により行われる。

宛名の異動処理により、宛名マスターには、納税義務者等の氏名（名称）及び納税通知書送付先の住所等、整理番号をキーとして宛名情報を登録する。

整理番号は、宛名異動処理に基づき宛名マスターに登録されるほか、納税義務者異動処理に基づき資産マスターに登録され、課税事務等のデータ処理のキーとなる。

納税義務者の住所、氏名の変更や新規の納税義務者の設定等が生じた

場合は、原則として毎月、宛名入力により宛名マスターの更新を行う。

この場合宛名入力に誤りのないものは宛名マスターを更新し宛名異動修正リストを、また宛名入力に誤りがあるものは宛名異動エラーリストを作成する。

宛名異動エラーリストについては指定した日にオンラインにより訂正処理（以下「オンライン訂正」という。）を行う。この結果、宛名マスターの更新を行った場合は、入力票の場合と同様に宛名異動修正リスト及び宛名異動エラーリストを作成する。

宛名マスターに記録された納税義務者等に関する宛名情報は、定期課税における納税通知書及び個人別調書等のほか随時課税処理、調定後税額異動処理における出力帳票に納税義務者の住所・氏名を提供する。

また、共通収入システムにおける督促状、滞納票及び催告状の作成にも使用する。

このため、宛名マスターには、常に最新で正確な情報を記録しておく必要があり、異動情報を把握した場合には迅速に処理し入力を行うことが求められる。

2 住居表示の実施に伴う処理

住居表示実施区域通知書により住居表示が実施された町名、丁目を入力し、宛名マスターに記録されている当該住所を有する納税義務者等を抽出する処理で、年2回行う。

この対象となったものは、住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表及び住居表示変更照会書を作成する。

3 償却資産申告書作成処理

宛名マスターに記録されている償却資産の納税義務者等について翌年度の申告書をプレプリントする処理である。

この場合、申告書の作成処理に先立って償却資産申告書不作成（解除）の入力を行う。

この入力は、宛名マスターに記録されている償却資産の納税義務者等について翌年度の申告書の作成が不要のもの又は今年度不要であったが、翌年度より必要となるものについての指示を行うものである。

4 納税義務者管理項目異動処理

新規分納税義務者及び納税義務者等の主たる資産の所在地、業種、申告区分等の更新等の異動が生じた場合は、当該納税義務者の評価・課税処理に先立ち、宛名入力票（納税義務者管理項目）の入力をし、資産マスターを更新する。

なお、新規申告分については、申告書に基づき、免税点を考慮して入力する。

入力の結果、宛名入力票（納税義務者管理項目）に誤りのないものは、資産マスターが更新され、納税義務者更新リストが搬出される。

また、入力に誤りのあるものは、納税義務者エラーリストを搬出する。エラーとなったものについては、オンライン訂正又は次回入力日に修正すべきデータを再度、宛名入力票（納税義務者管理項目）により入力を行う。

5 定期課税処理

宛名入力票（納税義務者管理項目）、価格等入力票、種類別明細書、

更正連絡票並びにオンライン入力により、入力され更新されたデータより作成された資産マスターに基づき、年税額を算出し課税マスターを更新する。

この課税マスターと宛名マスターにより納税通知書、償却資産個人別調書等を作成するとともに、調定額決議書、賦課決定調書及び各種統計資料を作成する。

6 定期調後税額異動処理

定期課税処理において作成した課税マスターに減免等の修正処理を要するもの及びエラー等が生じ訂正を要するものは、定期課税に係る調定後訂正処理を行い、課税マスターの修正を行う。

修正を行った結果、差し替え用の納税通知書、償却資産個人別調書、調定額決議書、賦課決定調書等を作成する。

なお、口座振替担当が口座情報について異動入力した場合は、異動分について納税通知書を作成する。

7 縦覧及び閲覧処理

縦覧及び閲覧処理は、入力データが正当に処理され評価計算が完了したもののについて、固定資産税課管理係において端末機より指定用紙に出力することにより行う。

8 随時課税処理

定期課税の調定後において、償却資産の期限後申告又は所有者の誤謬等で増額修正の事実が判明し課税する場合は、原則として年4回、一般申告においては、種類別明細書、更正連絡票等を、また電算申告分にお

いては、価格等入力票、更正連絡票等を入力し随時課税を行う。

これらの入力データに誤りがない場合は、各帳票に対する更新リストが作成される。

また、データにエラーが生じた場合は、各帳票に対してエラーリストが作成されるので、それぞれエラー訂正処理を行う。

これらの処理を行うことにより、課税マスターを更新し、納税通知書、納税通知書宛名補記リスト、個人別調書、随時価格決定調書、賦課決定調書、価格等修正決定書、調定額決議書、課税台帳等を作成する。

9 調定後税額異動処理

定期課税又は随時課税の調定後において、非課税、減免又は価格の修正等の異動事由により、すでに賦課した税額の減額や取消を行う必要のあるものを原則として月1回異動処理することができる。

一般申告においては償却資産種類別明細書（減少資産用）、償却資産修正入力票、更正連絡票又はオンライン入力により、電算申告分については、価格等入力票、更正連絡票又はオンラインにより入力を行う。

これらの入力データに誤りがない場合は、各帳票に対する更新リストが作成される。

また、データにエラーが生じた場合は、各帳票に対してエラーリストが作成されるので、それぞれエラー訂正処理を行う。

これらの処理を行うことにより、課税マスターを更新し、更正納付書、賦課決定書・通知書、価格等修正決定書・通知書、調定額決議書、課税台帳等が作成される。

10 納期限変更処理

定期課税又は随時課税において納税通知書が返戻された場合で、再度発付する納税通知書が納期限10日前までに納税義務者等に到達しない時は、納期限の変更を行う。

納期限を変更するものは、納期限変更の入力を行うことにより徴収マスターに記録されている納期限を1カ月延長する。

納期限変更処理を行ったものは納期限変更処理一覧表及び公示送達入力票を作成する。

11 公示送達処理

前記10公示送達入力票により、公示送達すべき納税義務者のデータを入力することにより徴収マスターに公示送達した旨を記録し、公示簿及び公示送達一覧表を作成する。

12 納税通知書及び納付書の再発行処理

納税義務者等から納税通知書等の再発行を求められた場合、理由等を確認のうえ、端末機より再発行用の納税通知書等を出力し交付する。

また、その他の場合で、納税通知書、告知書及び納付書の再発行を求められた場合は、納税義務者等の利便性を考慮し、固定資産税課管理係と協議のうえ円滑な運用を図ること。

13 証明書の発行処理

納税義務者等より評価証明又は関係証明の発行の申請があった場合は、固定資産税課管理係において、端末機により当該発行画面を展開し、証明書にデータを印字し発行する。

第4節 電算処理標準日程

処 理 名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備 考
宛名異動処理	-----						-----						原則として月1回処理
住居表示の実施に伴う処理		△--▲				△--▲							
償却資産申告書の作成処理					△--▲								
納税義務者異動処理	-----						-----						原則として月1回処理
定期課税関係帳票の作成								△--▲					
納税通知書の作成								△--▲					
配分資産の処理											△--▲		
定期調後異動処理											▲	▲	
随時課税処理	△--▲			△--▲		△--▲				△--▲			年4回処理
調定後税額異動処理	-----						-----					-----	原則として月1回処理
納期限変更処理		△--▲			△--▲		△--▲				△--▲		
公示送達処理			△--▲			△--▲		△--▲				△--▲	

----- 搬入から搬出までの期間を示す ▲ 搬出日を示す。 △ 搬入日を示す。

第5節 償却資産に係る事務の概要

償却資産の事務は、納税義務者に対し送付するプレプリントした償却資産申告書の作成、定期課税等を行うために償却資産種類別明細書等各種入力票の搬入事務、備え付けの端末機によりオンライン入力事務及び配分資産に係る課税事務等がある。

1 償却資産申告書（プレプリント分）の作成に係る事務

宛名マスターに記録している納税義務者等について、次のアからオまでを除き償却資産申告書（以下「申告書」という。）を作成する。

申告書には納税義務者等の住所、氏名等をカナで印字するほか、「所有者コード」欄には、事務所コード、個・法、整理番号、CDを、また当該年度の課税歴があるものについて「*」を印字し搬出するので、償却資産整理票と照合する。

ア 申告書の不作成指示入力を行ったもの

イ 整理番号を変更又は合併したもの

ウ 配分資産、大規模償却資産、共通収入システムの繰越分のもの（整理番号8桁の内、頭1桁目が「9」、「8」、「7」のもの）

エ 納税義務者管理項目で「評価停止」入力済のもの

オ 宛名の入力がなく、納税義務者管理項目のみの登録のあるもの

2 納税義務者データの入力に係る事務

納税義務者データは、償却資産課税台帳（26号様式）に登載される項目のほか、0申告・不申告課税等の評価課税に係る項目及び申告区分等他の帳票と帳票間のデータの統制を図り、エラーを未然に防ぐための制御項目

等のデータからなり、データの異動または登録処理にあたっては、他の全ての入力処理に先立ち行う。

なお、この納税義務者データの輸入は、宛名入力票（納税義務者管理項目）によるほか、端末機によるオンライン入力により行う。

3 償却資産価格等入力票に係る事務

償却資産価格等入力票は、企業電算申告のものについて、納税義務者より申告されたデータに基づき作成する入力票で、これによりバッチ処理を行う。

また、同様の処理を端末機によるオンライン入力により行うことができる。

4 償却資産種類別明細書の入力に係る事務

償却資産種類別明細書は、前年中に資産の異動のあった場合、納税義務者より申告されたデータに基づき作成する入力票で、これによりバッチ処理を行う。

作成にあたっては、申告データに誤りがないかをチェックし、必要項目の記載をする。

償却資産種類別明細書（減少資産用）においては、資産コード一覧表を参照し、一部減少・全部減少となる資産のコードを抹消コード欄に記入する。

また、毎年度全資産申告が行われるものについては、当該年度的全資産に新たに資産コードを付設し直す方法とする。

前年以前の取得資産の中に経歴データを有しているものがある場合、当該資産について新たに付設された資産コードにより償却資産更正連絡票並

びに種類別明細書（特例コード）を作成し経歴データを再入力することが必要となる。

5 償却資産更正連絡票の入力に係る事務

償却資産更正連絡票は、耐用年数の短縮、控除額の加算（増加償却、陳腐化、評価額の補正）、非課税、減免及び共用資産の事由が生じた場合、適正な評価・課税計算を行うため作成する。

入力にあたっては、資産コードがキー項目となるので、資産コードの付設を待ち当該コードが明らかになった時点で作成し入力する。

6 課税標準の特例の入力に係る事務

課税標準の特例の届け出があった資産は、一般申告については、毎年度作成される特例コード一覧表を参照の上、償却資産種類別明細書の特例コード欄を使用して特例コードを入力する。

また、電算申告分等については、償却資産価格等入力票の課税標準額欄に特例適用後の課税標準額を記入し入力するとともに概要調書等の作成のために、電算申告特例入力票により、特例コード別に決定価格、課税標準額等を入力する。

7 配分資産に関する事務

自治省等から通知される「固定資産価格等配分通知書」により宛名情報と税額情報を入力し、配分資産に係る定期課税及び調定後異動処理を行う。

第6節 償却資産の事務処理

償却資産の事務処理の概要は、以下のとおりである。

なお、新規、抹消、修正等の異動処理及び入力された異動データに、データ誤謬等があり、エラーとなったものを訂正する処理は、入力帳票のうち一部を除き同じ処理を端末機によるオンライン入力により行うことができる。

このため、事務処理の具体的方法につき、端末機によるオンライン入力の機能を備えているものについては、入力内容も同様であるので、オンラインによる異動処理の記載とする。

1 宛名の異動処理（オンライン処理）

宛名修正指示入力とは、宛名異動修正指示入力画面に宛名入力票の入力と同様に、納税義務者等の宛名情報に関する異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することをいう。

(1) 新規登録都内分

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分： 2 （1：削除 2：新規 3：修正）
 機械処理NO： カードNO： C3 事務所コード： 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	10000	#	2	0

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
	001	008	03	5-1
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名	@オカワセイサクシ			
漢字氏名	@小川製作所			

- ① 取扱区分「2」（新規）、カードNO、資産「3」、個法、氏名コード、C/D「#」、異動「2」（新規）、区分「0」（一般の場合）、住所コード（区市郡コード、町名コード、丁目コード、街区符号住所番号）、カナ方書等、漢字方書等、カナ氏名、漢字氏名、並びに該当するものがあれば、共有者、カナ補記、漢字補記項目を入力し、内容を確認後送信キーを押す。
- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので、確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
- ③ 機械処理NOが付設され、入力にエラーがない場合下段に「確認後登録キーを押してください」のメッセージが表示される。
機械処理NOは、入力処理ごとにシステムにおいて自動付設される。
登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に、機械処理NO等の記録を行う。
- ④ 登録キーを押し、データの登録を行う。
画面がクリアされ「登録されました」のメッセージが表示される。

(2) 新規登録都外分

宛名異動修正指示入力（都外）画面

99-99 固定（償却資産） 802 宛名異動修正指示入力（都外）
 取扱区分： 2 （1：削除 2：新規 3：修正）
 機械処理NO： カードNO： C4 事務所コード： 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	01	1258500	#	2	0

共有者数	住所	カナ補記 方書	氏名	住所	漢字補記 方書	氏名	旧氏名コード	C/D

道府県コード	20	郵便番号	386 - 22
カナ住所	チヤウケン シヤウマチ オオサキ ヲシ 6285-1		
漢字住所	小泉郡真田町大字傍 6 2 8 5 - 1		
カナ方書等			
漢字方書等			
カナ氏名	ヤマタ タイチ		
漢字氏名	山田 太一		

宛名都内分の入力と異なる部分は以下のとおりである。

- ① カナ補記、漢字補記項目に住所補記がある。
 - ② 道府県コード、郵便番号を入力する。
 - ③ 住所は、都内分では住所コードにより入力するが、都外分では、カナ住所欄、漢字住所欄に、直接カナ及び漢字で入力する。
- 以上の①、②、③の入力が都内分と異なるが、入力方法については、都内分と同様である。

- (3) 同一入力期間中の既登録分の修正処理
(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合)

宛名異動修正指示入力(都内)画面

99-99 固定(償却資産) 801 宛名異動修正指示入力(都内)
取扱区分 : 3 (1:削除 2:新規 3:修正)
機械処理NO : 900001 カードNO : 事務所コード: 01

資産	備法	氏名コード	C/D	異動	区分

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名				
漢字氏名				

- ① 取扱区分、機械処理NOを入力し、送信キーを押す。(既登録分の呼び出し)

この時、取扱区分は同一入力期間中に登録済であり、機械処理NOあるものの呼び出しのため、「3」を入力する。

宛名異動修正指示入力(都内)画面

99-99 固定(償却資産) 801 宛名異動修正指示入力(都内)
取扱区分 : 3 (1:削除 2:新規 3:修正)
機械処理NO : 900001 カードNO : C3 事務所コード: 01

資産	備法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00010000	5	2	0

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等	001	008	03	5-1
漢字方書等				
カナ氏名	@オカ'ラセイサリョ			
漢字氏名	@小川製作所			

XX007 確認後登録キーを押して下さい

- ② 現況を示す画面が表示される。
- ③ 表示された項目に修正入力を行い、送信キーを押す。
- ④ 入力にエラーがない場合、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑤ 入力内容を確認のうえ、登録キー(PF8)を押し、登録を行う。
画面がクリアーされ「登録されました」のメッセージが表示される。

機械処理NOは修正前と同一であり、前回の登録内容の変更が行われる。

(4) 既登録分の修正処理
(既登録済の登録事項の変更の入力を行う場合)

宛名異動修正指示入力(都内)画面

99-99 固定(償却資産) 801 宛名異動修正指示入力(都内)
 取扱区分 : 2 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO : カードNO : C3 事務所コード : 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	16000	2	3	0

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名	@ヤマダ'ショウテン			
漢字氏名	@山田商店			

- ① 取扱区分「2」(新規)、カードNO、資産、個法、整理番号、C/D、異動「3」(修正)、区分「0」(一般の場合)、訂正すべき項目を入力し、内容を確認後、送信キーを押す。

取扱区分は、一入力期間中の初めての入力のため「2」(新規)となる。

宛名異動修正指示入力(都内)画面

99-99 固定(償却資産) 801 宛名異動修正指示入力(都内)
 取扱区分 : 2 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO : 900002 カードNO : C3 事務所コード : 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00016000	2	3	0

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名	@ヤマダ'ショウテン			
漢字氏名	@山田商店			

XX007 確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので、確認のうえ修正し再度送信キーを押す。

- ③ 機械処理NOが付設され、入力にエラーがない場合下段に「確認後登録キーを押してください」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に、機械処理NO等の記録を行う。

- ④ 入力内容を確認のうえ、登録キー(PF8)を押し、登録を行う。
画面がクリアーされ「登録されました」のメッセージが表示される。

- (5) 抹消の入力（同一入力期間中）処理
 （宛名データを登録後、同一入力期間中にその登録データを抹消する場合）

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 1 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900001 カードNO: 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分

共有者数	カナ補記 方書 氏名	漢字補記 方書 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名				
漢字氏名				

- ① 取扱区分「1」、機械処理NOを入力し、送信キーを押す。

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 1 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900001 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00010000	5	2	0

共有者数	カナ補記 方書 氏名	漢字補記 方書 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等	001	008	03	5-1
漢字方書等				
カナ氏名	@小川製作所			
漢字氏名	@小川製作所			

- ② 登録した内容が表示されるので、内容を確認し登録キー（PF8）

を押す。

一度取り消したデータは、機械処理NOを入力しても復活させる

ことはできない。

(6) 抹消の入力(既登録済データの抹消)処理
(誤って登録してしまった場合等のデータの抹消)

宛名異動修正指示入力(都内)画面

99-99 固定(償却資産) 801 宛名異動修正指示入力(都内)
取扱区分 : 2 (1:削除 2:新規 3:修正)
機械処理NO: カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	償法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	10000	5	1	0

共有者数	カナ補記 方書 氏名	漢字補記 方書 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名				
漢字氏名				

- ① 取扱区分「2」(新規)、カードNO、資産、償法、整理番号、
C/D、異動「1」(抹消)、区分「0」(一般の場合)を入力し、
内容を確認後、送信キーを押す。

取扱区分は、一入力期間中の初めての入力のため「2」(新規)
となる。

宛名異動修正指示入力(都内)画面

99-99 固定(償却資産) 801 宛名異動修正指示入力(都内)
取扱区分 : 2 (1:削除 2:新規 3:修正)
機械処理NO: 900003 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	償法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00010000	5	1	0

共有者数	カナ補記 方書 氏名	漢字補記 方書 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等	001	008	03	5-1
漢字方書等				
カナ氏名	@がワセイナジ			
漢字氏名	@小川製作所			

- ② 入力内容を確認し、登録キー(PF8)を押して登録を行う。

画面がクリアされ「登録されました」のメッセージが表示される。

2 宛名のエラー訂正処理（オンライン処理）

(1) エラーデータの削除処理

宛名入力票及び端末によるオンライン入力により入力した結果、宛名異動エラーリストでエラーと検出されたものは、所定の期日に宛名異動修正指示入力画面でエラー訂正をすることができる。

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 3 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900004 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名				
漢字氏名				

- ① 取扱区分「3」（修正）、機械処理NO、カードNOを入力し、送信キーを押す。

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 3 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900004 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00010000	5	2	0

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等	001	008	03	5-1
漢字方書等				
カナ氏名				
漢字氏名				

LA618 カナ氏名記入なし

- ② エラーの現況を示す画面が表示される。

エラー項目はスカイブルーの色で、代表エラーメッセージは画面下方に表示される。

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 3 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900004 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00010000	5	2	0

共有者数	カナ補記 方書 氏名	漢字補記 方書 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
	001	008	03	5-1
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名	@が'クセイクシ			
漢字氏名	@小川製作所			

XX007 確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージによりエラーの内容を確認し、エラーの訂正を行い送信キーを押す。
- ④ エラーがなくなれば、全ての項目がグリーンとなり、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑤ 「PF8」を押し登録を行う。
 「PF8」を押し登録を行うと、更新のメッセージが表示され、画面がクリアーされる。

(2) エラーデータの削除処理

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 1 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900005 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等				
漢字方書等				
カナ氏名				
漢字氏名				

- ① 取扱区分「1」（削除）、機械処理NO、カードNOを入力し、送信キーを押す。

宛名異動修正指示入力（都内）画面

99-99 固定（償却資産） 801 宛名異動修正指示入力（都内）
 取扱区分 : 1 (1:削除 2:新規 3:修正)
 機械処理NO: 900005 カードNO: C3 事務所コード: 01

資産	個法	氏名コード	C/D	異動	区分
3	02	00010000	5	2	0

共有者数	カナ補記 方書	漢字補記 氏名	旧氏名コード	C/D

住所コード	区市郡コード	町名コード	丁目コード	街区符号住所番号
カナ方書等	001	008	03	5-1
漢字方書等				
カナ氏名	@小川製作所			
漢字氏名				

- ② 入力内容を確認後、「PF8」を押して登録を行う。
 ③ 「PF8」を押して登録を行うと、更新のメッセージが表示され、画面がクリアーされる。

3 宛名の搬出帳票

(1) 宛名異動修正リスト

宛名異動修正リストは、宛名入力票及びオンライン入力により入力した宛名情報の登録、修正等の異動処理を行った結果、正当として処理されたデータについて宛名マスターの更新状況を更新前、更新後で示し搬出する帳票である。

事務所	税目	資産コード	宛 名 異 動 修 正 リ ス ト										作成日	頁
千代田 01	償却	3												
機械処理 NO	カ 個 FO	個 法	管理番号	生保年月日	共有者	カナ 住所氏 所書名	漢字 住所氏 所書名	旧管理番号	旧住所コード	旧市区町村	旧町丁目	旧郵便番号	住所・方書・氏名	備 考
	c301		01015700	030		0007			1301302901			150	トウキョウト シブヤク エビスミナ1-1-1 東京都 渋谷区 恵比寿南 1-1-1 ヤマケチ セイチロウ 外7名 山口 晴一郎 外7名	異動前
	C301		01015700	030		0008			1301302901			150	トウキョウト シブヤク エビスミナ1-1-1 東京都 渋谷区 恵比寿南 1-1-1 ヤマケチ セイチロウ 外8名 山口 晴一郎 外8名	異動後

(2) 宛名異動エラーリスト

宛名異動エラーリストは、宛名データを入力した結果、入力項目にエラーが発生した場合に搬出される帳票でエラー箇所に表示する。

事務所	税目	資産コード	宛 名 異 動 エ ラ ー リ ス ト										作成日	頁
千代田 01	償却	3												
機械処理 NO	カ 個 FO	個 法	管理番号	生保年月日	共有者	カナ 住所氏 所書名	漢字 住所氏 所書名	旧管理番号	旧住所コード	旧市区町村	旧町丁目	旧郵便番号	住所・方書・氏名	備 考
000115	C402		05284900	030					14			240	カナガワケン ヨコハマシ ネット'カ'キリ ニシタビル 131-3 神奈川県 横浜市保土ヶ谷区西久保 131-3 ライオンズ マンション 6-610 ライオンズ マンション 6-610	CD
000118	C301		05354000	3					01001002				トウキョウト メク'ロク ヒモンヤ 2-9-21 東京都 目黒区 碑文谷 2-9-21 パークサイド ヒモンヤ 104 パークサイド ヒモンヤ 104 サトウ カズコ 佐藤 和子	異動コード

4 住居表示の実施に伴う処理

住居表示が実施されると、当該地域に係る納税義務者等の宛名について多量の異動事務が生じる。住居表示が実施された場合には、宛名入力票の作成を効率的に行うため、住居表示実施区域通知書を入力することにより、宛名マスターから住居表示実施区域に係る納税義務者等を抽出し、「住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表」と「住居表示変更照会書」を作成する。

(1) 住居表示実施区域通知書の作成

住居表示実施区域通知書は、区役所より送付される住居表示旧新対照表に基づき、次のように作成する。

〔例２〕住居表示実施区域通知書

事務所		住居表示実施区域通知書	
04			
町 名	丁目	備 考	
0 2 0	0 0	新宿区三光町の全部	
0 8 6	0 1	新宿区東大久保一丁目の一部	
0 8 6	0 2	新宿区東大久保二丁目の一部	

(2) 搬出帳票の処理方法

住居表示実施区域通知書のデータに基づいて旧町名・丁目ごとに、当該地域に住所を有する納税義務者等を抽出し「住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表」及び「住居表示変更照会書」を作成し、次によ

り処理する。

なお、住居表示実施区域通知書を入力した結果を明らかにするため、住居表示実施区域チェックリストを搬出する。

ア 住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表（管内分）

所管区域内で、住居表示が実施され、当該地域に住所を有する納税義務者等の住所・氏名（名称）を町名・丁目・整理番号順に印字したもので帳票の上部に「管内分」と印字する。

したがって、このリストに印字されたものは、「住居表示旧新対照表」等と照合し、変更後の住所により修正の宛名入力票を作成する。

イ 住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表（管外分）

所管区域外で住居表示が実施された場合に、当該地域に住所を有する納税義務者等の住所・氏名（名称）を整理番号順に印字したもので帳票の上部に「管外分」と印字する。

このリストに印字されたものについては、下記(3)の住居表示変更照会書に所要事項を記入のうえ納税義務者等に発付する。

なお、「備考」欄には「発付日」、「回答の有無」又は「返戻」及び「住居表示の実施の有無」等の処理経過を明示しておく。

ウ 住居表示変更照会書

「住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表（管外分）」に印字した納税義務者等に新住居表示を照会するために作成するもので、次により処理を行う。

① 住居表示変更照会書は、「往復はがき」となっているので、返信用には切手を貼付し、発付日、事務所名等所定の事項を記入して、納税義務者等あて発付する。

② 住居表示変更照会書に対する回答により、修正の宛名入力票を作

成する。

なお、回答のない場合は区役所に照会する等の方法により確認のうえ作成する。

- ③ 回答のあった住居表示変更照会書は、所要の処理が終了後、番号順に編綴し、翌年度の定期課税の終了時点まで保存しておく。

5 償却資産申告書の作成

(1) 償却資産申告書不作成（解除）入力票

償却資産申告書不作成（解除）入力票は、廃業及び管外移転等の理由により翌年度以降の償却資産申告書を作成する必要がないものの不作成指示、又は前年度以前に不作成指示を行ったもので償却資産申告書を作成する必要が生じたものの不作成解除を行うための入力票で、次により作成する。

ア 「事務所」欄

事務所コードを記入する。

イ 「整理番号」欄

整理番号一覧表の整理番号を記入する。

ウ 「CD」欄

整理番号一覧表のCDを記入する。

エ 「区分」欄・・・次のコードによる。

コード	区 分	備 考
1	不作成指示	印刷済のため記入不要
9	不作成解除	印刷してある「1」を「9」に書換える

(2) 宛名入力票（納税義務者管理項目）

宛名入力票（納税義務者管理項目）「評価停止」欄の入力によっても、償却資産申告書不作成（解除）入力票と同様に不作成指示をすることができる。

(3) 搬出帳票

ア 償却資産申告書

宛名マスターに記録している納税義務者等について、次の①、②、③、④、⑤を除き償却資産申告書（以下「申告書」という）を作成する。

作成する申告書は、一般申告用が2枚複写、電算申告等用が3枚複写の用紙となる。

また、一般申告用とは、申告区分が「0」、「5」及び宛名項目のみ登録されているものをいい、電算申告用とは、申告区分「1」、「2」をいう。

申告書には納税義務者等の住所、氏名等をカナで印字するほか、「所有者コード」欄には、事務所コード、個・法コード、整理番号、CDを、また、当該年度の課税歴があるものについて「*」を印字し搬出し、償却資産整理票等と照合する。

- ① 不作成入力票で不作成指示を行ったもの（不作成マスターに整理番号のあるもの）
- ② 整理番号を変更または合併したもの（旧整理番号分）
- ③ 配分資産、大規模償却資産、共通収入システムの繰越分のもの（整理番号8桁の内、頭1桁目が「9」、「8」、「7」のもの）
- ④ 納税義務者管理項目の「評価停止」を入力したもの。

⑤ 宛名の入力がなく、納税義務者管理項目のみの登録のあるもの。

イ 償却資産申告書宛名補記リスト

宛名入力票でカナ補記として入力したもの又は住所・氏名等が長大なため補記となったものについて、整理番号順に印字し、申告書の宛名の該当項目を補記する。

ウ 償却資産整理番号一覧表

償却資産整理番号一覧表（以下「整理番号一覧表」という。）は、申告書作成の際に宛名マスターに記録している納税義務者等の住所及び氏名（名称）等を整理番号順に印字する。

エ 償却資産索引簿（五十音順・所在地順）

償却資産索引簿（五十音順）は宛名マスターに記録している納税義務者のカナ氏名（名称）を五十音順に配列し、作成する。

また、償却資産索引簿（所在地順）は、資産マスターに記録している納税義務者の資産所在地を町名コード順、丁目順、号順に配列し作成したものである。

ただし、カナ氏名がないもの及び整理番号を変更又は合併により不使用となった整理番号は印字しない。

オ 償却資産申告書不作成（解除）チェックリスト

償却資産申告書不作成（解除）入力票の入力データをチェックした結果、正当処理されたもの及びエラーとなったものについて、エラー分はメッセージを付し、搬出するので申告書の引き抜き等処理を行う。

- 6 納税義務者管理項目の異動処理（オンライン入力処理）
 納税義務者管理項目指示入力とは、納税義務者管理項目指示入力画面に
 宛名入力原（納税義務者管理項目）の入力と同様に、納税義務者情報に関
 する異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することを
 いう。

(1) 新規登録

49-24 固定（償却資産） 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 2 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO:

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
01	02	16000	#	4 04

納税義務者入力									
異動	申告区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申告区	不申告区	申告年度	全品減少
2	0	71	3 55 7	4 02					
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号（住居番号）									
1									
宛名氏名									
宛名住所									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			
0									

- ① 取扱区分・・・「2」（新規）
- ② 基本共通項目（個・法、整理番号、C D）
 C Dは不明の場合「#」とする。
- ③ 相当年度項目
- ④ 納税義務者管理項目（異動、申告区分、事業種目、事業開始年月、
 評価開始年度、）
- ⑤ 所在地項目

以上の入力すべき項目を入力し、送信キーを押す。

49-24 固定（償却資産） 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 2 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 000001

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
01	02	00016000	2	4 04

納税義務者入力									
異動	申告区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申告区	不申告区	申告年度	全品減少
2	0	71	3 55 07	4 02	00	0	0		0
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号（住居番号）									
1 000 000 00									
宛名氏名									
宛名住所									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			
0									

XX007 確認後登録キーを押して下さい

- ⑥ エントリーNOが付設され、入力エラーがなければ「確認後登録キ
 ーを押してください」のメッセージが表示される。
- ⑦ 入力内容を確認し、登録キー（PF8）を押し登録を行う。
 登録キーを押すと登録が行われ、画面がクリアされて「新規作成
 されました」のメッセージが表示される。

(2) 同一入力期間中の既登録分の修正

49-24 固定(償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 3 (1:取消 2:新規 3:修正)

エントリーNO: 23

事務所 個・法 整理番号 C/D
 2 1

相当年度

納税義務者入力									
異動区	申請種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請	不 申告	全品 減少		
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号(住居番号)									
宛名氏名									
宛名住所									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

① 取扱区分「3」(修正)、エントリーNOを入力し、送信キーを押す。(既登録分の呼び出し。)

49-24 固定(償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 3 (1:取消 2:新規 3:修正)

エントリーNO: 000023

事務所 個・法 整理番号 C/D
 21 02 01853500 5

相当年度
 4 04

納税義務者入力									
異動区	申請種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請	不 申告	全品 減少		
3	20	3 59 09	4 02		1				
* 0	20	3 59 09	4 02		1				
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号(住居番号)									
0 021 120 05 13-14									
0 021 120 05 13-14									
宛名氏名 株式会社 山田メッキ									
宛名住所 高砂1-11-1									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

② 既存データが表示される。

49-24 固定(償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 3 (1:取消 2:新規 3:修正)

エントリーNO: 000023

事務所 個・法 整理番号 C/D
 21 02 01853500 5

相当年度
 4 04

納税義務者入力									
異動区	申請種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請	不 申告	全品 減少		
3	20	3 59 09	4 02		1				
* 0	20	3 59 09	4 02		1				
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号(住居番号)									
1 000 000 00 00000									
0 021 120 05 13-14									
宛名氏名 株式会社 山田メッキ									
宛名住所 高砂1-11-1									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

③ この事例では、納税義務者の資産所在地と送付先が同一となったため変更入力を行う。

49-24 固定(償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 3 (1:取消 2:新規 3:修正)

エントリーNO: 000023

事務所 個・法 整理番号 C/D
 21 02 01853500 5

相当年度
 4 04

納税義務者入力									
異動区	申請種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請	不 申告	全品 減少		
3	20	3 59 09	4 02		1				
* 0	20	3 59 09	4 02		1				
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号(住居番号)									
1 000 000 00 00000									
0 021 120 05 13-14									
宛名氏名 株式会社 山田メッキ									
宛名住所 高砂1-11-1									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

XX007 確認後登録キーを押して下さい

④ 入力内容を確認し、送信キーを押す。

⑤ 入力にエラーがあれば、「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージがでるので、内容を確認し、登録キー(PF8)を押して登録を行う。

(3) 既登録分の修正

49-24 固定（償却資産） 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 2 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO:

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21	02	01853500	5	4 04

納税義務者入力									
異動	申告区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0申告	不申告	申告区	全品減少
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号（住居番号）									
宛名氏名									
宛名住所									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

① 取扱区分・「2」（新規）、基本共通項目（税法、整理番号、C D）、相当年度項目を入力し、送信キーを押す。

49-24 固定（償却資産） 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 2 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 000023

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21	02	01853500	5	4 04

納税義務者入力									
異動	申告区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0申告	不申告	申告区	全品減少
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号（住居番号）									
宛名氏名 株式会社 山田メッキ									
宛名住所 高砂1-11-1									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

② 既存データが表示される。

49-24 固定（償却資産） 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 2 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 000023

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21	02	01853500	5	4 04

納税義務者入力									
異動	申告区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0申告	不申告	申告区	全品減少
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号（住居番号）									
宛名氏名 株式会社 山田メッキ									
宛名住所 高砂1-11-1									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

③ この事例では、「0申告」の入力とするため、異動欄に「3」、
 「0申告」欄にコード「1」を入力する。

④ 入力内容に誤りがないことを確認し、送信キーを押す。

49-24 固定（償却資産） 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 2 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 000023

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21	02	01853500	5	4 04

納税義務者入力									
異動	申告区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0申告	不申告	申告区	全品減少
住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号（住居番号）									
宛名氏名 株式会社 山田メッキ									
宛名住所 高砂1-11-1									
申告区分経歴									
現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6			

XX007 確認後登録キーを押して下さい

⑤ 入力にエラーがなければ、「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージがでるので、内容を確認し、登録キー（PF8）を押して登録する。

(4) 抹消入力 (同一入力期間中)

49-24 固定 (償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 1 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 23

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21				

納税義務者入力									
異動	申請区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請区	不申告年度	全品減少	

住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号 (住居番号)

宛名氏名

宛名住所

申告区分経歴

現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6

① 取扱区分「1」(抹消)、エントリーNO、を入力し、送信キーを押す。(既登録分の呼び出し)

49-24 固定 (償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 1 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 000023

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21	02	01853500	5	4 04

納税義務者入力									
異動	申請区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請区	不申告年度	全品減少	
3		20	3 59 09	4 02		1			
*	0	20	3 59 09	4 02		1			

住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号 (住居番号)

宛名氏名 株式会社 山田メッキ

宛名住所 高砂1-11-1

申告区分経歴

現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6

② 登録した内容が表示される。

49-24 固定 (償却資産) 805 納税義務者管理項目指示入力
 取扱区分 : 1 (1:取消 2:新規 3:修正)
 エントリーNO: 000023

事務所	個・法	整理番号	C D	相当年度
21	02	01853500	5	4 04

納税義務者入力									
異動	申請区	種目	事業開始年月	評価開始年度	評価停止年度	0 申請区	不申告年度	全品減少	
3		20	3 59 09	4 02		1			
*	0	20	3 59 09	4 02		1			

住所同一 区市郡 町名 丁目 街区符号 (住居番号)

宛名氏名

宛名住所

申告区分経歴

現年	過年1	過年2	過年3	過年4	過年5	過年6

③ 入力内容を確認し送信キーを押す。

④ メッセージが出るので登録キー (PF8) を押し登録を行う。

7 納税義務者管理項目のエラー訂正処理（オンライン入力処理）

納税義務者異動修正指示入力とは、納税義務者異動修正指示入力画面に宛名入力票（納税義務者管理項目）または納税義務者管理項目指示入力で端末機により入力された異動データについて、データ誤謬等がありエラーとなったものをオンライン訂正する入力である。

(1) 取消入力

806 納税義務者異動修正指示入力画面

99-99 固定（償却資産） 806納税義務者異動修正指示入力 YY.MM.DD HH:MM:SS

取扱区分：	1	(1：取消 3：修正)
事務所：	08	機械処理NO：139
整理番号：		CD： 個法： 相当年度
異動区分：		
申告区分：		
事業種目：		
事業開始年月：		
評価開始：		
評価停止：		
0申告区分：		
不申告区分：		
全品減少区分：		
住所同一区分：		
区市郡コード：		
町名コード：		
丁目コード：		
街区符号：		

① 取扱区分・・・「1」（取消）、機械処理NOを入力し、送信キーを押す。

806 納税義務者異動修正指示入力画面

99-99 固定（償却資産） 806納税義務者異動修正指示入力 YY.MM.DD HH:MM:SS

取扱区分：	1	(1：取消 3：修正)
事務所：	08	機械処理NO：000139
整理番号：	01402100	CD： 8 個法： 02 相当年度 4 04
異動区分：	3	
申告区分：	0	
事業種目：	72	
事業開始年月：	3 53 12	
評価開始：	4 02	
評価停止：	00	
0申告区分：	1	
不申告区分：	0	
全品減少区分：	0	
住所同一区分：	1	
区市郡コード：	000	
町名コード：	000	
丁目コード：	00	
街区符号：		

不完全ダブル

② 入力にエラーとなったデータが表示される。

806 納税義務者異動修正指示入力画面

99-99 固定（償却資産） 806納税義務者異動修正指示入力 YY.MM.DD HH:MM:SS

取扱区分：	1	(1：取消 3：修正)
事務所：	08	機械処理NO：000139
整理番号：	01402100	CD： 8 個法： 02 相当年度 4 04
異動区分：	3	
申告区分：	0	
事業種目：	72	
事業開始年月：	3 53 12	
評価開始：	4 02	
評価停止：	00	
0申告区分：	1	
不申告区分：	0	
全品減少区分：	0	
住所同一区分：	1	
区市郡コード：	000	
町名コード：	000	
丁目コード：	00	
街区符号：		

不完全ダブル

③ 表示された内容を確認する。

④ メッセージが表示されるので登録キー（PF8）を押し、登録を行う。登録キーを押すと登録が行われ、画面がクリアーされて更新のメッセージが表示される。

(2) 修正入力

806 納税義務者異動修正指示入力画面
99-99 固定 (償却資産) 806納税義務者異動修正指示入力 YY.MM.DD HH:MM:SS

取扱区分:	3	(1:取消 3:修正)
事務所:	08	機械処理NO: 139
整理番号:		CD: 個法: 相当年度
異動区分:	:	
申告区分:	:	
事業種目:	:	
事業開始年月:	:	
評価開始:	:	
評価停止:	:	
0申告区分:	:	
不申告区分:	:	
全品減少区分:	:	
住所同一区分:	:	
区市郡コード:	:	
町名コード:	:	
丁目コード:	:	
街区符号:	:	

① 取扱区分「修正」(3)、機械処理NOを入力し送信キーを押す。

806 納税義務者異動修正指示入力画面
99-99 固定 (償却資産) 806納税義務者異動修正指示入力 YY.MM.DD HH:MM:SS

取扱区分:	3	(1:取消 3:修正)
事務所:	08	機械処理NO: 000139
整理番号:	03232300	CD: 0 個法: 02 相当年度 4 02
異動区分:	:	
申告区分:	:	
事業種目:	:	
事業開始年月:	:	
評価開始:	:	
評価停止:	:	
0申告区分:	:	
不申告区分:	:	
全品減少区分:	:	
住所同一区分:	:	
区市郡コード:	:	
町名コード:	:	
丁目コード:	:	
街区符号:	:	

資産マスターなし

② 入力にエラーとなったデータが表示される。

806 納税義務者異動修正指示入力画面
99-99 固定 (償却資産) 806納税義務者異動修正指示入力 YY.MM.DD HH:MM:SS

取扱区分:	3	(1:取消 3:修正)
事務所:	08	機械処理NO: 000139
整理番号:	03232300	CD: 0 個法: 02 相当年度 4 02
異動区分:	:	
申告区分:	:	
事業種目:	:	
事業開始年月:	:	
評価開始:	:	
評価停止:	:	
0申告区分:	:	
不申告区分:	:	
全品減少区分:	:	
住所同一区分:	:	
区市郡コード:	:	
町名コード:	:	
丁目コード:	:	
街区符号:	:	

確認後登録キーを押して下さい

③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、修正を行った後再度送信キーを押す。

④ 修正にエラーがなければ、スカイブルーの表示がなくなり登録することができる。

⑤ 登録キー(PF8)を押し登録を行う。

登録キーを押すと登録が行われ、画面がクリアーされて更新のメッセージが表示される。

(1) 償却資産納税義務者更新リスト

事務所		償却資産納税義務者更新リスト															作成日		頁									
千代田		01																										
個 法		C 異動申告事業開始年月別償却開始年更新停止 0 不申告課税 全品															所 在 地				相当年		減免		備 考			
コード	整理番号	D 区分	E 種別	F 年	G 年	H 年	I 年	J 年	K 年	L 年	M 年	N 年	O 年	P 年	Q 年	R 年	S 年	T 年	U 年	V 年	W 年	X 年	Y 年	Z 年				
2	5920	5	0	523	61	64	2												1						4	2		更新前
2	5920	5	3	0	523	61	64	2											1						4	2		更新後
2	950327	9	0	723	57	124	2												001	010	01	1-1			4	3		更新前
2	950327	9	3	0	723	57	124	2							1				001	010	01	1-1			4	3		更新後
2	950503	5	0	623	58	34	2												001	010	01	1-1			4	4		更新前
2	950503	5	3	0	623	58	34	2							1				001	010	01	1-1			4	4		更新後

償却資産納税義務者エラーリストは、納税義務者データを入力した結果、入力項目にエラーが発生した場合に搬出される帳票で、エラー箇所にアスタリスクを表示する。

— 46 —

9 価格等申告データ異動指示入力の特典処理（オンライン入力処理）

価格等申告データ異動指示入力とは、償却資産価格等入力票と同様に、企業電算申告、評価の特典及び大規模償却資産等のものについて、価格及び課税標準等の異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力すること及びデータを入力した結果誤差等がありエラーリストが搬出されたものを訂正するための入力である。

(1) 新規登録・・申告区分「1」（企業電算申告）の場合

59-22 設(置)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 1 機械処理NO:
整理番号: 700100 CD: 5 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 1

前年取得	前年中減少	前年中取得	当年取得	
			2093644	
			2769710	
			4863354	
帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数
934562	921603	921603	921603	8
852282	887559	887559	887559	12
1786844	1809162	1809162	1809000	20
異動件数:		取扱件数:		

- ① 取扱区分・・「2」（新規）
- ② 整理番号、CD、異動区分、相当年度、申告区分
- ③ 異動区分「2」（新規）とする。
- ④ 当年取得
任意項目の前年取得、前年中減少、前年中取得を入力してさしつかえない。
- ⑤ 帳簿価額、評価額、決定価格、課税標準額及び件数の必須項目を記入する。
- ⑥ 以上の入力すべき項目を入力し、送信キーを押す。

59-22 設(置)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 01 機械処理NO: 900001
整理番号: 00700100 CD: 5 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 1

前年取得	前年中減少	前年中取得	当年取得	
			2,093,644	
			2,769,710	
			4,863,354	
帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数
934,562	921,603	921,603	921,603	8
852,282	887,559	887,559	887,559	12
1,786,844	1,809,162	1,809,162	1,809,000	20
異動件数:		取扱件数:		

確認後登録キーを押して下さい

- ⑥ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑦ 機械処理NOが付設され、入力にエラーのない場合は、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑧ 登録キーを押してデータの登録を行う。
画面がクリアーされ、「登録されました」のメッセージが表示される。

(2) 新規登録・申告区分「2」(期末簿価方式による評価の特例)の場合

59-22 設(機)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
 取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
 事務所: 17 機械処理NO:
 整理番号: 867000 CD: 2 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 2

	前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得
構 機 船 航 車 工 計				
帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
構		3584462	3584462	5
機		68994573	68900973	16
船				
航				
車		101484189	101484159	17
工		174063224	173969000	38
計				
異動件数：	取扱件数：			

- ① 取扱区分・「2」(新規)
- ② 整理番号、CD、異動区分、相当年度、申告区分
異動区分「2」(新規)とする。
- ③ 決定価格、課税標準額及び件数の必須項目を記入する。
- ④ 以上の入力すべき項目を入力し、送信キーを押す。

59-22 設(機)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
 取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
 事務所: 17 機械処理NO: 900002
 整理番号: 00867000 CD: 2 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 2

前年前取得		前年中減少		前年中取得		当年取得		
構								
機								
船								
航								
車								
工								
計								
帳簿価額		評 価 額		決定価格		課税標準額		件数
構				3,584,462		3,584,462		5
機				68,994,573		68,900,973		16
船								
航								
車				101,484,189		101,484,159		17
工				174,063,224		173,969,000		38
計								
異動件数：		取扱件数：						

確認後登録キーを押して下さい

- ⑤ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑥ 機械処理NOが付設され、入力にエラーのない場合は、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑦ 登録キーを押してデータの登録を行う。
画面がクリアされ、「登録されました」のメッセージが表示される。

59-22 固定(債 卸 資 産)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱い区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 02 機械処理NO:
整理番号: 3597000 C/D: 6 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 3

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得
-------	-------	-------	------

構機船航車工計

帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数
------	-----	------	-------	----

構機船航車工計

9531000 9

異動件数： 取扱件数：

- ① 取扱区分・「2」(新規)
- ② 整理番号、CD、異動区分、相当年度、申告区分、異動区分「2」(新規)とする。
- ③ 課税標準額の合計欄及び件数の合計欄の必須項目を記入する。
- ④ 以上の入力すべき項目を入力し、送信キーを押す。

59-22 固定(債 権 費 用)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取捨区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 02 機械処理NO: 900003
整理番号: 03597000 C: 6 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 3

前年前取得	前年中减少	前年中取得	当年取得
-------	-------	-------	------

構機船航車工計

帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
------	-------	------	-------	----

「構機船航車工計」

9,531,000 9

異動件数： 取扱件数：

確認後登録キーを押して下さい

- ⑤ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑥ 機械処理NOが付設され、入力にエラーのない場合は、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑦ 登録キーを押してデータの登録を行う。
画面がクリアされ、「登録されました」のメッセージが表示される。

(4) 同一入力期間中の既登録分の修正
(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合)

59-22 股(株)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 09 機械処理NO: 900004
整理番号: CD: 異動: 相当年: 申告区分:

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得
-------	-------	-------	------

構
機
船
航
車
工
計

帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
------	-------	------	-------	----

構
機
船
航
車
工
計

異動件数: 取扱件数:

① 取扱区分・「3」(修正)、機械処理NO

② 以上を入力後、送信キーを押す。

59-22 股(株)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 09 機械処理NO: 900004
整理番号: 06372000 CD: 9 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 1

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当 年 取 得
-------	-------	-------	---------

構
機
船
航
車
工
計

帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
------	-------	------	-------	----

構
機
船
航
車
工
計

異動件数: 取扱件数:

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 現況を示す画面が表示される。
- ④ 修正すべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ⑤ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイプルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
- ⑥ 下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑦ 登録キーを押し、データの登録を行う。
画面がクリアされ「登録されました」のメッセージが表示される。

(5) 既登録分の変更登録

変更の登録にあたっては、増減の差だけでなく、変更後の全額を入力する。

59-22 既(■ ■ ■)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54

取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)

事務所: 09 機械処理NO:

整理番号: 6372000 CD: 1 異動: 3 相当年: 4 04 申告区分: 1

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得	
			362386263	
			2875323163	
			119387520	
			18522682725	
			21879779671	
帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数
185425234	188589745	188589745	188589745	150
1387318379	1391514246	1391514246	1391514246	310
33538576	35725225	35725225	35725225	40
7541279827	7572333491	7572333491	7572333491	6667
9147562016	9188162707	9188162707	9188162000	7167
異動件数:		取扱件数:		

例・・申告区分「1」(企業電算申告の場合)

① 取扱区分・・「2」(新規)

② 整理番号、CD、異動区分、相当年度、申告区分

異動区分「3」(修正)

③ 当年取得

任意項目の前年前取得、前年中減少、前年中取得は申告書に記載する場合に入力する。

④ 帳簿価額、評価額、決定価格、課税標準額及び件数の必須項目を記入する。

⑤ 以上の入力すべき項目を入力し、送信キーを押す。

59-22 既(■ ■ ■)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54

取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)

事務所: 09 機械処理NO: 900004

整理番号: 06372000 CD: 1 異動: 3 相当年: 4 04 申告区分: 1

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得	
			362.386.263	
			2.875.323.163	
			119.387.520	
			18.522.682.725	
			21.879.779.671	
帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数
185.425.234	188.589.745	188.589.745	188.589.745	150
1.387.318.379	1.391.514.246	1.391.514.246	1.391.514.246	310
33.538.576	35.725.225	35.725.225	35.725.225	40
7.541.279.827	7.572.333.491	7.572.333.491	7.572.333.491	6.667
9.147.562.016	9.188.162.707	9.188.162.707	9.188.162.000	7.167
異動件数:		取扱件数:		

確認後登録キーを押して下さい

⑥ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルーの

色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。

⑦ 入力にエラーがない場合は、機械処理NOが付設され、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

⑧ 登録キーを押し、データの登録を行う。

画面がクリアされ「登録されました」のメッセージが表示される。

59-22 国定(債 買 賣)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 1 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 16 機械処理NO: 900006
整理番号: CD: 異動: 相当年: 申告区分:

構機船航車工計

帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
------	-------	------	-------	----

異動件数： 取扱件数：

- 59-22 国定(備 加 費 率)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 1 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 16 機械処理NO: 900006
整理番号: 00984400 CD: 2 異動: 2 相当年: 4 04 申告区分: 1

構機船航車工計

			5.600.000	
			6.000.000	
帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
50.000	52.000	52.000	52.000	10
250.000	253.000	253.000	253.000	5

工	3,000.000	3,695.000	3,695.000	3,695.000	25
計	3,300.000	4,000.000	4,000.000	4,000.000	40
異動件数:		取扱件数:			

- 52 —

(7) 既登録データの抹消入力
(誤って登録してしまった場合等のデータの抹消)

59-22 課税(機)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 16 機械処理NO:
整理番号: 984400 CD: 2 異動: 1 相当年: 4 04申告区分: 1

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得
-------	-------	-------	------

構
機
船
航
車
工
計

帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
------	-------	------	-------	----

構
機
船
航
車
工
計

異動件数: 取扱件数:

- ① 取扱区分・「2」(新規)
- ② 整理番号、CD、異動区分、相当年、申告区分の必須項目を入力し、送信キーを押す。

59-22 課税(機)803 価格等申告データ異動指示入力 04.01.10 15:12:54
取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)
事務所: 16 機械処理NO: 900007
整理番号: 00984400 CD: 2 異動: 1 相当年: 4 04申告区分: 1

前年前取得	前年中減少	前年中取得	当年取得
-------	-------	-------	------

構
機
船
航
車
工
計

帳簿価額	評 価 額	決定価格	課税標準額	件数
------	-------	------	-------	----

構
機
船
航
車
工
計

異動件数: 取扱件数:

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 現況を示す画面が表示されるので送信キーを押す。
- ④ 下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑤ 入力内容を確認し、登録(PF8)キーを押し、登録を行う。

10 償却資産電算申告特例入力票の異動処理

償却資産電算申告特例入力票は、電算申告等による納税義務者の資産に特例該当資産がある場合に、条項ごとに決定価格、課税標準額を入力する帳票である。

また、電算申告特例入力票の入力データは、課税標準の特例の決定、概要調書、個人別調書総計表及び個人別調書トータルリストの作成に使用される。

(1) 新規登録

償 却 資 産 電 算 申 告 特 例 入 力 票

帳票 コード	LA12	事務所 コード	01	作成 年度	4	04	作成 期 合 計 成 年 月 日 期 理 課
異動 区分	整理番号	C D	特 例 コード	結 算 区分	決定 価格	課税標準額	件 数
2	1100	1	0 0 1	1	19226031	6408677	7
2	1100	1	0 0 1	2	172829216	115219464	39
2	1100	1	0 0 4	1	2148498813	716166161	324
2	1100	1	0 0 4	2	2793984866	1862656268	953

① 事務所コード、作成年度、

② 異動区分、整理番号、C D、特例コード、条件区分、決定価格、
課税標準額、件数を入力

(2) 抹消

償 却 資 産 電 算 申 告 特 例 入 力 票

帳票 コード	LA12	事務所 コード	01	作成 年度	4	04	作成 期 合 計 成 年 月 日 期 理 課
異動 区分	整理番号	C D	特 例 コード	結 算 区分	決定 価格	課税標準額	件 数
1	1100	1	0 0 1	1			
1	1100	1	0 0 1	2			
1	1100	1	0 0 4	1			
1	1100	1	0 0 4	2			

① 事務所コード、作成年度、

② 異動区分、整理番号、C D、特例コード、条件区分を入力

(3) 変更登録

償 却 資 産 電 算 申 告 特 例 入 力 票

帳票 コード	LA12	事務所 コード	01	作成 年度	4	04	作成 期 合 計 成 年 月 日 期 理 課
異動 区分	整理番号	C D	特 例 コード	結 算 区分	決定 価格	課税標準額	件 数
1	1100	1	0 0 1	1			
1	1100	1	0 0 1	2			
1	1100	1	0 0 4	1			
1	1100	1	0 0 4	2			

はじめに抹消入力を行う。

① 事務所コード、作成年度、異動区分、整理番号、C D、特例コード、条件区分、を入力し登録データ抹消を行う。

償 却 資 産 電 算 申 告 特 例 入 力 票

帳票 コード	LA12	事務所 コード	01	作成 年度	4	04	作成 期 合 計 成 年 月 日 期 理 課
異動 区分	整理番号	C D	特 例 コード	結 算 区分	決定 価格	課税標準額	件 数
2	1100	1	0 2 5	1	19226031	6408677	7
2	1100	1	0 2 5	2	172829216	115219464	39
2	1100	1	0 3 5	1	2148498813	716166161	324
2	1100	1	0 3 5	2	2793984866	1862656268	953

次の入力時期に新規登録を行う。

② 事務所コード、作成年度、異動区分、整理番号、C D、

③ 変更後の特例コード、条件区分、決定価格、課税標準額、件数を
入力する。

11 搬出帳票

(1) 償却資産価格等入力票更新リスト

償却資産価格等入力票更新リストは、償却資産価格等入力票及び価格申告データ異動指示入力により異動処理を行った結果、正当に処理されたデータについて資産マスターの更新状況を更新前、更新後で示し搬出する帳票である。

事務所		償却資産価格等入力票更新リスト													作成日		頁
千代田		01															
整理番号	C	更新相当年度	戸数	異動件数	更新件数	種類	前年までに取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	計	帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数		
	D	R	年号	年度	区分												
34396009			4	02	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						機	31705540	0	875500	32581040	17449568	16512730	17449568	17449568	9		
						船	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						航	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						車	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						工	680000	200000	247200	727200	287205	278397	287205	287205	3		
						計	32385540	200000	1122700	33308240	17736773	16791127	17736773	17736000	12		
34396009	3		4	02	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0		
						機	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						船	0	0	0	36431040	19343768	18406930	19343768	19343768	10		
						航	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						車	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
						工	0	0	0	727200	287205	278397	287205	287205	3		
						計	0	0	0	37158240	19630973	18685327	19630973	19630000	13		
						機											
						船											
						航											
						車											
						工											
						計											

(2) 償却資産価格等入力票エラーリスト

償却資産価格等入力票エラーリストは、償却資産価格等入力票及び価格申告データ異動指示入力により入力を行った結果、入力データにエラーが発生した場合に搬出される帳票で、エラー箇所にアスタリスクを表示する。

事務所		償却資産価格等入力票エラーリスト													作成日		頁
千代田 01																	
機械処理 NO	整理番号	C	課	年度	申告 区分	申告 年度	種 別	前年 中に取 得した もの	前年 中に減 少した もの	前年 中に取 除した もの	計	帳簿価額	評価額	決定価格	課税標準額	件数	
000545	03503000	#	2	4	04	1											
帳簿価額関連							構 機										
							船										
							航										
							車										
							工				21362300	18479541	17892309	17892309	17892309	2	
							計				21362300	18479541	17892309	17892309	17892000	2	
												*****		*****			
000194	03541600	6	2	404	1												
帳簿価額関連							構 機				5974000	3431848	3072219	3421848	3421848	1	
							船										
							航										
							車										
							工										
							計				5974000	3431848	3072219	3421848	3421000	1	
												*****		*****			
							構 機										
							船										
							航										
							車										
							工										
							計										

(3) 償却資産電算分特例更新リスト

償却資産電算分特例更新リストは、償却資産電算申告特例入力票により、特例情報の登録、抹消等の異動処理を行った結果、正当として処理されたデータについて搬出する帳票である。

事務所		平成 年度 償却資産 電算分特例更新リスト						作成日	頁
整理番号	C D	異動 区分	特 例 コード	条件 区分	決定価格	課税標準額	件数	備 考	
3867000	9		511	1	571,119	190,373	64	更新前	
3867000	93		511	1	571,119	380,746	64	更新後	

(4) 電算分特例エラーリスト

償却資産電算分特例エラーリストは、償却資産電算申告特例入力票により、特例情報の異動処理を行った結果、入力データにエラーが発生した場合に搬出される帳票で、エラー箇所にアスタリスクを表示する。

事務所		償却資産 電算分特例エラーリスト						作成日	頁
年度	整理番号	C D	異動 区分	特 例 コード	条件 区分	決定価格	課税標準額	件数	備 考
4	02022170005	3		025	1	019226031	0006408677	000007	資産マスターなし
*	*****			***	*				
4	02022170005	3		025	2	166025290	000110683527	000016	資産マスターなし
*	*****	*		***	*				

12 償却資産種類別明細書の異動処理

(1) 償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）

償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）は、前年中に増加があったもの及び全資産申告をしたもの等について一品データを入力する帳票である。

なお、償却資産種類別明細書エラー訂正入力票は、エラーリストを兼ねているので搬出帳票の部で記載する。

「控え用」

平成 4 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

番号	1	2	3	4	5	6	種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月 年 月 日	取得価額	耐用年数	減価率	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	適用
01	3								旭栄丸	1	4 3 7	1000000	11		011			
02									(小計)			1000000						
04	6								ワフオ7シス	1	4 3 10	987000	6					
05									(小計)			987000						
06																		

① 整理番号、CD、申告区分、行番号（印刷済）、資産の種類、資産の名称、取得年月、

取得価額、耐用年数、課税標準の特例コードを入力する。

② 資産所在地、所有者の氏名及び名称、数量は任意項目である。

「入力用」

平成 4 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 日	取得価額	耐用年数	減価率	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	適用
01	3		旭栄丸	1	4 3 7	1000000	11		011			
02			(小計)			1000000						
04	6		ワフオ7シス	1	4 3 10	987000	6					
05			(小計)			987000						
06												

③ 企業内移動は「控え」ではなく、「入力用」用紙に輸入項目があるので、該当する資産がある場合は記入する。

④ ナンバーリングにより一連番号を記入する。

(2) 償却資産種類別明細書（減少資産用）

償却資産種類別明細書（減少資産用）は、前年度までに一品マスターに登録してある資産で、前年中に廃棄あるいは移転等により減少した資産を入力し、一品マスターの異動処理を行うための帳票である。

「控え用」

平成 4 年度

種類別明細書（減少資産用）

番号		1	2	3	4	5	6	種類										種別										機械										船舶										航空										車										工										所有者の氏名又は名称										都産業（株）										1枚目									
行番号		資産の種類		抹消コード		資産の名称等		数量		取得年月		取得価額		申告年数		減少の事由及び区分		適用																																																																																									
																1売却 3移動		2滅失 4その他		1全部 2一部																																																																																							
01		6		8900004		ワープロ		1		3 61 04		1000000		6		① 2 3 4		①・2																																																																																									
02		6		8900020		机		1		3 63 05		100000		8		1 2 ③ 4		1・②																																																																																									
03		6		8900022		椅子		1		3 63 05		50000		8		1 ② 3 4		①・2																																																																																									
04																1 2 3 4		1・2																																																																																									
05																1 2 3 4		1・2																																																																																									
06																1 2 3 4		1・2																																																																																									

(1) 全部減少の時

ア 整理番号、CD、抹消コード、減少区分「2」、一連番号が記入必須。

その他の任意項目も複写式であるため、入力用の用紙に記載されてしまうが抹消は不要である。

(2) 一部減少の時

イ 整理番号、CD、抹消コード、数量、取得価額、減少区分、一連番号が記入必須。

なお、数量は登録が「1」の時、今回入力する入力数量が「5」と、登録してある数字を上回ってもエラーとはならない。

「入力用」

平成 4 年度

種類別明細書（減少資産用）

行 番 号	抹 消 コ ー ド	数 量	取 得 価 額	減少の事由及び区分				適 用
				1 全部 2 一部				
01				1・2				
02	8900004	1	1000000	①・2				
03	8900020	1	100000	1・②				
04	8900022	1	50000	①・2				
05				1・2				
06				1・2				

ウ 「控え用」の用紙に記入すると、入力用の用紙には、上記のとおり複写される。

必須項目等の記入を確認し入力する。

エ 過年度処理においては、入力帳票から除外されているので留意すること。

(3) 償却資産種類別明細書修正入力票

償却資産種類別明細書修正入力票とは、既一品マスターに登録されている資産情報の内容に誤りがあった場合、一品マスターの異動処理を行うための帳票である。

(1) 現年度分

平成4 04 年度

帳票コード		LA06		事務所コード		償却資産種類別明細書修正入力票									
				01											
行番号	整理番号	C	資産コード	異動区分	数量	取得年月 年 月	取得 価額	耐用 特例コード 年数	企業内移動		減少	評価開始		評価終了	
		D				年 月			年 号	年 度	数 分	年 号	年 度	年 号	年 度
01	2310500	3	8900048	3			798000								
02	2310500	3	8900074	1											
03	2310600	2	9000012	3	6	125									
04	2310600	2	9000014	3										4	04
05															
06															
07															
08															

① キー項目を入力する

申告年度、帳票コード（印刷済）、事務所コード、整理番号、C D、資産コード、異動区分

② 修正項目を入力する。（部分修正）

資産の種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、特例コード、企業内移動年度、減少区分
評価開始年度、評価終了年度

③ 留意事項

既登録分の取得年月、取得価額、耐用年数、特例コードは修正することができない。

(2) 過年度分

平成4 02 年度

帳票コード		LA06		事務所コード01		償却資産種類別明細書修正入力票											
行番号	整理番号	C	資産コード	異動区分	数量	取得年月 年 月	取得 価額	耐用 年数	特例コード	企業内移動 年 号	減少 年 度	評価開始 年 号	評価終了 年 度				
01	2310900	6	8900006	3		3 6 110	2600000	07									
02	2310900	6	8900100	1													
03																	
04																	
05																	
06																	

① キー項目を入力する

申告年度、帳票コード（印刷済）、事務所コード、整理番号、C D、資産コード、異動区分

② 修正項目を入力する。（部分修正）

資産の種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、

③ 留意事項

過年度分の入力にあたって、特例コード、企業内移動年度、減少区分、評価開始年度、
評価終了年度は入力除外項目である。

既登録分の取得年月、取得価額、耐用年数は現年度と異なり修正することができる。

13 償却資産種類別明細書表紙の作成

償却資産種類別明細書入力用表紙は、種類別明細書を入力する場合の入力用帳票である。

(1) 現年度分・償却資産種類別明細書入力用表紙（減少資産用）

償却資産種類別明細書入力用表紙
(減少資産用)

帳票 コード	事務所 コード	申告 年号年度	
LA04	01	4	04

簿冊番号 1 / 1 200 枚
千代田 都税事務所

(2) 現年度分・償却資産種類別明細書入力用表紙（増加・全資産用）

償却資産種類別明細書入力用表紙
(増加資産・全資産用)

帳票 コード	事務所 コード	申告 年号年度	
LA03	01	4	04

簿冊番号 1 / 1 150 枚
千代田 都税事務所

(3) 過年度分・償却資産種類別明細書

—過年度用— (相当年度・平成2年度分)
償却資産種類別明細書入力用表紙
(減少資産用)

帳票 コード	事務所 コード	申告 年号年度	
LA04	01	4	02

簿冊番号 1 / 1 200 枚
千代田 都税事務所

(4) 過年度分・償却資産種類別明細書入力用表紙（増加・全資産用）

—過年度用— (相当年度・平成2年度分)
償却資産種類別明細書入力用表紙
(増加資産・全資産用)

帳票 コード	事務所 コード	申告 年号年度	
LA03	01	4	02

簿冊番号 1 / 1 150 枚
千代田 都税事務所

14 償却資産種類別明細書のエラー訂正処理（オンライン入力処理）

償却資産一品申告データ異動指示入力とは、償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）、償却資産種類別明細書（減少資産用）、償却資産種類別明細書修正入力票及び償却資産種類別明細書エラー訂正入力票を入力した結果エラーとなったデータを端末機により訂正する入力である。

(1) 取消入力

99-99 設定(経理)		804 一品申告データ異動指示入力		YY.MM.DD	HH:MM:SS
取扱区分:	1	(1:取消	3:変更)		
事務所:	01	機械処理NO	004506	元帳票	
申告年度:					
整理番号:		CD:		申告区分:	
異動区分:					
資産種類:					
資産コード:					
資産名称:					
数量:					
取得年月:					
取得価額:					
耐用年数:					
特例コード:					
企業移動:					
減少区分:					
評価開始:					
評価終了:					

① 取扱区分「1」（取消）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。

99-99 設定(経理)		804 一品申告データ異動指示入力		YY.MM.DD	HH:MM:SS
取扱区分:	1	(1:取消	3:変更)		
事務所:	01	機械処理NO	004506	元帳票	LA04
申告年度:	4 04				
整理番号:	03604001	CD:	0	申告区分:	
異動区分:					
資産種類:					
資産コード:	8900017				
資産名称:					
数量:					
取得年月:					
取得価額:					
耐用年数:					
特例コード:					
企業移動:					
減少区分:	1				
評価開始:					
評価終了:					

整理番号

② 送信キーを押すと、入力両面にエラーとなったデータが表示されるので、表示された内容を確認し、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録をする。

③ 登録が終了すると画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(2) 変更入力

99-99 設(設備) 804 一品申告データ異動指示入力		YY.MM.DD HH:MM:SS
取扱区分:	3 (1:取消 3:変更)	
事務所:	01 機械処理NO 000011 元帳票	
申告年度:		
整理番号:	C D:	申告区分:
異動区分:		
資産種類:		
資産コード:		
資産名称:		
数量:		
取得年月:		
取得価額:		
耐用年数:		
特例コード:		
企業移動:		
減少区分:		
評価開始:		
評価終了:		

① 取扱区分「変更」(3)、機械処理NOを入力し、送信キーを押す。

99-99 設(設備) 804 一品申告データ異動指示入力		YY.MM.DD HH:MM:SS
取扱区分:	3 (1:取消 3:変更)	
事務所:	01 機械処理NO 000011 元帳票 LA03	
申告年度:	4 04	
整理番号:	01109000 C D: 4	申告区分: 0
異動区分:		
資産種類:	6	
資産コード:		
資産名称:	電子計算機	
数量:	001	
取得年月:	3 60 04	
取得価額:	00500000	
耐用年数:	06	
特例コード:		
企業移動:		
減少区分:		
評価開始:		
評価終了:		

② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイブルーの色で表示される。

99-99 設(設備) 804 一品申告データ異動指示入力		YY.MM.DD HH:MM:SS
取扱区分:	3 (1:取消 3:変更)	
事務所:	01 機械処理NO 000011	元帳票 LA03
申告年度:	4 04	
整理番号:	01109000 CD: 4	申告区分: 5
異動区分:		
資産種類:	6	
資産コフ:		
資産名称:	電子計算機	
数量:	001	
取得年月:	3 60 04	
取得価額:	00500000	
耐用年数:	06	
特例コフ:		
企業移動:		
減少区分:		
評価開始:		
評価終了:		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
- ④ 変更入力によりエラーがなければ、スクイブルーの表示がなくなり登録できる状態になるので、登録キー（PF8）を押し登録する。

99-99 設(設備) 804 一品申告データ異動指示入力		YY.MM.DD HH:MM:SS
取扱区分:	(1:取消 3:変更)	
事務所:	機械処理NO	元帳票
申告年度:		
整理番号:	CD:	申告区分:
異動区分:		
資産種類:		
資産コフ:		
資産名称:		
数量:		
取得年月:		
取得価額:		
耐用年数:		
特例コフ:		
企業移動:		
減少区分:		
評価開始:		
評価終了:		

更新されました

- ⑤ 登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

15 償却資産資産名称入力票の異動処理

償却資産資産名称入力票（以下「資産名称入力票」という。）は、種類別明細書を入力した結果、資産の名称等に判読不明文字等があり償却資産資産名称ワーニングリストで出力された名称を修正するための帳票である。

償 却 資 産 資 産 名 称 等 入 力 票

	帳票 コード	事務所 コード	整理番号	C D
基本項目	LA07	1 0	34000	0

順番	資産コード	資 産 の 名 称
01	8900647	タイプライターA10000
02	8900649	圧縮成型機
03		
04		
05		
06		
07		
08		

(1) 償却資産一品異動更新リスト

ア 償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）の場合

① 1行目

② 2行目

③ 3行目

イ 償却資産種類別明細書（減少資産用）の場合

① 1行目・2行目

② 3行目・4行目

③ 5行目・6行目

— 65 —

ウ 償却資産種類別明細書修正入力票の場合

事務所		償 却 資 産 一 品 異 動 更 新 リ ス ト															作成日		頁									
江 東 0 8				中 古 年 間 取 換		資産 コード		資産 の 名 称 等		数 量 年 月		取得 価 額		特 例 企 業 内 移 動		減 価 償 却 率		償 却 率		帳 票		一 連 番 号		行 番 号				
機械 処理 N O	区分	整理 番号	D 号	年 月 日	年 月 日	資産 コード	資産 の 名 称 等	量 号	年 月 日	年 月 日	取得 価 額	年 月 日	取得 価 額	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		38710003	4	2	6	9003103	パン用陳列棚	1	3	6 2 11	125,000	8															更新前	
		38710003	4	2	6	9013103	パン用陳列棚	1	3	6 2 11	125,000	8				4	2	4	2	1	LA06						01	更新後
		2918009	4	3	2	9100001	放送設備工事	1	4	2 1 11	2,550,538	6						4	4									更新前
		2918009	4	3	2	9120001	放送設備工事	1	4	2 1 11	2,550,538	6						4	3	4	3	1	LA06				02	更新後
		38710003	4	3	6	9102711	オフコン	1	4	1	659,860,000	6				1	4	3	4	4								更新前
		38710003	4	3	6	9122711	オフコン	1	4	1	659,860,000	6						4	3	4	3	1	LA06				01	更新後
		14123109	4	4	2	9200004	裁断機	1	4	3 8	5,895,960	10																更新前
		14123109	4	4	2	9200004	裁断機	1	4	3 8	5,895,960	10						4	4	1	LA06						05	更新後

① 1行目・2行目

申告年度が平成2年度（過年度）で、一品資産の抹消入力を行った場合の事例

② 3行目・4行目

申告年度が平成3年度（過年度）で、一品資産の抹消入力を行った場合の事例

③ 5行目・6行目

申告年度が平成3年度（過年度）で、一品資産の評価終了を行った場合の事例

④ 7行目・8行目

申告年度が現年度（平成4年度）で、一品資産の抹消入力を行った場合の事例

(2) 償却資産一品異動エラーリスト兼種類別明細書エラー訂正入力票

償却資産一品異動エラーリスト兼種類別明細書エラー訂正入力票とは、償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）、償却資産種類別明細書（減少資産用）、償却資産種類別明細書修正入力票、償却資産種類別明細書エラー訂正入力票及びオンライン訂正により一品異動を行った結果、エラーとなったデータのリストと共にエラー訂正をする入力票である。

ア 償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）、償却資産種類別明細書（減少資産用）のエラーの場合

事務所	帳票コード	償却資産一品異動エラーリスト兼種類別明細書エラー訂正入力票															作成日	頁
江 東08	LA05																	
NO	整理番号	C	申告年度	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	特例	企業内	海外	譲渡	売却	償却	帳票	一連番号	行番	エラーメッセージ
区分	区分	D	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分
005405	032708002	0	4	036	カラオケセット	4	02100292250004									LA03C00619	06	資産マスターなし
005405																		
001024	00330100#	0	4	046	ユニットボード	013	61020001520008									LA03A0042708		品マスターなし
001024																		
005378	*****		4	04	9000003	01	00380000									LA04F2805401		登録番号変更不可
005378																		
006000	04148000*		4	04	89000050	01	00695000									LA04K0063205CD		
006000																		

① 1行目

申告年度が平成3年度（過年度）で、種類別明細書（増加・全資産用）を入力したところエラーとなった場合の事例。

② 3行目

申告年度が現年度（平成4年度）で、種類別明細書（増加・全資産用）を入力したところエラーとなった場合の事例。

③ 5行目・7行目

申告年度が現年度（平成4年度）で、種類別明細書（減少）を入力したところエラーとなった場合の事例。

イ 償却資産一品異動エラーリスト兼エラー訂正入力票及び償却資産種類別明細書修正入力票のエラーの場合

事務所	帳票コード	償却資産一品異動エラーリスト兼種類別明細書エラー訂正入力票															作成日	頁
台 東06	LA05																	
NO	整理番号	C	申告年度	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	特例	企業内	海外	譲渡	売却	償却	帳票	一連番号	行番	エラーメッセージ
区分	区分	D	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分
0062683																LA05		完全ダブル
==																		
0071391																LA05		オンライン訂正済
==																		
004403	027890008		4	04	9000002	4	0109									3 LA06		05取得年月間違
004403																		

① 1行目・3行目

申告年度が現年度（平成4年度）で、一品異動エラーリスト兼種類別明細書エラー訂正入力票を入力したところエラーとなった場合の事例。

② 5行目

申告年度が現年度（平成4年度）で、種類別明細書修正入力票を入力したところエラーとなった場合の事例。

(3) 償却資産資産名称ワーニングリスト

償却資産資産名称ワーニングリストは、償却資産種類別明細書（増加資産・全資産用）を入力した結果、資産の名称等が判読不明あるいは空白となっている場合に搬出する帳票である。

事務所	償却資産 資産名称ワーニングリスト				作成日	ページ
整理番号	CD	資産コード	資産の名称等	備 考		
34000	0	8900626	タイプライター-□461			
34000	0	8900627	タイプライター-□462			
34000	0	8900628	タイプライター-□463			

整理番号	CD	資産コード	資産の名称等	備 考		
34000	0	8900649	タイプライター-□200			
34000	0	8900651	タイプライター-□464			
34000	0	8900652	タイプライター-□464			

(4) 資産名称更新リスト

資産名称更新リストとは、資産名称入力票を入力した結果、搬出される帳票である。

事務所	償却資産 資産名称更新リスト				作成日	ページ
整理番号	CD	資産コード	資産の名称等	備 考		
1149000	2	8900034	参考資料古代表見本	更新前		
1149000	2	8900034	参考資料現代見本	更新後		
1180101	7	9000008	シナトラ	更新前		
1180101	7	9000008	シュレッター	更新後		

整理番号	CD	資産コード	資産の名称等	備 考		
2756005	9	8900006	ビレテ	更新前		
2756005	9	8900006	テレビ	更新後		
2756005	9	8900007	株価連動テレビ増設	更新前		
2756005	9	8900007	株価テレビNKX-24	更新後		

17 更正データ指示入力（耐用年数の短縮）の異動処理（オンライン入力処理）

更正データ指示入力（耐用年数の短縮）とは、更正データの指示入力（耐用年数短縮画面）に、償却資産更正速結票（耐用年数の短縮）と同様に、異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に抹消の入力

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 4

事務所：19 整理番号： CD： 年度： 異動区分

項番	資産コード	耐用年数
01		
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：19 整理番号：01812000 CD：7 年度：4 04 異動区分 2

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	0 6
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

- ② 先に入力した内容が画面に表示される。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し抹消データの登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(2) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：19 整理番号：01812000 CD：7 年度：4 04 異動区分 1

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	10
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（抹消）、抹消する資産コード、耐用年数を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分 1

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	10
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し抹消データの登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(3) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04異動区分 2

項番	資産コード	耐用年数	項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	0 6	16		
02			17		
03			18		
04			19		

ウ 新規登録

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」（登録）、資産コード、短縮された耐用年数を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分 2

項番	資産コード	耐用年数	項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	0 6	16		
02			17		
03			18		
04			19		

確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。

- ③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ④ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(4) 同一入力期間中の既登録分の変更

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 4

事務所：01 整理番号： CD： 年度： 異動区分

項番	資産コード	耐用年数
01		
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

（同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合）

- ① 取扱区分「3」（変更）、エントリーNOを入力後、送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所： 01 整理番号： 00001000 CD： 5 年度： 4 04 異動区分 2

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	0 6
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

- ② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所： 01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分 2

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	0 8
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(5) 既登録分の変更登録

99-99 固定（償却資産） 817 耐用年数の短縮

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所： 01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分 3

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	6
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

前年度以前にデータを登録した資産の短縮耐用年数を変更する場合、また、現年度に登録した資産の変更について直接変更することができる。

なお、一度登録すると新年度に引き継がれるデータのため変更がなければ再度入力することはない。

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、資産コード、短縮された耐用年数を入力し、送信キーを押す。

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所： 01 整理番号： 00001000 CD： 5 年度： 4 04 異動区分 3

項番	資産コード	耐用年数
01	9200001	0 6
02		
03		
04		

項番	資産コード	耐用年数
16		
17		
18		
19		

確認後登録キーを押して下さい

② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。

③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

④ 登録キーを押し、データの登録を行う。

⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

18 更正データ指示入力（増加償却）の異動処理（オンライン入力処理）

更正データ指示入力（増加償却）とは、更正データ指示入力（増加償却）画面に、償却資産更正連絡票（増加償却）と同様に、異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に抹消の入力

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 4

事務所：04 整理番号： CD： 年度： 異動区分

項番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01							
02							
03							
04							

- ① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：04 整理番号：03888329CD：6 年度：4 04異動区分：2

項番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	06	006	03	005	03	002
02							
03							
04							

- ② 先に入力した内容が画面に表示される。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し抹消データ登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージ（取消されました）が表示され画面がクリアーとなる。

(2) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：04 整理番号：01283032CD：2 年度：4 04異動区分：1

項 番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	12	040				
02							
03							
04							

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（抹消）、抹消する資産コード、適用期間を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：04 整理番号：01283032CD：2 年度：4 04異動区分：1

項 番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	12	040				
02							
03							
04							

確認後登録キーを押して下さい

- ② 入力にエラーがなければ、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(3) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：04 整理番号：03888329CD：6 年度：4 04異動区分：2

項番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	06	006	03	005	03	002
02							
03							
04							

① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、

異動区分「2」（登録）、資産コードを入力する。

② 「月数」欄は、増加償却の適用する月数を記入する。

適用期間は（1）＋（2）＋（3）≤12

③ 「割合」欄は、増加償却の割合を記入する。

例・・20％は020（3桁）

なお、増加償却の割合が2種類又は3種類あるときは、

割合の大きいものから（1）、（2）、（3）の順に入力する。

以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：04 整理番号：03888329CD：6 年度：4 04異動区分：2

項番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	06	006	03	005	03	002
02							
03							
04							

確認後登録キーを押して下さい

② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカ

イブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修

正し再度送信キーを押す。

③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ

下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージ

が表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度

修正用に登録データの記録を行う。

④ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録

を行う。画面左下に更新のメッセージ（新規作成されま

した）が表示され画面がクリアとなる。

(4) 同一入力期間中の既登録分の変更

(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合)

99-99 固定(償却資産) 827 増加償却

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 4

事務所: 04 整理番号: CD: 年度: 異動区分:

項番	資産コード	適用期間(1)		適用期間(2)		適用期間(3)	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01							
02							
03							
04							

① 取扱区分「3」(変更)、エントリーNOを入力後、送信キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 827 増加償却

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 000004

事務所: 04 整理番号: 03888329 CD: 6 年度: 4 04異動区分: 2

項番	資産コード	適用期間(1)		適用期間(2)		適用期間(3)	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	06	006	03	005	03	002
02							
03							
04							

② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：04 整理番号：03888329CD：6 年度：4 04異動区分：2

項番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	03	005	03	004	03	003
02							
03							
04							

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(5) 既登録分の変更登録

（現年度に一度登録したデータを変更登録する場合。）

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：04 整理番号：01283032CD：2 年度：4 04異動区分：3

項番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	06	006	03	005	03	002
02							
03							
04							

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、資産コード、適用する期間を入力し、送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 827 増加償却

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000001

事務所：04 整理番号：01283032CD：2 年度：4 04異動区分：3

項 番	資産コード	適用期間（1）		適用期間（2）		適用期間（3）	
		月数	割合	月数	割合	月数	割合
01	9200001	06	006	03	005	03	002
02							
03							
04							

確認後登録キーを押して下さい

② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。

③ エントリーNOが付与され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

④ 登録キーを押し、データの登録を行う。

⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

19 更正データ指示入力（陳腐化資産）の異動処理（オンライン入力処理）

更正データ指示入力（陳腐化資産）とは、更正データ指示入力（陳腐化資産）画面に、更正連絡票（陳腐化資産）と同様に、異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に抹消の入力

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 4

事務所：01 整理番号： CD： 年度： 異動区分

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01			11		
02			12		
03			13		
04			14		

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

② 先に入力した内容が画面に表示される。

③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。

④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(2) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：10000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（抹消）、抹消する資産コード、陳腐化評価額を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(3) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：10000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」（登録）、資産コードを入力する。
 - ② 「陳腐化評価額」欄に、陳腐化適用後の評価額を記入する。
- 以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
 - ④ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- 登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ⑤ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し登録を行う。
 - ⑥ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(4) 同一入力期間中の登録分の変更

(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合)

99-99 固定(償却資産) 837 陳腐化資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 3

事務所: 01 整理番号: CD: 年度: 異動区分:

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01			11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「3」(変更)、エントリーNOを入力後、送信キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 837 陳腐化資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 000003

事務所: 01 整理番号: 00001000 CD: 5 年度: 4 04 異動区分: 2

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	1,900,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(5) 既登録分の変更登録

(現年度に一度登録したデータを変更登録する場合。)

99-99 固定（償却資産） 837 陳腐化資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	500,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、資産コード、陳腐化評価額を入力し、送信キーを押す。

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

項番	資産コード	陳腐化評価額	項番	資産コード	陳腐化評価額
01	9200001	1.900.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。

③ エントリーNOが表示され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

④ 登録キーを押し、データの登録を行う。

⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

20 更正データ指示入力（減免資産）一人別の異動処理（オンライン入力
処理）

更正データ指示入力（減免資産）一人別とは、更正データ指示入力（減免資産）画面に、償却資産更正連絡票（減免資産）と同様に、電算申告分等の減免、火災、台風及び生活保護等、人単位で把握するものの異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に入力した内容の取消

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 1

事務所：01 整理番号： C D： 年度： 異動区分

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コ-フ	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コ-フ	率		
01								
02								
03								
04								

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信

キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000001

事務所：01 整理番号：00010000 C D：4 年度：4 04 異動区分：2

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コ-フ	率				年	月	日	
51		100.000	10	10	4 04	04	01	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コ-フ	率		
01								
02								
03								
04								

② 先に入力した内容が画面に表示される。

③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消

データの登録を行う。

④ 画面左下に更新のメッセージ（取消されました）が表示さ

れ画面がクリアとなる。

(2) 既登録済データの解除入力

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：19 整理番号：02167000CD：3 年度：4 04異動区分 3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	
51		40.600	37	37	4 04	04	01	9

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								
04								

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「3」（変更）、減免理由コード、減免税額、取扱件数、減免適用日付、用途「9」（解除）を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：19 整理番号：02167000 CD：3 年度：4 04 異動区分 3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	
51		406000	37	37	4 04	04	01	9

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								
04								

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、解除の登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(3) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	
51		40600			404	04	01	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								
04								

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（取消）、減免理由コード、減免税額、減免適用日付を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号：00010000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	
51		40600			404	04	01	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								
04								

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(4) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コ-フ	率				年	月	日	
51		1000.000	1	1	4	04	01	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コ-フ	率		
01								
02								
03								
04								

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」（登録）、減免理由コード、減免税額、異動件数、取扱件数、減免適用日付、を入力する。
以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号：00010000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コ-フ	率				年	月	日	
51		1000.000	1	1	4	04	01	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コ-フ	率		
01								
02								

確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
- ③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ④ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。画面左下に更新のメッセージが表示され、画面がクリアとなる。

(5) 同一入力期間中の既登録分の変更

(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合)

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 10000

事務所：01 整理番号： CD： 年度： 異動区分：

減免理由 コ-フ 率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
				年	月	日	

項 番	資産コード	減免適用日付			減免理由 コ-フ 率	適用割合	用途
		年	月	日			
01							
02							
03							
04							

① 取扱区分「3」（変更）、エントリーNOを入力後、送信
キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号： 00010000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

減免理由 コ-フ 率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
				年	月	日	
51	1000.000	1	1	4 04	04	01	

項 番	資産コード	減免適用日付			減免理由 コ-フ 率	適用割合	用途
		年	月	日			
01							
02							
03							

② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号：00010000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

減免理由 コ-ド	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
					年	月	日	
51		2000.000	1	1	4	04	01	

項 番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コ-ド	率		
01								
02								
03								

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(6) 既登録分の変更登録

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04異動区分：3

減免理由 コ-ド	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
					年	月	日	
51		500000	1	1	4	04	01	

項 番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コ-ド	率		
01								
02								
03								

減免資産一人別を修正する場合は、一旦前に登録した経歴データを解除または抹消してから、新たに新規入力することにより行う。

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、減免理由コード、減免税額、異動件数、取扱件数、減免適用日付を入力し、送信キーを押す。

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	
51		250000	1	1	4	04	01	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								

確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ④ 登録キーを押し、データの登録を行う。
- ⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

21 更正データ指示入力（減免資産）一品別の異動処理（オンライン入力
処理）

更正データ指示入力（減免資産）一品別とは、更正データ指示入力
（減免資産）画面に、償却資産更正連絡票（減免資産）と同様に、浴場
減免等資産一品単位で減免事由ごとに把握するものの異動データの抹消、
新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に入力した内容の取消入力

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 1

事務所：01 整理番号： C D： 年度： 異動区分

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								
04								

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信
キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000001

事務所：01 整理番号：00001000 C D：4 年度：4 04 異動区分：2

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4 04	04	01	51	060	44	
02								
03								
04								

② 先に入力した内容が画面に表示される。
③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し抹消
データの登録を行う。
④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアー
となる。

(2) 既登録済データの解除入力

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分 3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4 04	04	01	51		44	9
02								
03								
04								

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分3」（変更）、減免資産コード、減免適用日付、減免理由コード、減免理由率（率が算出割合とされている場合のみ入力する）、適用割合、用途「9」（解除）を入力する。

以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分 3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4 04	04	01	51	060	44	9
02								
03								
04								

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、解除の登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(3) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	404	04	01	51		44	
02								
03								
04								

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（取消）、減免資産コード、減免適用日付、減免理由コード、適用割合を入力する。
以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	404	04	01	51	060	44	
02								
03								
04								

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(4) 新規登録

99-99 固定(償却資産) 847 減免資産

取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO:

事務所: 01 整理番号: 1000 CD: 5 年度: 4 04 異動区分: 2

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4	04	01	51		44	
02								
03								
04								

- ① 取扱区分「2」(新規)、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」(登録)、資産コード、減免適用日付、減免理由コード、減免理由率(率が算出割合とされている場合のみ入力する)、適用割合を入力する。
以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 847 減免資産

取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 00010000

事務所: 01 整理番号: 00001000 CD: 5 年度: 4 04 異動区分: 2

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4	04	01	51	060	44	
02								

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
- ④ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ⑤ 内容を確認した後、登録キー(PF8)を押し、登録を行う。
- ⑥ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(5) 同一入力期間中の既登録分の変更

(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合)

99-99 固定(償却資産) 847 減免資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 10000

事務所: 01 整理番号: CD: 年度: 異動区分:

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01								
02								
03								
04								

① 取扱区分「3」(変更)、エントリーNOを入力後、送信キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 847 減免資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 00010000

事務所: 01 整理番号: 00001000 CD: 5 年度: 4 04異動区分: 3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4 04	04	01	51		44	
02								
03								

② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 00010000

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4	04	01	56	100	44	
02								
03								

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ、下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(6) 既登録分の変更登録

99-99 固定（償却資産） 847 減免資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4	04	01	56	100	44	
02								

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、資産コード、減免適用日付、減免理由コード、減免理由率、適用割合、以上を入力し、送信キーを押す。

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

減免理由		減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			用途
コード	率				年	月	日	

項番	資産コード	減免適用日付			減免理由		適用割合	用途
		年	月	日	コード	率		
01	9200001	4	04	01	56	100	44	
02								

確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ④ 登録キーを押し、データの登録を行う。
- ⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

22 更正データ指示入力（非課税資産）の異動処理（オンライン入力処理）

更正データ指示入力（非課税資産）とは、更正データ指示入力（非課税資産）画面に、償却資産更正連絡票（非課税資産）と同様に、異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に抹消の入力

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 4

事務所：01 整理番号： CD： 年度： 異動区分

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01					11				
02					12				
03					13				
04					14				

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		100		11				
02					12				
03					13				
04					14				

② 先に入力した内容が画面に表示される。

③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。

④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(2) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		100		11				
02					12				
03					13				
04					14				

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（抹消）、抹消する資産コードを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		100		11				
02					12				
03					13				
04					14				

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PFB）を押し、抹消データの登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(3) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		100		11				
02	9200002		50		12				
03					13				
04					14				

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」（登録）、資産コード、非課税率を入力する。

以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		100		11				
02	9200002		50		12				
03					13				
04					14				

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクリーンブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
- ④ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ⑤ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑥ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(4) 同一入力期間中の既登録分の変更

(同一入力期間中に入力し、登録した内容を変更する場合。)

99-99 固定(償却資産) 857 非課税資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 4

事務所: 01 整理番号: CD: 年度: 異動区分

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01					11				
02					12				
03					13				
04					14				

① 取扱区分「3」(変更)、エントリーNOを入力後、送信キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 857 非課税資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 000004

事務所: 01 整理番号: 00001000 CD: 5 年度: 4 04 異動区分: 2

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		100		11				
02	9200002		50		12				
03					13				
04					14				

② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04異動区分：2

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		50		11				
02	9200002		50		12				
03					13				
04					14				

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(5) 既登録分の変更登録

（現年度に一度登録したデータを変更登録する場合。）

99-99 固定（償却資産） 857 非課税資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		50		11				
02					12				
03					13				
04					14				

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、資産コード、非課税率を入力し、送信キーを押す。

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000004

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

項番	資産コード	年度	非課税率	用途	項番	資産コード	年度	非課税率	用途
01	9200001		50		11				
02					12				
03					13				
04					14				

確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ④ 登録キー（PF8）を押し、データの登録を行う。
- ⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

23 更正データ指示入力（共用資産）の異動処理（オンライン入力処理）

更正データ指示入力（共用資産）とは、更正データ指示入力（共用資産）画面に、償却資産更正連絡票（共用資産）と同様に、異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に抹消の入力

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 4 事務所： 20

整理番号： CD： 年度： 異動区分： 事業割合：

項番	資産コード	用 途
01		
03		
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信
キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000004 事務所： 20

整理番号：00010000 CD：4 年度：4 04 異動区分：2 事業割合：0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

- ② 先に入力した内容が画面に表示される。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(2) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 事務所： 20

整理番号： 10000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1 事業割合：0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（抹消）、事業割合、抹消する資産コードを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000004 事務所： 20

整理番号：00010000 CD：5 年度：4 04 異動区分：1 事業割合：0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(3) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 事務所： 20

整理番号： 10000 CD：4 年度：4 04 異動区分：2 事業割合：0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」（登録）、事業割合、資産コードを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000004 事務所： 20

整理番号： 00010000 CD：4 年度：4 04 異動区分：2 事業割合：0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

確認後登録キーを押して下さい

- ② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。

- ③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(4) 同一入力期間中の既登録分の変更

(同一入力期間中に入力し、登録した内容を変更する場合。)

99-99 固定(償却資産) 867 共用資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 4 事務所: 20

整理番号: CD: 年度: 異動区分: 事業割合:

項番	資産コード	用途
01		
03		
05		
07		

項番	資産コード	用途
02		
04		
08		
10		

① 取扱区分「3」(変更)、エントリーNOを入力後、送信キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 867 共用資産

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 000004 事務所: 20

整理番号: 00010000 CD: 4 年度: 4 04 異動区分: 2 事業割合: 0245

項番	資産コード	用途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用途
02		
04		
08		
10		

② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000004 事務所：20

整理番号：00010000 CD：4 年度：4 04 異動区分：2 事業割合：0550

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(5) 既登録分の変更登録

99-99 固定（償却資産） 867 共用資産

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 事務所：20

整理番号：10000 CD：4 年度：4 04 異動区分：3 事業割合：0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

登録済の経歴データ及び現年度に登録した経歴データの変更は、直接変更することができる。

なお、一度登録すると新年度に引き継がれるデータのため変更がなければ再度入力することはない。

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、事業割合、資産コードを入力し、送信キーを押す。

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 事務所： 20

整理番号： 10000 CD： 4 年度： 4 04 異動区分： 3 事業割合： 0245

項番	資産コード	用 途
01	9200001	
03	9200002	
05		
07		

項番	資産コード	用 途
02		
04		
08		
10		

確認後登録キーを押して下さい

② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。

③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

④ 登録キーを押し、データの登録を行う。

⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

24 更正データ指示入力（評価額の補正）の異動処理（オンライン入力処理）

更正データ指示入力（評価額の補正）とは、更正データ指示入力（評価額の補正）画面に、償却資産更正連絡票（評価額の補正）と同様に、異動データの抹消、新規、修正の内容を端末機により入力することである。

(1) オンライン入力期間（同一期間）中に取消の入力

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 3

事務所：01 整理番号： CD： 年度： 異動区分

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01			11		
02			12		
03			13		
04			14		

① 取扱区分「1」（取消）、エントリーNOを入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 1 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ② 先に入力した内容が画面に表示される。
- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。
- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(2) 既登録済データの抹消入力

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：08 整理番号：508800 CD：1 年度：4 04 異動区分：1

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	893000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「1」（抹消）、抹消する資産コードと補正後評価額を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO： 000003

事務所：08 整理番号：00508800 CD：1 年度：4 04 異動区分：1

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	893,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ② エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

- ③ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、抹消データの登録を行う。

- ④ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(3) 新規登録

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	500000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、相当年度、異動区分「2」（登録）、資産コードを入力する。
 - ② 「補正後評価額」欄に、補正後の評価額を記入する。
- 以上を入力し送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し再度送信キーを押す。
- ④ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。
- ⑤ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑥ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアとなる。

(4) 同一入力期間中の既登録分の変更

(同一入力期間中に一度入力し、登録した内容を変更する場合。)

99-99 固定(償却資産) 877 評価額の補正

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 3

事務所: 01 整理番号: CD: 年度: 異動区分:

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01			11		
02			12		
03			13		
04			14		

① 取扱区分「3」(変更)、エントリーNOを入力後、送信
キーを押す。

99-99 固定(償却資産) 877 評価額の補正

取扱区分: 3 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO: 000003

事務所: 01 整理番号: 00001000 CD: 5 年度: 4 04 異動区分: 2

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	500.000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

② 現況を示す画面が表示される。

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 3 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：000003

事務所：01 整理番号：00001000 CD：5 年度：4 04 異動区分：2

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	1,900,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ 修正をすべき箇所を修正後、送信キーを押す。
- ④ 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スカイブルーの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。
- ⑤ 入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。
- ⑥ 内容を確認した後、登録キー（PF8）を押し、登録を行う。
- ⑦ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

(5) 既登録分の変更登録

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分： 2 （1：取消 2：新規 3：変更）

エントリーNO：

事務所：01 整理番号：1000 CD：5 年度：4 04 異動区分：3

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	1,900,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

- ① 取扱区分「2」（新規）、整理番号、CD、年度、異動区分「3」（変更）、資産コード、補正後評価額を入力し、送信キーを押す。

99-99 固定（償却資産） 877 評価額の補正

取扱区分: 2 (1:取消 2:新規 3:変更)

エントリーNO:000003

事務所:01 整理番号:00001000 CD:5 年度:4 04 異動区分:3

項番	資産コード	補正後評価額	項番	資産コード	補正後評価額
01	9200001	1,900,000	11		
02			12		
03			13		
04			14		

確認後登録キーを押して下さい

② 送信キーを押すと、入力にエラーがある場合は、スクイブルの色でエラー部分を表示するので確認のうえ修正し、再度送信キーを押す。

③ エントリーNOが付設され、入力にエラーがなければ下段に「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示される。

登録データの確認及び同一処理サイクル期間内の再度修正用に登録データの記録を行う。

④ 登録キーを押し、データの登録を行う。

⑤ 画面左下に更新のメッセージが表示され画面がクリアーとなる。

25 更正データ異動修正指示入力(オンライン入力処理)

更正データ異動修正指示入力とは、償却資産更正連絡票、償却資産更正連絡票エラー訂正入力票又はオンライン入力により経歴データの異動処理を行った結果、エラーとなったものについて償却資産更正連絡票エラー訂正入力票と同様の処理を、端末機によるオンライン訂正処理することである。

(1) エラーの取消入力(共通)

59-18 固定(償却資産)887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分: 1 (1:取消 3:変更)

事務所: 02	機械処理NO: 9	整理番号		C D
異動区分	区分	項番	資産コード	年度

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

① 取扱区分「1」(取消)、機械処理NOを入力し送信キーを押す。

59-18 固定(償却資産)887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分: 1 (1:取消 3:変更)

事務所: 02	機械処理NO: 000009	整理番号	05339000	C D	4
異動区分	2	区分	4	項番	01
				資産コード	9200001
				年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途
51					4 04	04	01	44	

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

LA870 一人別減免税額

② 送信キーを押す。

表示された内容を確認し、登録キー(PF8)を押す、抹消データの登録をする。

③ 登録が終了すると画面がクリアーされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(2) 耐用年数短縮の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所: 01				機械処理NO: 000010		整理番号	00001000	CD	5
異動区分	2	区分	1	項番	01	資産コード	9200001	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額
01							

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付	適用割合	用途	用途	用途
					年 月 日				

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

耐用年数

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
 ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイブルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所： 01 機械処理NO： 000010					整理番号	00001000	CD	5	
異動区分	2	区分	1	項番	01	資産コード	9200001	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額
02							

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付	適用割合	用途	用途	用途
					年 月 日				

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
 ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイブルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押して登録する。
 登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(3) 増加償却の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000020	整理番号	00508800	CD	1
異動区分	2	区分	2	項番	02
		資産コード	9200010	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	割合	適用2月数	割合	適用3月数	割合	陳腐化評価額
	06	047					

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付	適用割合	用途		
					年 月 日				

5			6			7
非課税年率	用途	事業割合	用途	事業割合	用途	補正後評価額

適用期間関連

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
 ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイブルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000020	整理番号	00508800	CD	1
異動区分	2	区分	2	項番	02
		資産コード	9200010	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	割合	適用2月数	割合	適用3月数	割合	陳腐化評価額
	03	047					

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付	適用割合	用途		
					年 月 日				

5			6			7
非課税年率	用途	事業割合	用途	事業割合	用途	補正後評価額

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
 ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイブルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押し、登録する。
 登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(4) 陳腐化資産の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所： 01				機械処理NO： 000030		整理番号	00001000	CD	5
異動区分	2	区分	3	項番	03	資産コード	9200005	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額
							600000

4									
減免理由コード	事	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付	適用割合	用途	年	月
					年 月 日				

5			6			7
非課税	年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

異動区分

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
- ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイプルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所： 01				機械処理NO： 000030		整理番号	00001000	CD	5
異動区分	3	区分	3	項番	03	資産コード	9200005	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額
							600000

4									
減免理由コード	事	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付	適用割合	用途	年	月
					年 月 日				

5			6			7
非課税	年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
- ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイプルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押し登録する。
登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(5) 減免資産一人別の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000040	整理番号	02519000	CD	4
異動区分	2	区分	4	項番	04
		資産コード	9200004	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	割合	適用2月数	割合	適用3月数	割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	月	日	適用割合	用途
		6,000,000	1	2	4 04	04	01	44	

5			6		7
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

減免理由コード

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
 ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイプルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000040	整理番号	02519000	CD	4
異動区分	2	区分	4	項番	04
		資産コード	9200004	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	割合	適用2月数	割合	適用3月数	割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	月	日	適用割合	用途
51		6,000,000	1	2	4 04	04	01	44	

5			6		7
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
 ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイプルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押し、登録する。
 登録が終了すると、画面がクリアーされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(6) 減免資産一品別の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分： 3 （1：取消 3：変更）

事務所： 01				機械処理NO： 000050		整理番号		02519100	CD	2	
異動区分		2	区分	4	項番	05	資産コード		9200005	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途
25					4	04	04	01	44

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

減免理由関連

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
- ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイブルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分： 3 （1：取消 3：変更）

事務所： 01 機械処理NO： 000050				整理番号	02519100	CD	2		
異動区分	2	区分	4	項番	05	資産コード	9200005	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途
25	060				4	04	04	01	44

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
- ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイブルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので登録キー（PF8）を押し、登録する。
登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(7) 非課税資産の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000060	整理番号	00001000	CD	5
異動区分	2	区分	5	項番	02
		資産コード	9200010	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	割合	適用2月数	割合	適用3月数	割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			適用割合	用途
					年	月	日		

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額
100	9				

用途

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
 ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイブルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000060	整理番号	00001000	CD	5
異動区分	2	区分	5	項番	02
		資産コード	9200010	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	割合	適用2月数	割合	適用3月数	割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付			適用割合	用途
					年	月	日		

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額
100					

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
 ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイブルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押し、登録する。
 登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(8) 共用資産の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所： 01				機械処理NO： 000070		整理番号		03519000		CD		2									
異動区分		2		区分		6		項番		01		資産コード		9200014		年度		4		04	

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額

事業割合

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
 ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイプルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所： 01 機械処理NO： 000070				整理番号	03519000	CD	2		
異動区分	2	区分	6	項番	01	資産コード	9200014	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途

5		6		7	
非課税年	率	用途	事業割合	用途	補正後評価額
			0700		

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
 ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイプルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押し、登録する。
 登録が終了すると、画面がクリアーされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(9) 評価額の補正の変更入力

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000321	整理番号	02823810	CD	0
異動区分	2	区分	7	項番	04
		資産コード	8900775	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額
							600000

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途

5			6			7
非課税年	率	用途	事業割合	用途	用途	補正後評価額
						590,000

一品マスターなし

- ① 取扱区分「3」（変更）、機械処理NOを入力し送信キーを押す。
 ② 送信キーを押すと、入力にエラーとなったデータがスカイブルーの色で表示される。

59-18 固定（償却資産）887 更正データ異動修正指示入力04.10.23 15:33:49

取扱区分：3（1：取消 3：変更）

事務所：01	機械処理NO：000321	整理番号	02823810	CD	0
異動区分	2	区分	7	項番	04
		資産コード	8900775	年度	4 04

1	2						3
耐用年数	適用1月数	適用1割合	適用2月数	適用2割合	適用3月数	適用3割合	陳腐化評価額
							600000

4									
減免理由コード	率	減免税額	異動件数	取扱件数	減免適用日付年	減免適用日付月	減免適用日付日	適用割合	用途

5			6			7
非課税年	率	用途	事業割合	用途	用途	補正後評価額
						590,000

確認後登録キーを押して下さい

- ③ エラーメッセージにより表示されたエラー内容を確認し、変更を行った後、再度送信キーを押す。
 ④ 変更入力にエラーがなければ、スカイブルーの表示がなくなり「確認後登録キーを押して下さい」のメッセージが表示されるので、登録キー（PF8）を押し、登録する。
 登録が終了すると、画面がクリアされ画面左下に更新のメッセージが表示される。

(1) 償却資産更正データ更新リスト

[illegible]

- ア 一行目・耐用年数の短縮の更新
 イ 二行目・増加償却の更新
 ウ 三行目・減価償却資産の更新
 エ 四行目・減価償却一人別の更新
 オ 五行目・減価償却一品別の更新
 カ 六行目・非課税資産の更新
 キ 七行目・共用資産の更新
 ク 八行目・評価額の補正の更新

償却資産更正データエラーリスト兼エラー訂正入力票は、各種更正連絡票またはオンライン入力により経歴情報の異動処理を行った結果、入力データにエラーが発生した場合に搬出される帳票で、エラー訂正入力を兼ねた帳票である。エラーメッセージを印字し搬出するので、エラー訂正入力票またはオンライン訂正入力により訂正後のデータを入力しエラーを解消する。

[illegible]

- 128 —

事務所	帳票コード	償却資産 更正データエラーリスト 兼 エラー訂正入力票														作成日	頁
千代田	0111																
共通		1		2		3		4		5		6		7			
NO	整理番号	C	D	資産コード	年	年	月	月	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由	減免理由
000050	025191002	2	4	059200005	4	04											
000050																	
000060	000010005	3	5	02920000104	04												
000060																	
000070	035190002	2	6	01920000014	04												
000070																	
000321	028238100	2	7	048900775	4	04											00590000
000321	*****			*****													00590000

- オ 一行目・・減免資産一品別のエラー
 カ 二行目・・非課税資産のエラー
 キ 三行目・・共用資産のエラー
 ク 四行目・・評価額の補正のエラー

第7節 定期課税関係の事務の概要

1 定期課税

定期課税は、「宛名入力票」、「種類別明細書」、「価格等入力票」及び「更正連絡票」等を入力することにより行う。

- (1) 一般申告については、一品マスターのデータから作成される資産マスターに基づき、また、電算申告分等については、「価格等入力票」の入力データから作成される資産マスターに基づき、課税計算を行い、課税マスターを作成し課税する。
- (2) 定期課税に際して、入力データに訂正を要するもの及び入力洩れがあった場合については、上記(1)の各種異動処理を、別途、設定する定期課税に係る調定後異動処理日に入力することにより、定期課税マスターの修正を行う。

2 電算異動処理事務の概要

(1) 宛名・納税義務者の異動処理

ア 償却資産申告書が受理された結果、宛名入力項目及び納税義務者管理項目に、新規・修正・抹消等の入力事由が生じた場合には「宛名入力票」を作成し、入力する。

イ 前年中に増加・減少等がなかったものについては、「宛名入力票」の納税義務者管理項目の「0 申告」欄にコード「1」を記入し、入力する。

ウ 納税義務者管理項目のみの入力については、「納税義務者管理項目指示入力（画面）」によるオンライン入力を基本とする。

(2) 種類別明細書及び価格等入力票の処理

ア 一般申告分

- (ア) 納税義務者の申告区分が一般申告である場合には、申告に基づき、「種別別明細書（増加・全資産用）」及び「種別別明細書（減少）」を使用し、入力する。
- (イ) 登録されている一品資産のデータに、修正・抹消等の入力事由が発生した場合には、「種別別明細書修正入力票」を作成し、入力する。
- (ロ) 上記「(ア)、(イ)」で入力したデータがエラーとなった場合は、「種別別明細書エラー訂正入力票」を作成し、入力する。

なお、この場合のエラー処理については指定された時期に、端末画面から「一品申告データ異動指示入力（画面）」により、オンラインで訂正処理できる。

- (ハ) 課税標準の特例について、一般申告の場合は、「種別別明細書」の特例コード欄を使用し、入力する。
- (ニ) 「種別別明細書」を入力した結果、資産の名称等に判読不明文字等があった場合、「資産名称ワーニングリスト」を搬出する。訂正入力を要するものについて「資産名称等入力票」により、定期課税終了後に入力する。

イ 電算申告分

- (ア) 納税義務者の申告区分が、企業電算申告等である場合には、「種別別明細書」にはよらずに、申告書に算出された価格及び課税標準額等について、「価格等入力票」を作成し、入力する。

また、価格等の申告データの入力については、指定された時期に、端末画面から「価格等申告書データ異動指示入力（画面）」により、オンラインで入力できる。

(イ) 登録された「価格等入力票」のデータに、修正・抹消等の事由が発生した場合は、当該事由に基づき再度「価格等入力票」を作成し、入力する。

(ウ) 上記、「(7)」、「(イ)」の入力によるデータがエラーとなった場合に、再度「価格等入力票」により、入力する。

また、指定された時期に、端末画面から「価格等申告データ異動指示入力（画面）」により、オンラインで訂正できる。

(エ) 電算申告等の納税義務者の所有資産に特例該当資産がある場合は、個人別調書総計表及び概要調書等の統計上の必要から、「電算申告特例入力票」を作成し、入力する。

(3) 経歴データの異動処理

ア 入力した一品資産に、耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産、減免資産、非課税資産、共用資産及び評価額の補正の経歴を入力する場合には、「更正連絡票」を作成し、入力する。

また、課税標準の特例の経歴を入力する場合には、種類別明細書（増加・全資産用）、種類別明細書修正入力票を作成し、入力する。

なお、経歴データのうち、「更正連絡票」の入力については、指定された時期に、端末画面から各「更正連絡票」ごとに対応する「更正データ指示入力（画面）」により、オンラインで入力できる。

イ 上記、「ア」の入力に際してエラーとなった場合は、「更正データエラーリスト兼エラー訂正入力票」または「一品異動エラーリスト兼種類別明細書エラー訂正入力票」を作成し、入力する。

また、「更正データエラーリスト兼エラー訂正入力票」を作成し入力する場合は、入力データ欄に全項目記入し、再入力する。

エラーを取消す場合は、取扱区分「1」及び「評価対象欄」（年号

- ・年度)のみ記入する。

また、経歴データのエラー訂正入力については、指定された時期に、端末画面からオンラインで入力できる。

3 縦覧

縦覧は、入力データが正当に処理され、評価計算が完了したものについて、端末機により印字した「償却資産課税台帳」（以下「課税台帳」という。）により行う。

4 納税通知書の発付

毎年、告示に基づき課税台帳を縦覧に供した後、定期課税処理で作成された納税通知書を発付する。また、定期調後税額異動処理を行ったものについては、電算より搬出される「差替え・引抜きリスト」に基づき、正しい納税通知書と差替えて発付する。

また、宛名補記分については、封入・封緘をしないで搬出し、所定の事務処理を行い発付する。

納税通知書発付日に定期課税処理分と定期調後税額異動処理分を合わせた額の賦課決定及び調定決議を行う。

なお、具体的には次のとおりである。

(1) 納税通知書の作成

ア 定期課税処理に係る納税通知書

(7) 納税通知書の作成区分

償却資産分	一般分
	口座振替分

ただし、免税該当及び端数処理等により税額が「0」となるものの納税通知書は作成しない。

(1) 納税通知書の搬出区分

上記の区分により作成した納税通知書はそれぞれ、要補記分、管内分（郵便番号別）、管外分の氏名コード順に封入封緘し、搬出する。

イ 定期調後税額異動処理に係る納税通知書

定期調後税額異動処理により宛名入力があったもの、または「種別明細書」データまたは「価格等入力票」のデータ、「更正連絡票」等のデータの入力を行い税額を訂正したもの、口座振替担当係から口座振替情報の異動入力があったもののうち、納税通知書の作成を要するものは、上記納税通知書の作成区分により氏名コード順に作成し、搬出する。

(2) 納税通知書の補記と発付事務

定期課税分納税通知書宛名補記リスト及び定期調後税額異動処理に係る納税通知書の宛名補記リストに搬出されたものは、封入・封緘をしないで搬出する。補記の内容を調査し、搬出された納税通知書に補記を行う。

定期課税処理により作成した納税通知書のうち、定期課税に係る調定後訂正処理を行ったもの及び口座振替連絡せんの送付された引抜き、差替えを要するものは、電算より搬出される「差替え・引抜きリスト」に基づき、正しい納税通知書と差替えを行う。

納税通知書発付日には、定期課税処理及び定期調後税額異動処理で作成された税額等集計表、個人別調書トータルリスト等を参考に、賦課決定及び調定決議を行い、納税通知書を発付する。

5 課税台帳と価格等の登録

課税台帳は、地方税法施行規則第26号様式に所有者の住所及び氏名並びに所在、種類、数量及び価格等が登録されるものであるが、新課税システムでは、「宛名・納税義務者」データ、「種類別明細書」データ及び「価格等入力票」の入力データ等から課税台帳のデータ処理を行い、価格等の台帳に登録すべき事項を端末機の画面に反映することとなるので、これを課税台帳へコピー処理することにより作成する。

したがって、課税台帳は、「償却資産申告書」に基づくデータの入出力が正当に処理されたものについて作成する。

なお、法第349条の3または本法附則第15条等の規定が適用されるものにあっては、「種類別明細書」データまたは「価格等入力票」の入力データ等により課税標準の特例による軽減額を控除した後の額を「課税標準額」欄に登録する。

6 特例額の決定

法第349条の3及び本法附則第15条の規定に係る特例額の決定は、「種類別明細書等」の入力によって一品資産ごとに算出する特例額及び「電算申告特例入力票」の入力による特例額を集計し、「個人別調書総計表（特例分）」を定期課税時、定期課税に係る調定後訂正処理時に電算により搬出し、これにより行う。

7 搬出帳票

各種帳票の入力に基づき、定期課税に必要な関係帳票を電算から出力する。

(1) 償却資産全資産明細書

一般申告分の各納税者の償却資産の所有状況、評価額等の内容を把握するため搬出する帳票である。

整理番号、CD、主たる資産の所在地、所有者名、資産の種類、資産コード、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、減価残存率、帳簿価額、評価額、特例コード及び課税標準額を表示する。

また、摘要欄に「増資産」、「一部減」、「各経歴データ」等を表示する。

なお、本帳票の搬出時期は、定期課税時、定期調後税額異動処理に係る調定後訂正処理後に搬出する。

(2) 償却資産整理番号一覧表

宛名マスターに記録されている納税義務者等の住所及び氏名（名称）等を整理番号順に印字する。

新規納税者の整理番号の付設、各納税者の申告状況等の内容を把握するため搬出する帳票である。

住所・氏名、整理番号、金融機関番号、CD、課税歴、補記、申告書不作成区分、免税区分、0 申告区分、申告区分、決定価格、課税標準額、新・旧の整理番号、送付先及び主たる資産の所在地を表示する。

(3) 償却資産索引簿（50音・所在地順）

納税者の氏名・所在地から、整理番号、CD、住所等の検索を容易にするために搬出する帳票である。

氏名、住所、補記、整理番号、CD、個・法及び課税歴を表示する。

(4) 納税通知書（一般分・口座振替分）

(5) 宛名補記リスト

(6) 差替え・引抜きリスト

定期課税に係る調定後異動処理により、税額等が変更したものについては、新たに「納税通知書」を搬出することとなるので、差替えるための「差替えリスト」を搬出する。

また、税額等をゼロに変更したものについては、すでに作成された「納税通知書」を引き抜き、発付を押さえるために「引抜きリスト」を搬出する。

(7) 償却資産個人別調書

資産マスター、課税マスター及び宛名マスターに記録されているデータに基づき、納税義務者等の氏名、住所、課税標準額、税額及び期別税額等を表示して搬出する。

(8) 償却資産個人別調書総計表（価格決定分及び特例分）

償却資産個人別調書の決定価格、課税標準額等の内容を把握するため、定期課税時に搬出する帳票である。

(9) 償却資産未申告者一覧表

資産マスターに登録されている納税者（免税点未満のものを含む。）で、当該年度の定期課税において異動処理がなされず未申告となったものの内容を把握するために搬出する。

(10) 申告しょうよう書

未申告者一覧表に記載されている者のうち申告歴のない者等を除き納税者への申告しょうように活用するため、申告しょうよう書を搬出する。

(11) 個人別調書トータルリスト

(12) 賦課決定調書

(13) 理由別税集表

- (14) 調定額決議書・調定額連絡票
- (15) 特例一覧表
- (16) 一人別特例一覧表
- (17) 決定価格上位50社リスト
- (18) 税額1000万以上リスト
- (19) 階層別リスト（その1・その2）
- (20) 償却資産分の段階別納税義務者に関する調べ
- (21) 税額階層別集計リスト

第8節 配分資産に係る事務

配分資産の決定価格等については、自治省等から「固定資産価格等配分通知書」（以下「配分通知書」という。）により通知されるので、宛名情報、納税義務者データ及び税額情報の入力により納税通知書等を出力する。

1 入力事務

(1) 宛名入力票

ア 作成及び搬入事務

配分資産所有者の新規、修正、及び抹消に係る宛名入力票の作成については、自治省から配付される「自治大臣が価格等を決定する償却資産所有者名簿」等に基づき、所定の期日に搬入する。

イ 整理番号の設定

整理番号の設定については、8桁の数字により次のとおり設定する。

なお、共有関係が異なる場合は、個々の共有関係ごとに設定する。

(7) 頭1桁目

配分資産分は頭1桁目を「9」とする。

したがって、一般分の整理番号は、頭1桁目を「9」とする番号を使用しない。

(4) 頭2桁目から下1桁目

船舶、航空機及び鉄軌道等の所有者ごとに番号を定めて設定する。

なお、船舶については「船舶所有者名簿」に記載の整理番号である頭文字「A～Z」を「01～26」におきかえ頭2桁目から頭3桁目に表示する。

4桁目は「0」とし、また8桁目は共有数の数値を記入する。し

たがって共有者がいないときは「0」となる。

(2) 宛名入力票（納税義務者管理項目）の作成

配分資産所有者の新規に宛名入力票を作成するものについて、宛名入力票（納税義務者管理項目）を作成する。

なお、評価開始欄は当分の間、平成2年「402」に設定する。

(3) 配分価格等の入力

定期課税分における配分価格等については、定期調後時に処理するが、現在、配分通知書の通知を受けてから電算搬入までの期間が短いことから、端末機により税額等を入力する。

2 搬出帳票の処理

(1) 償却資産個人別調書（配分資産分）

入力結果を、償却資産個人別調書（配分資産分）として所管の都税事務所に搬出し、配分通知書との照合を行う。

なお、誤謬等により定期調後処理できなかったものについては、随時課税処理を行い、償却資産個人別調書（配分資産分）と配分通知書の決定価格及び資産の種類の数と照合する。

(2) 納税通知書（配分資産分）

配分分に係る納税通知書を搬出し、一般分の定期課税事務に準じて、納税通知書の発付及び調定決議等の事務を行う。

(3) 宛名補記リスト（配分資産分）

納税通知書（配分資産分）を作成する際に住所・氏名等が補記となったものについて宛名補記リストを作成し、配分通知書から住所・氏名等を記入するとともに、納税通知書を補記する。

3 追加分等に係る随時課税の事務処理

自治省から追加、修正の通知があったもの及びエラーとなったものについては一般分と同様に随時課税の処理を行う。

(1) 随時課税該当分

随時課税とするものは、次のとおりである。

ア 送付を受けた配分通知書のうち免税分については、一般分を調査し、課税となるもの

イ 配分通知書に登載されている課税分で、納税通知書等が作成されていないもの

ウ 自治省から追加、修正の通知があったもの

(2) 償却資産個人別調書の作成

配分通知書により税額等を算出し、一般分とは別に償却資産価格等入力票又はオンライン入力により所定の期日に入力する。

(3) 納税通知書の発付

納税通知書の適用欄に「地方税法第389条第1項による配分価格等に係る固定資産」のゴム印を押印して発付する。

第9節 随時課税処理の概要

1 随時課税処理の概要

定期課税の調定後において、償却資産の期限後申告又は修正申告等があったことにより、新たな課税処理又はすでに賦課した税額の増額（免税点未満のものは新規分と同様の処理とする。）をする必要が生じた場合は、帳票またはオンラインの入力を行い、新課税システムにより随時課税処理が行われることとなる。

この場合、既に定期課税が行われた納税者について、随時課税を処理する場合には、同一納税義務者についての課税処理を資産マスターで一元的に管理することとなる。

このため整理番号は、宛名マスターに記録した住所・氏名及び資産マスターに登録した納税義務者のデータを結合することにより、課税年度間を同一の整理番号にて継続して使用することとする。

従って、既に宛名マスター及び資産マスターに記録のあるものについては当該整理番号を使用し、新規課税分については新たに整理番号を付設する。

なお、新課税システムによる随時課税は機械処理により定期課税と同様の処理を行う。

但し、平成元年度以前の課税分については従前の事務処理により行うものである。

2 随時課税の時期

随時課税は、課税すべき事実が判明した後に速やかに行うべきものであるが、納期限（現年度にあっては第1回分を毎年7月とする。）、7月、

10月、12月の各月末に取りまとめて実施するものとする。

定期課税分との識別は、調定年度、課税月、相当年度により見分けること。

3 搬出帳票

(1) 随時課税分の納税通知書

ア 資産マスターを更新し、課税額が確定したものは、随時課税分の納税通知書を作成する。

イ 随時課税分の納税通知書は、相当年度ごとに区分して搬出する。

(2) 随時課税分納税通知書宛名補記リスト

随時課税分の納税通知書について住所・氏名等補記する必要がある場合、随時課税分納税通知書宛名補記リストを搬出し、償却資産申告書等から住所・氏名等を確認し、当該宛名補記リストに記入するとともに納税通知書を補記する。

なお、補記したリストの写し1部を、固定資産税課管理係に送付する。

(3) 償却資産全資産明細書

随時課税処理後の全資産明細を内容として搬出する。

(4) 償却資産価格等修正決定書

定期課税及び随時課税等の実績のあるものに対して、価格の修正を行う必要が生じた場合に搬出する。

印字内容は、決定番号、整理番号、住所、氏名、主たる資産の所在地、資産の種類別の修正前と修正後の取得価額・帳簿価額・評価額・決定価格・課税標準額等とする。

(5) 償却資産価格等修正決定書総計表

(6) 償却資産価格等修正決定通知書

価格の決定あるいは価格修正を行ったものについて、随時課税又は調定後異動処理に先だって納税義務者等への通知用として搬出する。

印字内容は、修正・決定の区分、決定番号、決定日付、住所、氏名、主たる資産の所在地、相当年、数量、当初決定価格・課税標準額、修正後決定価格、課税標準額等とする。

(7) 償却資産価格等修正決定通知書宛名補記リスト

償却資産価格等修正決定通知書について住所・氏名等を補記する必要がある場合、償却資産価格修正決定通知書宛名補記リストを搬出するので、償却資産申告書等から住所、氏名等確認し、当該宛名リストに記入するとともに通知書を補記する。

(8) 償却資産随時価格決定調書

随時課税に際し価格の決定を行うものについては、償却資産随時価格決定調書を搬出する。

なお、価格の決定については、主税局資産税部において行う。決定価格については改めて通知する。

印字内容は、課税月、及び現年度分と過年度分の納税義務者数、件数、課税標準額とする。過年度分については相当年度を印字する。

(9) 賦課決定調書

随時課税を行うものについては、賦課決定調書を搬出するので、これにより賦課決定を行う。

作成内容は、総括表には課税月、作成月、納税通知書発付月、納税者数、課税標準額、税額、期別調定件数・税額を、また明細表には価格決定分、価格修正分その他の区分にしたがって、現年度分、過年度分のそれぞれの税額、所有者数を印字する。

(10)賦課決定書・通知書

(11)調定額決議書・連絡票

随時課税を行ったものについては、調定額決議書・通知書を搬出する。

その処理が価格の決定に伴う当初課税処理分である場合は当該税額分と減免税額分を、価格の修正に伴う増額処理分である場合は当該税額分と減免税額分をそれぞれ別々に搬出する。

なお、搬出時期は、別途通知する時期における当該処理月とするので、随時課税処理後すみやかに調定決議を行うこと。

(12)個人別調書

(13)個人別調書総計表

(14)随時課税分税額等集計表

(15)随時課税分理由別税額集計表

(16)償却資産課税台帳

端末画面に反映するので、必要に応じて制定用紙にコピーし閲覧等に供すること。

第10節 調定後税額異動の事務処理

1 調定後税額異動処理の概要

定期課税及び随時課税の調定後において、非課税、減免又は価格修正等の異動事由により、すでに賦課した税額の減額又は取消しを行う必要が生じた場合は、新課税システムの入力処理を行うことにより税額異動（増額は全て随時課税とする。）の処理をする。

この場合、定期課税及び随時課税等について課税マスターにより課税相当年度を判断し、直近の課税分から順に遡って、当該減額又は取消しに見合う相当税額についての減額処理を行うこととする。

また、新課税システムによる調定後税額異動処理は機械処理により、修正後の償却資産個人別調書、償却資産価格等修正決定書、償却資産価格等修正決定通知書及び賦課決定書・通知書等の一連の関係帳票を作成し搬出する。

なお、更正納付書については定期課税を除き、指定された時期に各所において端末機により作成すること。

2 調定後税額異動の時期

調定後税額異動は、異動事由の事実が判明した後速やかに行う。電算への搬入時期は、原則として毎月とするが、1月、2月、3月の処理は、定期課税の搬入時期であり、事務が輻そうすること及び各マスターの年度更新等が行われること等の理由により行わないこととする。

3 搬出帳票

(1) 償却資産全資産明細書

調定後税額異動後の全資産明細を内容として搬出する。

(2) 償却資産価格等修正決定書

(3) 固定資産価格等修正決定通知書（償却資産）

価格修正を行ったものについて、調定後異動処理に先だって納税義務者等への通知用として搬出する。

印字内容は、修正・決定の区分、決定番号、決定日付、住所、氏名、主たる資産の所在地、相当年、数量、当初決定価格・課税標準額、修正後決定価格、課税標準額等とする。

(4) 償却資産価格等修正決定書総計表

(5) 償却資産価格等修正決定通知書宛名補記リスト

(6) 固定資産税（償却資産）賦課決定書・通知書

調定後税額異動処理を行い、課税マスターを減額更新したものは、賦課決定書及び通知書を搬出し、税額の更正決定を行うこと。

納税義務者等への通知については、当該調定後税額異動で未到来の納付月に、未納付分がある場合、指定された時期に各事務所において、端末機により確認のうえ、更正納付書を作成し送付する。

なお、税額の更正処理（減額及び取り消し）を行う場合、未到来、未納の状況を考慮しないものとし、直近課税分について、最後の納期から順次さかのぼり、減額をする。

印字内容は、決議番号、決定年月日、作成年、調定年、相当年、納通番号、事務所名、氏名、住所、課税標準額、税額の当初確定額、確定額、差し引き減額等である。

また、減免事由がある場合は摘要欄にその事由を印字する。

(7) 調定額決議書・連絡票

調定後異動処理を行ったものについては、調定額決議書・連絡票を搬

出する。

その処理が、価格の修正に伴う減額処理分である場合は当該減額分を搬出する。

なお、搬出時期は、別途通知する時期における当該処理月とするので、調定後税額異動処理後すみやかに調定決議を行う。

(8) 個人別調書

(9) 個人別調書総計表

(10) 更正納付書

税額更正を必要とする納税義務者については、あらかじめ当該納税義務者について、未到来納期限に係る未納金の有無を確認し、未納の場合に端末機により更正納付書を作成する。

第11節 納税通知書再出力等の事務処理の概要

1 納期限変更処理

定期課税及び随時課税において、一旦発送した納税通知書が転居先不明等により返戻された場合は、住所等を調査し再発送を行う。

所用の調査を行ってもなお住所が不明なため公示送達を行うもの、又は住所は判明したが納期限10日前までに納税義務者等に交付することができないものは、納期限の変更をする。

納期限変更の入力により、徴収マスターの納期限を入力月の翌月末に変更（定期分については報奨金額を再計算する。）するとともに、納期限変更一覧表、公示送達入力票及び納税通知書等を端末発行する。

2 公示送達

住所が不明である等の理由で納税義務者等に対し納税通知書を交付できないものは、公示送達入力票の入力により徴収マスターに公示送達日を記録するとともに、公示送達一覧表及び公示簿を出力する。

3 納税通知書の再発行

納税義務者等から納税通知書等の再発行を求められた場合は、理由等を確認のうえ、端末機から再発行用の納税通知書等を出力し交付する。

第12節 納期限変更に係る事務処理

1 定期課税分に係る納期限変更

(1) 搬入帳票の作成

ア 納期限変更入力票

納期限変更を要する納税通知書の告知書部分と納付書部分を切離し、納付書部分を納期限変更入力票として、下記イの納期限変更入力票表紙をつけて編綴し、所定の期日に搬入する。

イ 納期限変更入力票表紙

納期限変更入力票表紙の入力欄の記入は次のとおりである。

(7) 「事務所コード」欄

事務所コードを記入する。

(4) 「簿冊番号」欄

「－」の前には簿冊の番号を、後には総簿冊数を記入する。

(ウ) 「枚数」欄

当該簿冊の入力枚数を記入する。

ウ 宛名の入力

返戻調査により住所等を訂正する必要があるものは、修正の宛名入力票を作成し、納期限変更処理に対応する宛名異動処理の搬入日に入力する。これにより、納期限変更処理後に搬出される納税通知書の住所等は、当該宛名の入力の内容を反映したものとする。

また、宛名入力票の搬入が間に合わなかったもの及びエラーとなったものの納期限変更処理後に搬出される納税通知書等は、当該宛名の入力の内容を反映していないので訂正を行う。

(2) オンライン入力

納期限変更の入力は「納期限変更入力票」によるほか、オンライン入力日に端末機から納期限変更指示入力により次表の入力ができる。

端末装置の 取扱区分	使 用 区 分
2（追加）	新たに納期限変更を行うもの
3（取消）	入力票による入力、又はオンラインにより追加入力したものを徴収マスターの更新前に削除する。
9（抹消）	徴収マスターに記録された変更後の納期限を本来の納期限に戻す。 （注）次のものは抹消入力できない。 （ア）納期限変更後に調定後税額異動があった場合 （イ）当初の納期限の翌日以降に納付があった場合

(3) 搬出帳票の処理等の事務

ア 納期限変更一覧表

納期限変更入力票又はオンラインによる追加の入力に基づき、徴収マスターの納期限を1カ月後に変更したものは納期限変更一覧表に出力する。

納期限変更一覧表は、納税通知書番号、住所、年税額、第1期（回）分税額、第2期（回）分税額及び定期分にあつては報奨金額を各欄に印字し、最終ページに事務所合計の年税額、第1期（回）分税額、第2期（回）分税額を集計し印字する。

出力された納期限変更一覧表のうち、宛名入力票の入力が間に合わ

なかったものは、住所欄等を訂正する。

イ 納税通知書及び納期限変更分宛名補記リスト

納期限変更入力票又はオンラインによる追加の入力に基づき、徴収マスターを更新したものは、報奨金額、差引納付額及び使用期限を変更した納税通知書を端末発行する。

納税通知書の住所・氏名（名称）の補記を要するものは、宛名補記リストを出力し、宛名入力票の搬入が間に合わなかったもの及びエラーとなったものを、併せて所要の補正を行い、納税義務者等あて発付する。

2 随時課税分に係る納期限変更

(1) 入力事務

随時課税分に係る納期限変更の入力は別途通知するオンライン入力日に端末機により行う。

また、返戻調査により住所等を訂正する必要があるものは、宛名の変更入力を行う。

(2) 納期限変更一覧表の処理に係る事務

納期限変更を要する納税通知書の告知書部分と納付書部分を切離し、納付書部分を納期限変更入力票として、下記イの納期限変更入力票表紙をつけて編綴し、所定の期日に搬入する。

(3) 納税通知書の作成

別途、電子計算センターから通知する納期限変更に係る端末画面反映日以降に、端末機の納税通知書再発行処理により納税通知書を作成し、納税義務者等あて発付する。

なお、納税通知書の宛名が印字されないもの（補記該当）は手書きに

て補記を行う。

第13節 公示送達に係る事務処理

1 公示送達入力票

前記、第12節で作成する納期限変更一覧表と同じ内容のものを印字するので、住所等の調査を行い、公示送達をする必要があるものは、左側「表示」欄に「○」を付して、上部「公示予定日」欄に当該年月日を記入のうえ、所定の期日に搬入する。

2 公示送達一覧表及び公示簿

「公示送達入力票」で入力した公示該当分は、徴収マスターに「公示日」を記録したうえ、公示送達一覧表及び公示簿を搬出する。

公示送達一覧表は、公示送達分の明細として活用し、公示簿は公示分に添付するものとする。

第14節 納税通知書及び納付書の再発行事務

納税義務者等から、納税通知書等の再発行を求められた場合、納税通知書番号または納税義務者等の氏名（名称）及び住所コードを端末機で入力し、再発行を行う。

なお、その他の場合、納税通知書、告知書及び納付書の再発行を求められた場合は、納税義務者等の利便等を考慮し、円滑な運用を計ること。

1 納税通知書の再発行

第1期納期限内において納税通知書の発行を求められた場合は再発行を行う。

2 告知書のみの再発行

当該年度内において、告知書のみの再発行を求められた場合は、告知書（全期用納付書部分の印字項目は「＊」を印字する。）再発行を行う。

3 納付書の再発行

未到来納期限において納付書の再発行を求められた場合は、未到来納期限に係る各期用納付書の発行を行う。

第15節 搬入事務

1 搬入事務

各帳票の搬入日は、第3、第4節「電算処理標準日程」を基準とする。

なお、搬入にあたっては、搬入件数の多少に係わらず搬入日の3日前（土、日を除く）までに資産税部固定資産評価課償却資産係まで電話により搬入件数の報告を行う。

2 搬入帳票は、「センター搬送便」が前記1の搬入日に各都税事務所を巡回するので、電算管理担当（会計管理係）において都税事務所分を一括して引き渡しをする。

電算管理担当への搬入帳票の引き渡しについては、固定資産評価課を設置する都税事務所を含めて、固定資産税管理係にて行う。

3 各搬入帳票は年度別、様式別に区分し、概ね200枚を1バッチとして編綴する。

編綴にあたって指定された入力表紙がある場合については、必ず当該入力表紙を使用すること。

また、指定された入力表紙がないものについては、1バッチごとに、表紙に「原資料明細書」を添付し、帳票名、分類名、バッチ番号及び事務所名を記入する。

4 梱包にあたっては、搬出入用専用袋を使用することとし、入りきれない場合等は、適宜梱包等を行うこと。

- 5 搬入にあたっては「固定資産税関係帳票の送付票」を2部（「提出用」と「事務所控用」）を作成し、搬入帳票と併せて送付する。

第16節 搬出事務

- 1 各帳票の搬出日は前記「電算処理標準日程」によることとし、具体的な期日は別途示達するところによる。

- 2 搬出帳票は、「センター搬送便」が前記1の搬出日に各都税事務所を巡回し、電算管理担当（会計管理係）において都税事務所分を一括して受領する。

電算管理担当からの搬出帳票の受領については、前記第15節の2と同様に、固定資産評価課を設置する都税事務所を含めて、固定資産税管理係にて行う。

- 3 各資産担当係（主査）において搬出帳票の数を「送り状」により確認する。

第17節 搬入関係帳票

様式番号	様式名称	備考
地方税法施行規則第26号様式（入力用）第30号	償却資産価格等入力票	
第31号	償却資産電算申告特例入力票	
地方税法施行規則第26号様式別表1（入力用）第32号	種類別明細書（増加資産・全資産用）	
地方税法施行規則第26号様式別表2（入力用）第33号	種類別明細書（減少資産用）	
第34号	償却資産種類別明細書修正入力票	
第35号	種類別明細書エラー訂正入力票（兼償却資産一品異動エラーリスト）	
第36号	償却資産 資産名称等入力票	
第37-1号	償却資産更正連絡票（耐用年数の短縮）	
第37-2号	償却資産更正連絡票（増加償却）	
第37-3号	償却資産更正連絡票（陳腐化資産）	

様 式 番 号	様 式 名 称	備 考
第37-4号	償却資産更正連絡票（減免資産）	
第37-5号	償却資産更正連絡票（非課税資産）	
第37-6号	償却資産更正連絡票（共用資産）	
第37-7号	償却資産更正連絡票（評価額の補正）	
第37-8号	償却資産更正データエラーリスト （兼更正連絡票エラー訂正入力票）	
第38号	償却資産申告書不作成（解除）入力票	
第39-1号	償却資産価格等入力票表紙	
第39-2号	償却資産種類別明細書入力用表紙 （増加資産・全資産用）	
第39-3号	償却資産種類別明細書入力用表紙 （減少資産用）	
第39-4号	過年度分償却資産価格等入力票表紙	
第39-5号	過年度分償却資産種類別明細書入力用表紙（増加資産・全資産用）	
第39-6号	過年度分償却資産種類別明細書修正入力票表紙	
第40号	宛名入力票（都内用）	
第41号	宛名入力票（都外用）	
第42号	過年度分宛名入力票表紙	

様式番号	様式名称	備考
第80号	納期限変更入力票表紙	
第81号	公示送達入力票	
第90号	原資料明細書	
第91号	固定資産税関係帳票の送付票 (償却資産)	

第18節 搬出関係帳票

様式番号	様式名称	備考
第130号	宛名異動修正リスト	
第131号	宛名異動エラーリスト	
第133号	償却資産宛名補記リスト	
第134号	住居表示実施区域納税者（納税管理人）一覧表	
第135号	住居表示実施区域チェックリスト	
第161号	償却資産納税義務者更新リスト	
第162号	償却資産納税義務者エラーリスト	
第163号	償却資産価格等入力票更新リスト	
第164号	償却資産価格等入力票エラーリスト	
第165号	償却資産電算分特例更新リスト	

様式番号	様式名称	
第166号	償却資産電算分特例エラーリスト	
第167号	償却資産一品異動更新リスト	
第168号	償却資産一品異動エラーリスト（ 兼種類別明細書エラー訂正入力票）	
第169号	償却資産 資産名称更新リスト	
第170号	償却資産名称ワーニングリスト	
第171号	償却資産更正データ更新リスト	
第172号	償却資産更正データエラーリスト （兼エラー訂正入力票）	
第173号	償却資産申告書不作成（解除） チェックリスト	
第174号	納期限変更一覧表	
第175号	公示送達一覧表	
第176号	公示簿	
第177号	償却資産全資産明細書	
第178号	償却資産未申告者一覧表	
第179号	申告しょうよう書	
第180号	個人別調書	
第181号	納税通知書引き抜きリスト	
第182号	納税通知書差し替えリスト	
第183号	償却資産整理番号一覧表	
第184号	償却資産 資産コード一覧表	

様式番号	様式名称	備考
第185号	償却資産索引簿（五十音順）	
第186号	償却資産索引簿（所在地順）	
第187号	償却資産決定価格上位50社リスト	
第188号	償却資産増加減少資産評価額等調	
第189号	償却資産税額1000万以上リスト	
第190号	償却資産税額階層別集計表	
第191号	償却資産段階別リスト	
第192号	償却資産階層別リストその1	
第193号	償却資産階層別リストその2	
第194号	評価調書作成資料（一般）	
第195号	評価調書作成資料（電算）	
第196号	償却資産減免該当者リスト	
第197号	償却資産一人別特例一覧表	
第198号	償却資産特例一覧表	
第199号	償却資産個人別調書総計表（一般分	
第200号	償却資産個人別調書総計表（特例分	
第201号	償却資産個人別調書トータルリスト	
第202号	価格等修正決定書	
第203号	価格等修正決定書総計表	
第204号	価格等修正決定通知書	
第205号	随時価格決定調書（甲）	
第206号	随時価格決定調書（乙）	

様 式 番 号	様 式 名 称	備 考
第207 号	賦課決定調書（甲）	
第208 号	賦課決定調書（乙）	
第209 号	賦課決定書	
第210 号	賦課決定通知書	
第211 号	随時課税分理由別税額集計表	
第212 号	課税状況報告書（甲）	
第213 号	課税状況報告書（乙）	
第214 号	配分資産税額等集計表	
第215 号	1,00平米以上家屋一覽表	

第4 システム導入の効果

東京都主税局は、従来から、適正・公平・効率的な税務事務の運営に資するため、電子計算機の正確・迅速な事務処理の活用に努めてきたところである。

この新システムの導入にあたり、電算化の効果は、単に内部事務の効率化にとどまらず、納税者利便と税務行政に対する信頼感の向上に寄与している。

それは2つのシステム化における視点により明らかである。

1 大量・定型・反復事務の省力化の実現

計算・集計・転記等の事務を電算処理することにより、事務の一層の効率化が図れたこと。

2 窓口事務及び調査事務等の効率化

税務情報総合オンラインシステムを導入し、端末機による納付書、納税証明書の発行を実施することにより窓口事務の迅速化により、納税者サービスの向上が図れ、内部的には評価計算の電算化等による事務処理の合理化による内部事務の充実、及び各種データの端末機による検索・確認等を可能にし、調査事務の充実に資している。

第5 今後の課題

今日において、税務情報総合オンラインシステムに対する理解と習熟が進み、また端末機の取扱についても実務上の使用経験を積み重ねることにより、円滑に執行されており、都民サービスの向上等オンラインシステム化の初期の目的がおおむね達成されている。

現在、このシステム操作等については、より使い勝手のよいシステムとするため、なお改善充実すべきところがあり、目下、これらのシステムの

運用に直接たずさわる職員の意向を十分反映しながら逐次、その改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、完全なシステムとなるには、現時点におけるシステムの技術水準から検討を要する事項等、今後のハード及びソフトの開発によるところがいくつかある。

その中でも重要と思われるものを3つあげると、1 申告書等の文書管理、2 OCR入力技術の水準、3 端末操作等があげられる。

1 申告書等の文書管理

光ディスク等電子媒体を活用したファイリングシステムの応用範囲は、大きく拡大されつつあるが、現状の各種処理装置（ファイリング装置）は、大量かつ高速の処理ができない現状にある。

主税局において取扱うデータの量は大量であり、効率的処理のため常に画面反映処理されるものは、現年度分の他、一部のデータに限られているが、相当年度ごとの各種データが、端末機により即時に画面から取り出すことが可能となれば、文書管理において過年度分は紙で保管する必要はなくなり、情報の効率的な管理とともに、執務環境の改善等大幅な事務改善に結びつくものと考えられる。

2 OCR入力技術の水準

OCR入力の技術は、電算入力データとイメージデータとを同時に高速入力できるものも実用化されつつある。

しかし、申告データ等において、OCRによるイメージデータを文字として変換処理するには、文書等から入力する一人一人の文字のくせ等があり、困難な部分をかかえている。

電算処理において、入力票の入力にパンチ処理という人の手を通さずにOCRにより直接オンライン入力処理することができれば、処理の短縮化と共に誤入力等が即時にエラーメッセージにより判明し、常に100%エラーのない完全処理の実現が可能となるので、今後の技術の進展に期待したい。

3 端末操作等

端末機による操作等については、電算取扱要領等のマニュアルを見ながら、電算処理上の約束ごとを確認し、オンライン入力等を行っている。

電算による処理のうち端末機によるオンライン操作は、本来、この約束ごとを画面上に反映し、一度も電算をさわったこともない人でも、端末機からの入力であれば、簡単に100%誤りがなく入力することができることが理想である。

今後、このような端末機による入力時の案内システムを導入し、職員の一層の負担の軽減と、人にやさしいシステムとなるよう改善を行っていききたい。

このように、今後のハード及びソフトの開発によるシステムの技術水準の動向により大幅な事務改善等が期待できる中で、今後においても、開発指針に沿った、職場の実態を十分反映した使い勝手のよいシステムとなるよう一層の努力を重ね、その適性・円滑な運営を期していく所存である。

第3章 相模原市固定資産（土地）評価システムについて

相模原市税務部土地資産税課

土地第一係長

斉 藤 敏 雄

はじめに

平成6年度の土地の評価替えは、土地基本法16条及び総合土地政策推進要綱の趣旨を踏まえ、地価公示価格の7割程度を目標に宅地評価の均衡化、適正化を推進することとなった。

全国の宅地を一律で地価公示ベースの7割で評価するものであるが、地価公示ポイントは全国で1万6千余りであることから、地価調査基準地の価格や市町村が設定する標準宅地に係る鑑定評価価格をも活用することによって、地価公示数の不足を補うこととされた。

又、鑑定評価の導入に伴って、市町村間の標準宅地価格、隣接市町村間の標準宅地価格に関する事項等について、情報交換を行う機関として都道府県単位に土地評価協議会が設置されたことも周知のとおりである。

振り返ってみると、「固定資産評価基準の取扱いについて」の依命通達の一部改正の形で「7割」の数字が示された時、市の担当職員として驚きの色を隠せなかった。

国の機関で検討が進められていた税負担の軽減措置の具体的な中味も明かになっていない時期でもあった。

昨年12月、自民党は平成5年度税制改正大綱を公にした。

これにより、平成6年度の評価替え作業は実務レベルで一気に実体を伴ったステージへと移ることとなった。

これから紹介する本市の固定資産評価システムは、平成4年度に執筆の依頼を受けたものであることから、平成6年度の評価替えに照準を合わせた記述ではなく、平成3年度の評価替え時の内容を基にしたものであることを予めお断りさせていただく。

第1 相模原市の概要

相模原市は、神奈川県北部に位置し、西に丹沢山塊と大山を望み、相模川に沿って北西から南東に向けて広がりを見せる、人口544,660人（平成4年4月1日現在）、面積90.77平方キロメートルの内陸工業都市である。都心から40キロメートル圏内にあり、都内への交通の便は私鉄2本、横浜方面へはJR横浜線と国道16号線が走っていることから、人口の急増とともにベッドタウン化も顕著となっている。

市の財政状況に目を移すと、平成4年度の一般会計予算は1,377億円で歳入に占める市税は916億4千万円で全体の66.6%、又歳出については、土木費433億9千万円（31.5%）、民生費240億9千万円（17.5%）以下、教育費13.9%、衛生費8.9%の順となっている。

急激な都市化が進むなかであって、本市が目標とする都市像のイメージとしては、「心豊かな」、「活力のある」、「うるおいのある」そして「個性のある」といった形容詞に代表される都市を挙げ、その実現に向けてハード面としての諸施策を講じているところである。

一方、国際交流への取組も盛んで、現在中国の無錫市とカナダのスカロポー市を友好都市のパートナーとして、主に文化面での交歓を行っている。国際化の進展につれて、今後こういった友好関係はますます重要なものとなるだろう。

最近における話題としては、昨年10月3日から52日間にわたって第9回全国都市緑化かながわフェア「グリーンウェーブ相模原'92」が市内の公園で開催され、多くの人々で賑わった。まさに市民と市の総力をあげての一大イベントとなったことは記憶に新しい。

第2 平成3年度評価替えに係る作業日程

土地評価システムは、土地の大量評価を行うに当たって、統一的な基準によって価格の均衡を図るとともに、各種のデータを整備し、その処理を客観的、効率的に行うことを目的とする。

本市においては、昭和63年度評価替えに際して、初めてシステムの導入（業者委託）を行い、評価のより一層の均衡化を図るとともに事務処理の効率化を進めることになった。平成3年度の評価替え作業は、基本的には前回のものを踏襲しつつ、概ね次の日程により進めた。

（平成元年度）

工程 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
売買実例の収集・整理												
売買実例データシートへの記入												
土地価格比準表の作成												
状況類似・標準宅地の見直し												
標準宅地価格の評価												

（平成2年度）

工程 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
時価路線価の評価												
新評価額の試算												
新評価額の評価												

第3 状況類似地域の見直し及び標準宅地の選定

1 路線区分の見直し

市街地宅地評価法は、各街路に路線価を付しその価格を基礎に固定資産評価基準に定める画地計算法を適用して、各筆の評点数を算出するものである。

路線区分の見直しは、路線価の付設を行うための第一歩となるものであり、街路の現況調査等を通じて、前回の評価替えからの街路や周辺の土地利用の変化を適格に把握し、それを路線の区分に反映させるための作業である。

この作業を経て、路線はそれぞれ既設のまま残るものと必要に応じて新設、分割、合併あるいは廃止するものに区分される。

又、当該作業は次のステップとなる用途地区や状況類似地区の区分にも少なからぬ影響を与えるものであることから重要な意味をもつ。

平成3年度の評価替えにおいては、特に次の価格形成要因に着目して路線区分の見直しを行った。

- ① 道路の連続性
- ② 道路の幅員
- ③ 指定容積率
- ④ 水害常襲地か否か
- ⑤ バス路線か否か

又、土地区画整理事業区域内にあっては、換地処分の行われたところについては、あらたに路線を付した。

これらの結果、路線数の異動については、次のとおりとなった。

(表1)

前回評価替え時の路線数	10,031本
あらたに付設した路線数	(+) 336本
分割した路線数	(+) 5,909本
合併した路線数	(-) 1,060本
廃止した路線数	(-) 24本
今回評価替え時の路線数	15,192本

路線本数には、その他宅地評価法の地区数を含む。

2 用途地区の区分

宅地の価格に影響を及ぼす諸要素のうち、地域的にみて類似性の強い要素を基準として区分されるものが用途地区である。

換言するならば、宅地の利用状況が類似している地区ということになる。

用途地区の区分は、路線の付設、各筆の画地計算法にも影響を与えることに留意する必要がある。

本市が採用している用途地区は、表2のとおりである。

用途地区は、都市計画法にいう用途地域とは概念を異にする。

すなわち、用途地区は宅地の評価を行ううえで、現況の土地利用に基づき区分されるものであるのに対し、用途地域は都市計画上の要請により土地利用はかくあるべきであるという目標となる土地利用を示し誘導する意図をもった区分であるといえることができる。

ただ、両者は現実の土地利用から見た場合、まったく別個のものではなく相互に対応するような関係にある。（表3 参照）

（表2）

用 途 地 区	説 明
普通住宅地区	居住用住宅が連続する地区
普通商業地区	高度商業地区よりは資本投下量が小さく、比較的小型の店舗等が連たんしている地区
併用住宅地区	普通商業地区の周辺部や幹線道路沿いにおいて住宅と店舗、事務所等が混在している地区
大工場地区	その面積が3,000 ㎡以上程度の工場敷地として利用されている地区
中小工場地区	その面積が300 ～3,000 ㎡程度の工場敷地として利用されている地区

*市街化調整区域にあっては、普通住宅地区と村落地区を設けている。

(表 3)

用 途 地 区	用 途 地 域
普通住宅地区	第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域 住居地域
普通商業地区	商業地域、近隣商業地域
併用住宅地区	商業地域、近隣商業地域、住居地域、 準工業地域
大工場地区	準工業地域、工業地域、工業専用地域
中小工場地区	準工業地域、工業地域、工業専用地域

3 状況類似地域の区分

固定資産評価基準によると、状況類似地域とは同一の用途地区内において、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度、その他の宅地の利用上の便等からみた場合に相当相違する地域をいう。

言い換えると、価格形成要因が概ね同等であることにより区分することのできる地域である。実際の取扱いとしては、相当に相違する要因として重視する価格形成要因が何で、概ね同等であるという範囲内で比準する要因が何になるのかを、現実の土地利用と価格形成要因との関係进行分析し状況類似地域の区分を行うこととなる。

作業の手順は、状況類似地域ごとに、地域要因として「相当に相違」する要因を抽出し、抽出された要因による格差を路線ごとに考察して状況類似地域を区分した。

地域別に重視した価格形成要因を列記すると、次のとおりである

① 商業地域

ア 商業中心地あるいは駅前型の商業地

- ・核となる地点からの客足の流れと繁華性
- ・営業の種別
- ・建物の階層、商業密度

イ 駅周辺から離れた商業地

- ・商圈の範囲
- ・営業の種別
- ・商業密度

ウ 幹線道路沿いの商業地

- ・幹線道路の特性
- ・営業の種別
- ・商業密度
- ・標準的画地規模

② 住宅地域

- ・最寄り駅からの距離
- ・区画整理、団地開発の施行状況
- ・地勢等の自然的条件

- ・都市計画上の用途地域と容積率
- ・バス路線か否か
- ・水害常襲地か否か

③ 工業地域

- ・標準的画地規模
- ・都市計画上の用途地域
- ・計画的開発がなされた地域か否か

4 主要路線と標準宅地の選定

主要路線は、各状況類似地域において道路の幅員等街路の状況が標準的であり、当該街路に面する宅地の利用状況が状況類似地域の用途を適確に反映している路線を選定することとなる。又、標準宅地の選定は次の基準によった。

- ① 当該路線に面する画地の現況用途の大半が状況類似地域の用途と一致していること
- ② 幅員等の街路状況が標準的なものであること
- ③ 嫌悪施設の接近等当該路線に特有な要因がないこと
- ④ 状況類似地域における用途と当該画地の現況用途が一致していること
- ⑤ 主要な街路において、位置的な偏りがないこと
- ⑥ 画地補正を施す必要がないこと

なお、一定の大規模団地等については、幅員6mの舗装道路に接面する200㎡程度の中間画地が状況類似地域の中心にあるものと想定し、これを標準宅地とした。

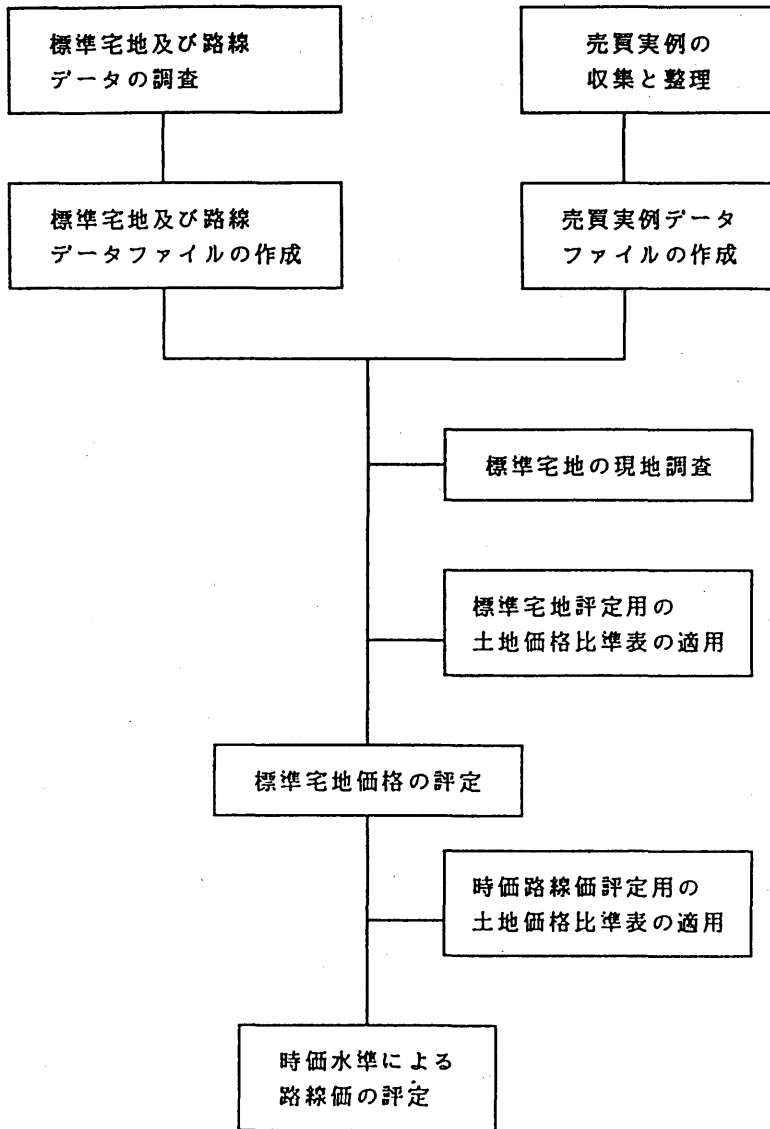
標準宅地数

(表 4)

標準宅地 用途地区	市街地宅地評 価法適用地域	その他宅地評 価法適用地域	計
普通住宅地区	3 3 8	2 0	3 5 8
普通商業地区	1 3 3	0	1 3 3
併用住宅地区	1 4 5	0	1 4 5
村落地区	0	2 9	2 9
大工場地区	1 3	0	1 3
中小工場地区	1 7	3	2 0
計	6 4 6	5 2	6 9 8

第4 時価水準による価格の評定

時価路線価の評定は、次の手順により行った。



1 標準宅地及び路線データの調査・データファイルの作成

標準宅地及び路線データは、標準宅地・路線データ項目リスト（P 237 参照）に掲げた項目について調査を行い、データファイルを作成した。

具体的には、既設の標準宅地・路線については、前回の評価替え時からの要因項目にかかる変化を反映させるとともに新規、分割、合併のそれぞれの路線についてはデータ全てを調査しなおした。

2 売買実例の収集・整理とファイルの作成

標準宅地価格の評定に使用する売買実例は、昭和61年8月以降のものについて収集、整理を行い、データファイルを作成した。

採用した売買実例のデータのうち、画地条件以外の要因については対応する路線データを引用し、画地条件にかかる要因については売買実例調査表に記載されたものを使用した。

採用した売買実例
(表5)

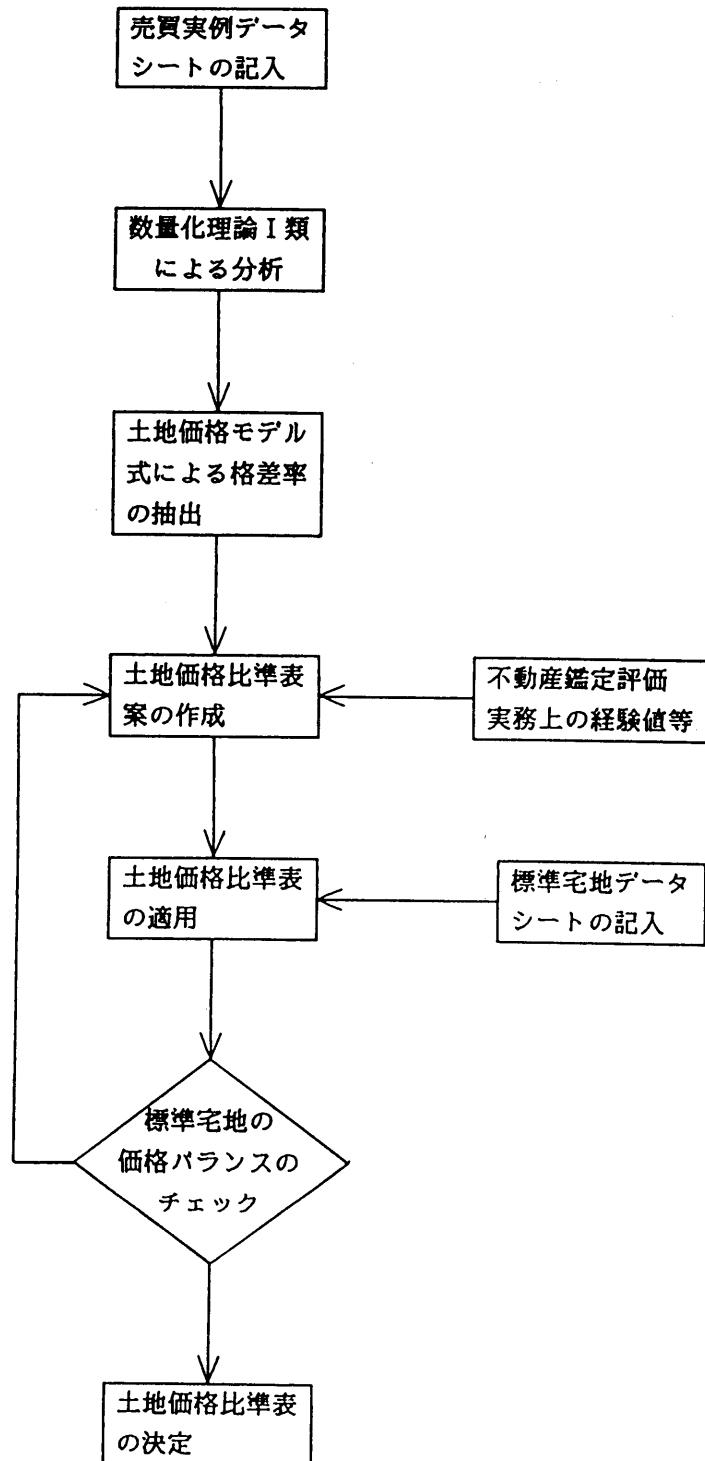
用 途 地 区	件 数
普通住宅地区	1 5 7 5
普通商業地区	6 5
併用住宅地区	1 0 0
村落地区	2 0
大工場地区	6
中小工場地区	3 4
計	1 8 0 0

3 土地価格比準表

土地価格比準表とは、2つの土地の比較により、一方の土地の価格を評定する場合における価格形成要因の差異を土地価格の格差率に置き換えるための表である。売買実例の価格から標準宅地の価格を求める場合及び標準宅地価格からその他の路線の価格を求める場合に使用する。

比準表の作成にあたっては、価格形成要因に非連続量のものが多いことから数量化理論Ⅰ類による分析を行うこととした。しかし、この統計手法にのみ依存して格差率を抽出することは、サンプルの状況により価格形成要因に偏りが生じたり、特定の要因のウェイトが大きくなりすぎるようなケースも生じる。これらのことを踏まえてサンプルの特徴や要因間の相関関係等を検討することに加えて、不動産鑑定評価実務上の経験値等も考慮して暫定的な比準表を作成し、試行的に評定作業に用いることによって、本市の実状をよりよく反映した比準表となるよう修正、補充を行った。採用した比準表については、P182以降に掲載した。

土地価格比準表の作成フロー図



参考までに『最寄り駅区分』を例にとって、数量化分析の結果から比準表を作成する処理手順を示すこととする。

① 数量化理論Ⅰ類の結果

カテゴリー区分	度 数	カテゴリースコア
要 因 1	1 7 9	W_1
要 因 2	4 4 4	W_2
要 因 3	6 6	W_3

② 比準表の作成

比較する宅地 基準とする宅地	要因1	要因2	要因3
要 因 1	C_{11}	C_{12}	C_{13}
要 因 2	C_{21}	C_{22}	C_{23}
要 因 3	C_{31}	C_{32}	C_{33}

ア 度数（サンプル）の最も多いランクでの格差率の計算式

$$C_{21} = (W_1 - W_2) \div \text{売買実例価格の平均} \times 100$$

$$C_{22} = (W_2 - W_2) \div \text{売買実例価格の平均} \times 100$$

$$C_{23} = (W_3 - W_2) \div \text{売買実例価格の平均} \times 100$$

イ 他のランクでの格差率の計算式

$$C_{ij} = \{ (1 + C_{kj} \div 100) \div (1 + C_{ki} \div 100) - 1 \} \times 100$$

k は最頻値のランク

次に実際の数値を使い、『最寄り駅区分』の格差率を算出してみることにする。

① 数量化理論Ⅰ類の結果

カテゴリー区分	度数	カテゴリースコア
乗降客数 10万人以上	179	3.89998
” 2万人以上	444	1.51291
” 2万人未満	66	-20.75498

* 売買実例689件の平均価額 167.17852千円/㎡

② 比準表の作成

比較する宅地 基準とする宅地	乗降客数 10万人以上	” 2万人以上	” 2万人未満
乗降客数 10万人以上	C_{11}	C_{12}	C_{13}
” 2万人以上	C_{21}	C_{22}	C_{23}
” 2万人未満	C_{31}	C_{32}	C_{33}

ア 度数（サンプル）の最も多いランクでの格差率の計算式

$$C_{21} = (3.89998 - 1.51291) \div 167.17852 \times 100 = 1.4278 \div 1$$

$$C_{22} = (1.51291 - 1.51291) \div 167.17852 \times 100 = 0$$

$$C_{23} = (-20.75498 - 1.51291) \div 167.17852 \times 100 = -13.3198 \div -13$$

イ 他のランクでの格差率の計算式

$$C_{11} = \{ (1 + 0.01) \div (1 + 0.01) - 1 \} \times 100 = 0$$

$$C_{12} = \{ (1 + 0.0) \div (1 + 0.01) - 1 \} \times 100 = -0.9900 \approx -1$$

$$C_{13} = \{ (1 - 0.13) \div (1 + 0.01) - 1 \} \times 100 = -13.8613 \\ \approx -14$$

$$C_{31} = \{ (1 + 0.01) \div (1 - 0.13) - 1 \} \times 100 = 16.0919 \approx 16$$

$$C_{32} = \{ (1 + 0.0) \div (1 - 0.13) - 1 \} \times 100 = 14.9425 \approx 15$$

$$C_{33} = \{ (1 - 0.13) \div (1 - 0.13) - 1 \} \times 100 = 0$$

故に『最寄り駅区分』の格差率は、次のようになる。

標準宅地 売買実例地	乗降客数 10万人以上	” 2万人以上	” 2万人未満
乗降客数 10万人以上	0	-1	-14
” 2万人以上	1	0	-13
” 2万人未満	16	15	0

*63年評価替え資料から

(1) 住宅地域の土地価格比準表

住宅地域の土地価格比準表に採用した要因は次のとおりである。

なお、住宅地域とは用途地区区分では普通住宅地区、村落地区にあたる。

要 因 名	標準宅地価格 評 定 用	時価路線価 評 定 用	備 考
(街 路 条 件)			
① 道路幅員	○	○	(変更)
② 舗装の有無	○	○	
③ 道路の種別	○	○	(変更)
④ 道路の連続性	○	○	
⑤ バス路線	○	○	新設
(交 通 ・ 接 近 条 件)			
⑥ 中心地区分	○	—	
⑦ 中心地への距離	○	—	(変更)
⑧ 最寄駅区分	○	—	(変更)
⑨ 最寄駅への距離	○	○	(変更)
(環 境 条 件)			
⑩ 商業密度	○	○	(変更)
⑪ 土地区画整理事業	○	—	(変更)
⑫ 地勢	○	—	(変更)
⑬ 公共下水道の有無	○	○	
⑭ 都市ガスの有無	○	○	
⑮ 水害常襲地	○	○	新設
⑯ 嫌悪施設- 1.小田急線	○	○	
⑰ 嫌悪施設- 2. J R横浜線	○	○	
⑱ 嫌悪施設- 3.京王相模原線	○	○	新設
⑲ 嫌悪施設- 4.国道	○	○	
⑳ 嫌悪施設- 5.変電所	○	○	
㉑ 嫌悪施設- 6.少年院	○	○	
㉒ 嫌悪施設- 7.し尿処理場	○	○	
㉓ 嫌悪施設- 8.火葬場	○	○	
㉔ 嫌悪施設- 9.養鶏・養豚場	○	○	
㉕ 嫌悪施設-10.深堀川	○	○	
㉖ 嫌悪施設-11.高圧線鉄塔	○	○	
(行 政 条 件)			
㉗ 都市計画・建物密度	○	—	(変更)
㉘ 基準容積率	○	○	新設
㉙ その他の規制	○	○	河川管理道路

① 道路幅員

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	1 m 未満	1 m 以上 2 m 未満	2 m 以上 3 m 未満	3 m 以上 4 m 未満	4 m 以上 5 m 未満	5 m 以上 6 m 未満	6 m 以上 8 m 未満	8 m 以上 12 m 未満	12 m 以上
1 m未満	0	+3	+7	+9	+11	+13	+16	+17	+18
1 m以上2 m未満	-3	0	+3	+5	+8	+10	+12	+13	+14
2 m以上3 m未満	-6	-3	0	+2	+4	+6	+8	+9	+10
3 m以上4 m未満	-8	-5	-2	0	+2	+4	+6	+7	+8
4 m以上5 m未満	-10	-7	-4	-2	0	+2	+4	+5	+6
5 m以上6 m未満	-12	-9	-6	-4	-2	0	+2	+3	+4
6 m以上8 m未満	-13	-10	-8	-6	-4	-2	0	+1	+2
8 m以上12 m未満	-14	-11	-9	-7	-5	-3	-1	0	+1
12 m以上	-15	-12	-10	-8	-6	-4	-2	-1	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地	1 m 未満	1 m 以上 2 m 未満	2 m 以上 3 m 未満	3 m 以上 4 m 未満	4 m 以上 5 m 未満	5 m 以上 6 m 未満	6 m 以上 8 m 未満	8 m 以上 12 m 未満	12 m 以上
1 m未満	0	+3	+7	+9	+11	+13	+16	+17	+18
1 m以上2 m未満	-3	0	+3	+5	+8	+10	+12	+13	+14
2 m以上3 m未満	-6	-3	0	+2	+4	+6	+8	+9	+10
3 m以上4 m未満	-8	-5	-2	0	+2	+4	+6	+7	+8
4 m以上5 m未満	-10	-7	-4	-2	0	+2	+4	+5	+6
5 m以上6 m未満	-12	-9	-6	-4	-2	0	+2	+3	+4
6 m以上8 m未満	-13	-10	-8	-6	-4	-2	0	+1	+2
8 m以上12 m未満	-14	-11	-9	-7	-5	-3	-1	0	+1
12 m以上	-15	-12	-10	-8	-6	-4	-2	-1	0

⑦ 舗装の有無

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 売買実例地	舗装 有	舗装 無
	0	-2
舗装 有		
舗装 無	+2	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 路線	舗装 有	舗装 無
	0	-2
舗装 有		
舗装 無	+2	0

③ 道路の種別

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	国 県 道	市 道	私 道	緑 道	2項外 道 路
国 県 道	0	0	0	-10	-15
市 道	0	0	0	-10	-15
私 道	0	0	0	-10	-15
緑 道 (注1)	+11	+11	+11	0	-6
2項外道路 (注2)	+18	+18	+18	+6	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地	国 県 道	市 道	私 道	緑 道	2項外 道 路
国 県 道	0	0	0	-10	-15
市 道	0	0	0	-10	-15
私 道	0	0	0	-10	-15
緑 道 (注1)	+11	+11	+11	0	-6
2項外道路 (注2)	+18	+18	+18	+6	0

(注1) 緑道とは、相模緑道緑地、横浜水道路、境川河川管理道路、歩行者専用道路を指す。

(注2) 2項外道路とは、建築基準法第三章の規定が適用されるに至った際に幅員が4 m未満で、かつ同法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路でない道路をいう。

④ 道路の連続性

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 売買実例地	通り抜け	行止り
通り抜け	0	-7
行止り	+8	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 路線	通り抜け	行止り
通り抜け	0	-7
行止り	+8	0

⑤ バス路線

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	バス路線 の道路	バス路線で ない道路
バス路線の道路	0	- 3
バス路線でない道路	+ 3	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地	バス路線 の道路	バス路線で ない道路
バス路線の道路	0	- 3
バス路線でない道路	+ 3	0

⑥ 中心地区分

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	相模大野	相 模 原	橋 本
相模大野	0	- 1 3	- 1 6
相 模 原	+ 1 5	0	- 3
橋 本	+ 1 9	+ 4	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

⑦ 中心地への距離

(標準宅地価格評定用)

中心地への距離

	相模大野駅勢圏	相模原・橋本駅勢圏
0m	106	104
1,000m	102	102
2,000m	100	100
3,000m	98	98
4,000m	96	96
10,000m	92	92
20,000m	90	90
30,000m	90	90

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

⑧ 最寄駅区分

(標準宅地価格評定用)

	小田急線	横 浜 線	相 模 線
小田急線	0	- 1 0	- 2 5
横 浜 線	+ 1 1	0	- 1 7
相 模 線	+ 3 3	+ 2 0	0

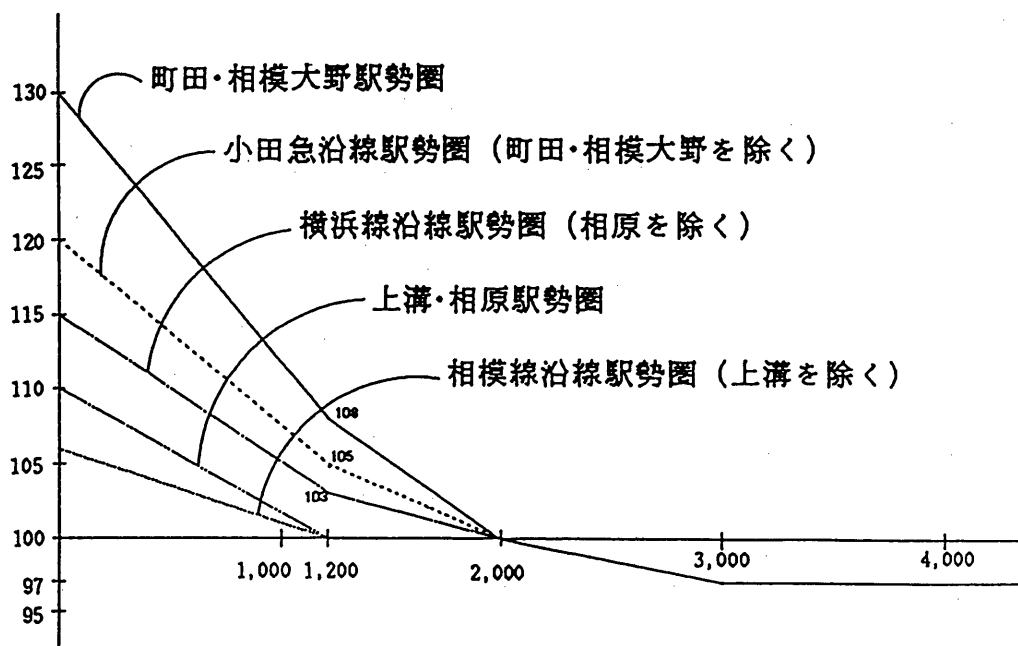
9

(時価路線価評定用)

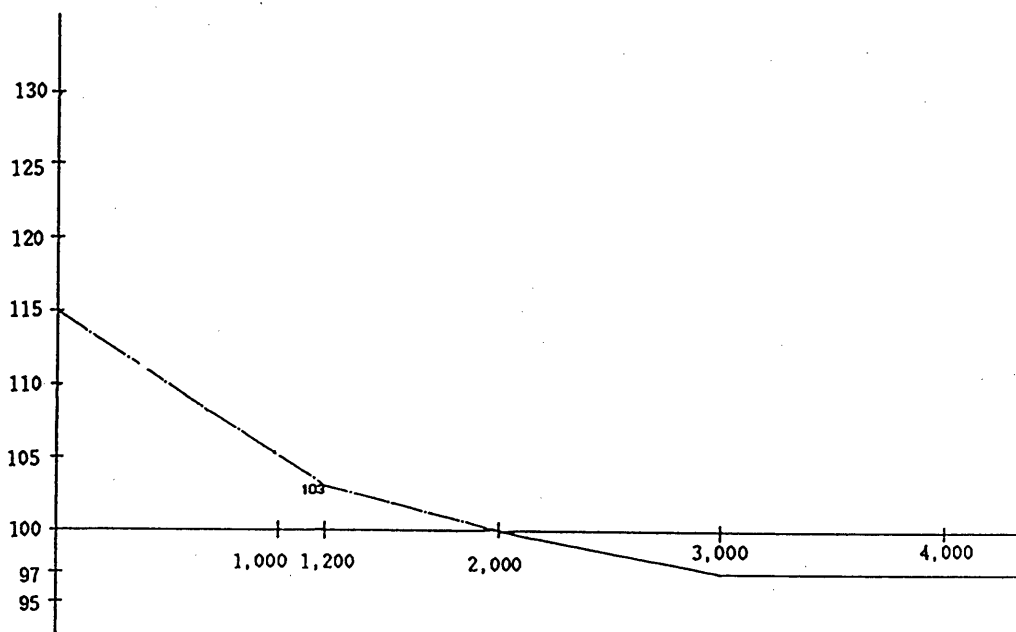
同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

⑨ 最寄駅への距離

(標準宅地価格評定用)



(時価路線価評定用)



⑩ 商業密度

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	商業密度	1%以上	10%以上	20%以上
	0%	10%未満	20%未満	
商業密度 0%	0	+1	+3	+5
1%以上 10%未満	-1	0	+2	+4
10%以上 20%未満	-3	-2	0	+2
20%以上	-5	-4	-2	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地	商業密度	1%以上	10%以上	20%以上
	0%	10%未満	20%未満	
商業密度 0%	0	+1	+3	+5
1%以上 10%未満	-1	0	+2	+4
10%以上 20%未満	-3	-2	0	+2
20%以上	-5	-4	-2	0

⑪ 土地区画整理事業

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	未 施 行	土地区画整理事業施行区域内	相模大野駅前事業
未 施 行	0	+ 3	+ 3 0
区画整理事業施行区域内	- 3	0	+ 2 6
相模大野駅前事業	- 2 3	- 2 1	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域以内では等しい要因であるので適用しない。

⑫ 地勢

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	平 坦	起 伏	傾 斜
平 坦	0	-4	-2
起 伏	+4	0	+2
傾 斜	+2	-2	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域以内では等しい要因であるので適用しない。

⑬ 公共下水道の有無

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 \ 売買実例地	あ り	な し
	あ り	な し
あ り	0	-3
な し	+3	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 \ 路線	あ り	な し
	あ り	な し
あ り	0	-3
な し	+3	0

④ 都市ガスの有無

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 売買実例地	あ り	な し
あ り	0	-1
な し	+1	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 路線	あ り	な し
あ り	0	-1
な し	+1	0

⑮ 水害常襲地

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 売買実例地	水害常襲地	それ以外
	0	+2
水害常襲地	0	+2
それ以外	-2	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 路線	水害常襲地	それ以外
	0	+2
水害常襲地	0	+2
それ以外	-2	0

⑯ 嫌悪施設－１．小田急線

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+3	+3	+3	+3
50m未満	-1	0	+2	+2	+2	+2
100m未満	-3	-2	0	0	0	0
200m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m以上	-3	-2	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+3	+3	+3	+3
50m未満	-1	0	+2	+2	+2	+2
100m未満	-3	-2	0	0	0	0
200m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m以上	-3	-2	0	0	0	0

⑦ 嫌悪施設－２．ＪＲ横浜線

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+3	+3	+3	+3
50m未満	-1	0	+2	+2	+2	+2
100m未満	-3	-2	0	0	0	0
200m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m以上	-3	-2	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+3	+3	+3	+3
50m未満	-1	0	+2	+2	+2	+2
100m未満	-3	-2	0	0	0	0
200m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m以上	-3	-2	0	0	0	0

㊦ 嫌惡施設－3．京王相模原線

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+3	+3	+3	+3
50m未満	-1	0	+2	+2	+2	+2
100m未満	-3	-2	0	0	0	0
200m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m以上	-3	-2	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+3	+3	+3	+3
50m未満	-1	0	+2	+2	+2	+2
100m未満	-3	-2	0	0	0	0
200m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m未満	-3	-2	0	0	0	0
300m以上	-3	-2	0	0	0	0

⑨ 嫌悪施設－４．国道

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+2	+3	+3	+3	+3
50m未満	-2	0	+1	+1	+1	+1
100m未満	-3	-1	0	0	0	0
200m未満	-3	-1	0	0	0	0
300m未満	-3	-1	0	0	0	0
300m以上	-3	-1	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+2	+3	+3	+3	+3
50m未満	-2	0	+1	+1	+1	+1
100m未満	-3	-1	0	0	0	0
200m未満	-3	-1	0	0	0	0
300m未満	-3	-1	0	0	0	0
300m以上	-3	-1	0	0	0	0

㊸ 嫌悪施設－５．変電所

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+2	+3	+4	+5	+5
50m未満	-2	0	+1	+2	+3	+3
100m未満	-3	-1	0	+1	+2	+2
200m未満	-4	-2	-1	0	+1	+1
300m未満	-5	-3	-2	-1	0	0
300m以上	-5	-3	-2	-1	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+2	+3	+4	+5	+5
50m未満	-2	0	+1	+2	+3	+3
100m未満	-3	-1	0	+1	+2	+2
200m未満	-4	-2	-1	0	+1	+1
300m未満	-5	-3	-2	-1	0	0
300m以上	-5	-3	-2	-1	0	0

㊦ 嫌悪施設－6．少年院

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
50m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
100m未満	－ 1	－ 1	0	0	0	0
200m未満	－ 1	－ 1	0	0	0	0
300m未満	－ 1	－ 1	0	0	0	0
300m以上	－ 1	－ 1	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
50m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
100m未満	－ 1	－ 1	0	0	0	0
200m未満	－ 1	－ 1	0	0	0	0
300m未満	－ 1	－ 1	0	0	0	0
300m以上	－ 1	－ 1	0	0	0	0

⑦ 嫌悪施設－７．し尿処理場

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	25m未満	25m以上 50m未満	50m以上 100m未満	100m以上 200m未満	200m以上 300m未満	300m以上
25m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
50m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
100m未満	- 1	- 1	0	0	0	0
200m未満	- 1	- 1	0	0	0	0
300m未満	- 1	- 1	0	0	0	0
300m以上	- 1	- 1	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地	25m未満	25m以上 50m未満	50m以上 100m未満	100m以上 200m未満	200m以上 300m未満	300m以上
25m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
50m未満	0	0	+ 1	+ 1	+ 1	+ 1
100m未満	- 1	- 1	0	0	0	0
200m未満	- 1	- 1	0	0	0	0
300m未満	- 1	- 1	0	0	0	0
300m以上	- 1	- 1	0	0	0	0

㊦ 嫌惡施設－8．火葬場

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	0	0	+1	+1	+1
50m未満	0	0	0	+1	+1	+1
100m未満	0	0	0	+1	+1	+1
200m未満	-1	-1	-1	0	0	0
300m未満	-1	-1	-1	0	0	0
300m以上	-1	-1	-1	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	0	0	+1	+1	+1
50m未満	0	0	0	+1	+1	+1
100m未満	0	0	0	+1	+1	+1
200m未満	-1	-1	-1	0	0	0
300m未満	-1	-1	-1	0	0	0
300m以上	-1	-1	-1	0	0	0

②④ 嫌惡施設－9. 養鶏・養豚場

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+2	+4	+5	+6	+8
50m未満	-2	0	+2	+3	+4	+5
100m未満	-4	-2	0	+1	+2	+3
200m未満	-5	-3	-1	0	+1	+2
300m未満	-6	-4	-2	-1	0	+1
300m以上	-7	-5	-3	-2	-1	0

(注) 市街化調整区域では適用しない。

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未滿	50m未滿	100m未滿	200m未滿	300m未滿	300m以上
25m未滿	0	+2	+4	+5	+6	+8
50m未滿	-2	0	+2	+3	+4	+5
100m未滿	-4	-2	0	+1	+2	+3
200m未滿	-5	-3	-1	0	+1	+2
300m未滿	-6	-4	-2	-1	0	+1
300m以上	-7	-5	-3	-2	-1	0

㊦ 嫌悪施設－１０．深堀川

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+2	+4	+5	+5
50m未満	-1	0	+1	+3	+4	+4
100m未満	-2	-1	0	+2	+3	+3
200m未満	-4	-3	-2	0	+1	+1
300m未満	-5	-4	-3	-1	0	0
300m以上	-5	-4	-3	-1	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+2	+4	+5	+5
50m未満	-1	0	+1	+3	+4	+4
100m未満	-2	-1	0	+2	+3	+3
200m未満	-4	-3	-2	0	+1	+1
300m未満	-5	-4	-3	-1	0	0
300m以上	-5	-4	-3	-1	0	0

㊦ 嫌惡施設－11. 高压線鉄塔

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+1	+1	+1	+1
50m未満	-1	0	0	0	0	0
100m未満	-1	0	0	0	0	0
200m未満	-1	0	0	0	0	0
300m未満	-1	0	0	0	0	0
300m以上	-1	0	0	0	0	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地		25m以上	50m以上	100m以上	200m以上	
	25m未満	50m未満	100m未満	200m未満	300m未満	300m以上
25m未満	0	+1	+1	+1	+1	+1
50m未満	-1	0	0	0	0	0
100m未満	-1	0	0	0	0	0
200m未満	-1	0	0	0	0	0
300m未満	-1	0	0	0	0	0
300m以上	-1	0	0	0	0	0

⑦ 都市計画・建物密度

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域		
		①開発済の地域 ②43条1項	特定保留フレーム	そ の 他
市 街 化 区 域	0	- 1 0	- 1 5	- 3 0
市街化調整区域 ①開発済②43条1項	+ 1 1	0	- 6	- 2 2
市街化調整区域 特定保留フレーム	+ 1 8	+ 6	0	- 1 8
市街化調整区域 そ の 他	+ 4 3	+ 2 9	+ 2 1	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

(注) 上記の「①開発済」とは、市街化調整区域内において既に宅地開発が行われた地域、「②43条1項」とは、都市計画法第43条第1項第6号に該当するいわゆる「既存宅地」が標準である地域を指す。

㊥ 基準容積率

基準容積率とは、道路幅員による制約を考慮した容積率であり、次の算式により求めた。
(建築基準法第52条第1項)

a. 道路幅員が12m以上である場合----

基準容積率は指定容積率(都市計画で定められた容積率)と同じ

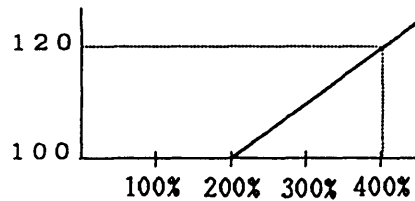
b-1. 道路幅員が12m未満で、用途地域が第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域のいずれかである場合----

道路幅員のメートルの数值(ただし、4m未満のものは4mとする) $\times 0.4$ 、
指定容積率のうち、いずれか低いもの

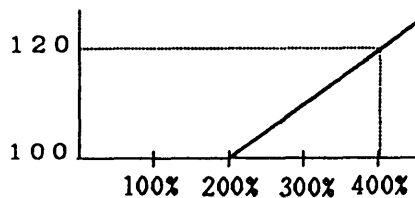
b-2. 道路幅員が12m未満で、用途地域がb-1.で挙げたもの以外である場合----

道路幅員のメートルの数值(ただし、4m未満のものは4mとする) $\times 0.6$ 、
指定容積率のうち、いずれか低いもの

(標準宅地価格評定用)



(時価路線価評定用)



(2) 商業地域の土地価格比準表

商業地域の土地価格比準表に採用した要因は次のとおりである。
用途地区区分では普通商業地区、併用住宅地区に適用した。

要 因 名	標準宅地価格 評 定 用	時価路線価 評 定 用	備 考
(街 路 条 件)			
① 道路幅員	○	○	(変更)
② 歩道の有無	○	—	(変更)
③ 道路の連続性	○	○	(変更)
(交 通 ・ 接 近 条 件)			
④ 最寄駅区分	○	—	
⑤ 最寄駅への距離	○	○	(変更)
(環 境 条 件)			
⑥ 商業密度	○	—	
⑦ 商業集積形態	○	—	
(行 政 条 件)			
⑧ 基準容積率	○	○	新設

① 道路幅員

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	4 m 未満	4 m 以上 6 m 未満	6 m 以上 8 m 未満	8 m 以上 10 m 未満	10 m 以上 12 m 未満	12 m 以上 16 m 未満	16 m 以上
4 m 未満	0	+7	+11	+13	+16	+18	+20
4 m 以上 6 m 未満	-6	0	+4	+6	+8	+10	+13
6 m 以上 8 m 未満	-10	-4	0	+2	+4	+6	+8
8 m 以上 10 m 未満	-12	-6	-2	0	+2	+4	+6
10 m 以上 12 m 未満	-13	-8	-4	-2	0	+2	+4
12 m 以上 16 m 未満	-15	-9	-6	-4	-2	0	+2
16 m 以上	-17	-11	-7	-6	-4	-2	0

(時価路線価評定用)

路線 標準宅地	4 m 未満	4 m 以上 6 m 未満	6 m 以上 8 m 未満	8 m 以上 10 m 未満	10 m 以上 12 m 未満	12 m 以上 16 m 未満	16 m 以上
4 m 未満	0	+7	+11	+13	+16	+18	+20
4 m 以上 6 m 未満	-6	0	+4	+6	+8	+10	+13
6 m 以上 8 m 未満	-10	-4	0	+2	+4	+6	+8
8 m 以上 10 m 未満	-12	-6	-2	0	+2	+4	+6
10 m 以上 12 m 未満	-13	-8	-4	-2	0	+2	+4
12 m 以上 16 m 未満	-15	-9	-6	-4	-2	0	+2
16 m 以上	-17	-11	-7	-6	-4	-2	0

⑦ 歩道の有無

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	両側歩道	片側歩道	歩道なし
両側歩道	0	-2	-3
片側歩道	+2	0	-1
歩道なし	+3	+1	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では適用しない。

③ 道路の連続性

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 売買実例地	通り抜け	行止り
通り抜け	0	- 1 0
行 止 り	+ 1 1	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 路線	通り抜け	行止り
通り抜け	0	- 1 0
行 止 り	+ 1 1	0

④ 最寄駅

(標準宅地価格評定用)

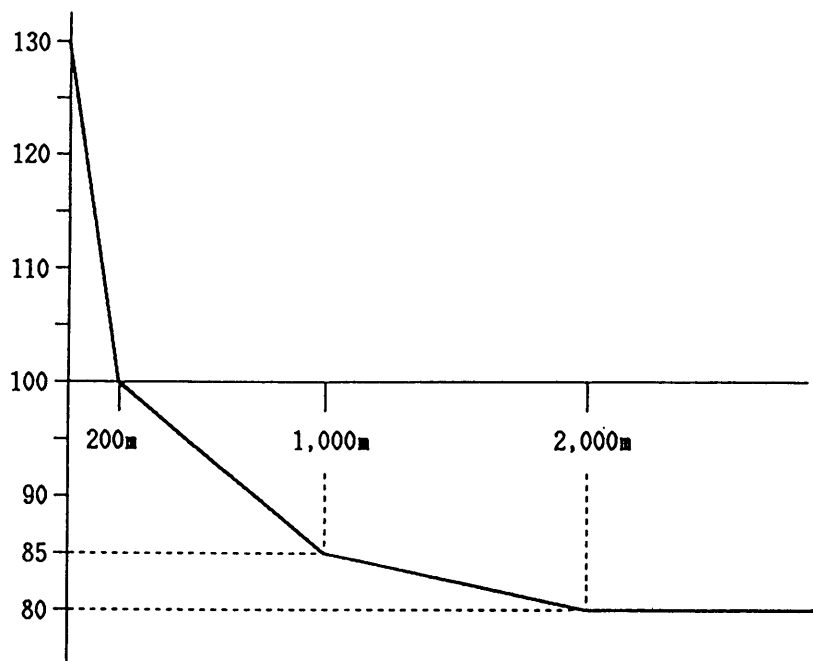
売買実例地 標準宅地	相模大野	町橋相模小模 田本原相 急相模原	淵野辺 相武台前 東林間 中央林間	矢部 相原 上溝	南橋本 番田 原当麻 下溝 相武台下
相模大野	0	-26	-32	-41	-48
町田・橋本・相模原・ 小田急相模原	+35		-8	-20	-30
淵野辺・相武台前・ 東林間・中央林間	+47	+9	0	-13	-24
矢部・相原・上溝	+69	+25	+15	0	-13
南橋本・番田・原当麻 ・下溝・相武台下	+93	+43	+31	+14	0

(時価路線価評定用)

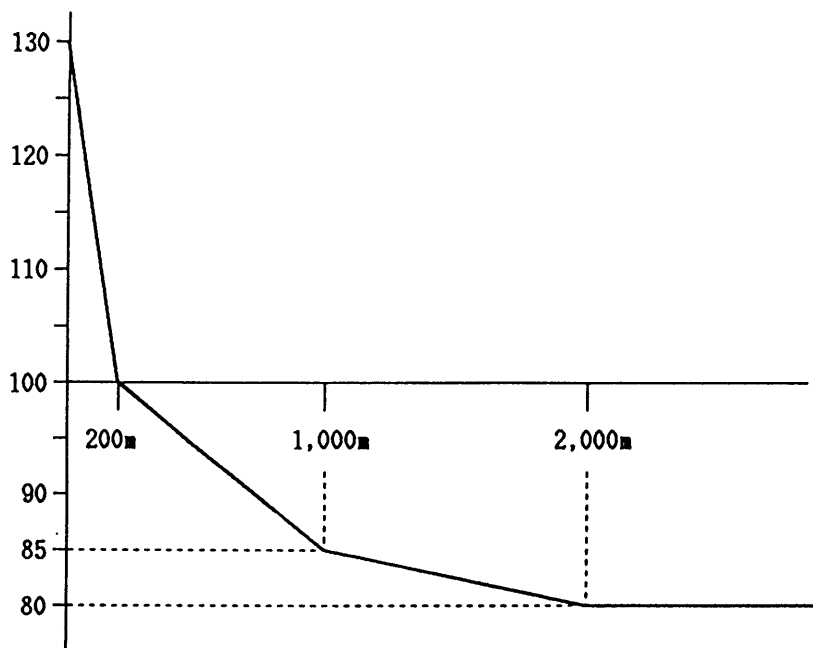
同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

⑤ 最寄駅への距離

(標準宅地価格評定用)



(時価路線価評定用)



⑥ 商業密度

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	商業密度 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 100%未満	100%以上
商業密度 40%未満	0	+5	+11	+16
40%以上 60%未満	-5	0	+5	+10
60%以上 100%未満	-10	-5	0	+5
100%以上	-14	-9	-5	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では適用しない。

⑦ 商業集積形態

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	両側商業地	片側商業地
両側商業地	0	-5
片側商業地	+5	0

(時価路線価評定用)

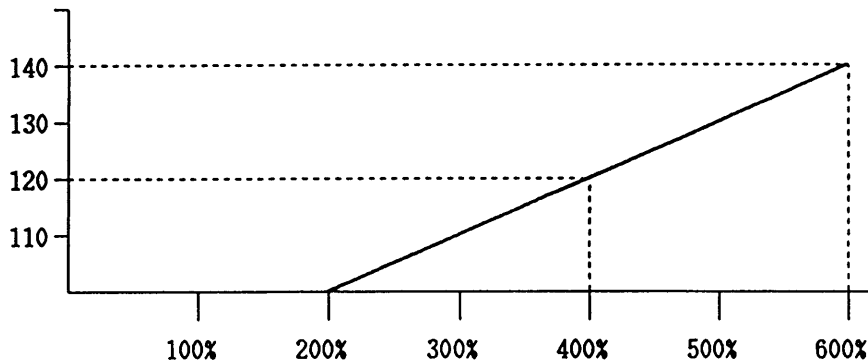
路線 標準宅地	両側商業地	片側商業地
両側商業地	0	-5
片側商業地	+5	0

⑨ 基準容積率

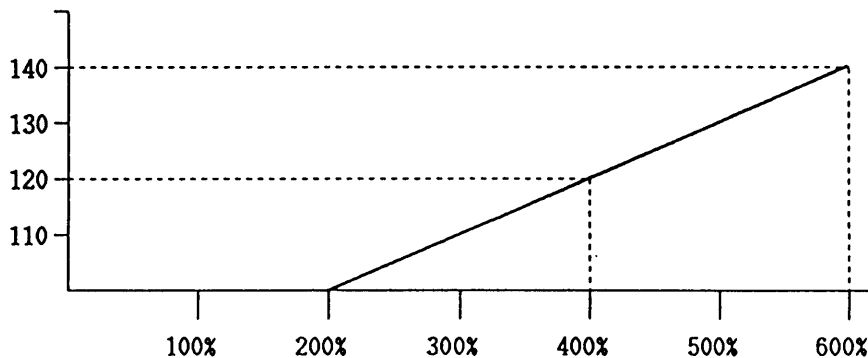
基準容積率とは、道路幅員による制約を考慮した容積率であり、次の算式により求めた。
(建築基準法第52条第1項)

- a. 道路幅員が12m以上である場合----
基準容積率は指定容積率(都市計画で定められた容積率)と同じ
- b-1. 道路幅員が12m未満で、用途地域が第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域のいずれかである場合----
道路幅員のメートルの数値(ただし、4m未満のものは4mとする) $\times 0.4$ 、
指定容積率のうち、いずれか低いもの
- b-2. 道路幅員が12m未満で、用途地域がb-1. で挙げたもの以外である場合----
道路幅員のメートルの数値(ただし、4m未満のものは4mとする) $\times 0.6$ 、
指定容積率のうち、いずれか低いもの

(標準宅地価格評定用)



(時価路線価評定用)



(3) 工業地域の土地価格比準表

工業地域の土地価格比準表に採用した要因は次のとおりである。

なお、用途地区区分では、「大工場地区」と「中小工場地区」に適用した。

要 因 名	標準宅地価格 評 定 用	時価路線価 評 定 用	備 考
(街 路 条 件)			
① 道路幅員	○	○	新設
② 道路の連続性	○	○	
(交 通 ・ 接 近 条 件)			
③ 中心地への距離	○	—	修正
(環 境 条 件)			
④ 住宅密度	○	—	
⑤ 標準的画地規模	○	—	

① 道路幅員

(標準宅地価格評定用)

売買実地 標準宅地		2m 以上 3m 未満	3m 以上 4m 未満	4m 以上 5m 未満	5m 以上 6m 未満	6m 以上 7m 未満	7m 以上 8m 未満	8m 以上 9m 未満	9m 以上 12m 未満	12m 以上 15m 未満	15m 以上
	2m 未満	2m 以上 3m 未満	3m 以上 4m 未満	4m 以上 5m 未満	5m 以上 6m 未満	6m 以上 7m 未満	7m 以上 8m 未満	8m 以上 9m 未満	9m 以上 12m 未満	12m 以上 15m 未満	15m 以上
2m未満	0	+3	+7	+9	+11	+13	+14	+15	+17	+20	+21
2m以上3m未満	-3	0	+3	+6	+8	+9	+10	+11	+13	+16	+17
3m以上4m未満	-6	-3	0	+2	+4	+5	+6	+8	+10	+12	+13
4m以上5m未満	-8	-5	-2	0	+2	+3	+4	+5	+7	+9	+11
5m以上6m未満	-10	-7	-4	-2	0	+1	+2	+3	+5	+7	+8
6m以上7m未満	-11	-8	-5	-3	-1	0	+1	+2	+4	+6	+7
7m以上8m未満	-12	-9	-6	-4	-2	-1	0	+1	+3	+5	+6
8m以上9m未満	-13	-10	-7	-5	-3	-2	-1	0	+2	+4	+5
9m以上12m未満	-15	-12	-9	-7	-5	-4	-3	-2	0	+2	+3
12m以上15m未満	-16	-13	-11	-9	-7	-6	-5	-4	-2	0	+1
15m以上	-17	-14	-11	-10	-8	-7	-6	-5	-3	-1	0

(時価路線価評定用)

路 線 標準宅地		2m 以上 3m 未満	3m 以上 4m 未満	4m 以上 5m 未満	5m 以上 6m 未満	6m 以上 7m 未満	7m 以上 8m 未満	8m 以上 9m 未満	9m 以上 12m 未満	12m 以上 15m 未満	15m 以上
	2m 未満	2m 以上 3m 未満	3m 以上 4m 未満	4m 以上 5m 未満	5m 以上 6m 未満	6m 以上 7m 未満	7m 以上 8m 未満	8m 以上 9m 未満	9m 以上 12m 未満	12m 以上 15m 未満	15m 以上
2m未満	0	+3	+7	+9	+11	+13	+14	+15	+17	+20	+21
2m以上3m未満	-3	0	+3	+6	+8	+9	+10	+11	+13	+16	+17
3m以上4m未満	-6	-3	0	+2	+4	+5	+6	+8	+10	+12	+13
4m以上5m未満	-8	-5	-2	0	+2	+3	+4	+5	+7	+9	+11
5m以上6m未満	-10	-7	-4	-2	0	+1	+2	+3	+5	+7	+8
6m以上7m未満	-11	-8	-5	-3	-1	0	+1	+2	+4	+6	+7
7m以上8m未満	-12	-9	-6	-4	-2	-1	0	+1	+3	+5	+6
8m以上9m未満	-13	-10	-7	-5	-3	-2	-1	0	+2	+4	+5
9m以上12m未満	-15	-12	-9	-7	-5	-4	-3	-2	0	+2	+3
12m以上15m未満	-16	-13	-11	-9	-7	-6	-5	-4	-2	0	+1
15m以上	-17	-14	-11	-10	-8	-7	-6	-5	-3	-1	0

② 道路の連続性

(標準宅地価格評定用)

標準宅地 売買実例地	通り抜け	行止り
	0	-7
通り抜け	0	-7
行止り	+8	0

(時価路線価評定用)

標準宅地 路 線	通り抜け	行止り
	0	-7
通り抜け	0	-7
行止り	+8	0

③ 中心駅への距離

(標準宅地価格評定用)

		格差指数
駅前	0m	118
中心駅まで	1,000m	100
中心駅まで	2,000m	94
中心駅まで	3,000m	92
中心駅まで	10,000m	90

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

④ 住宅密度

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	0 %	1 %以上 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上
0 %	0	3	5	10
1 %以上 20%未満	-3	0	2	7
20%以上 40%未満	-5	-2	0	5
40%以上	-9	-6	-5	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

⑤ 標準の面地規模

(標準宅地価格評定用)

売買実例地 標準宅地	300㎡未満	300㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
300㎡未満	0	-5	-9	-14	-18
1,500㎡未満	5	0	-5	-10	-14
3,000㎡未満	10	5	0	-5	-10
10,000㎡未満	16	11	5	0	-5
10,000㎡以上	22	17	11	6	0

(時価路線価評定用)

同一状況類似地域内では等しい要因であるので適用しない。

4 土地価格比準表の適用方法

売買実例価格から標準宅地の時価（比準価格）を求める場合には次の評定式を用いる。

$$\text{比準価格} = \text{売買実例価格} \times \frac{100}{A} \times \frac{B}{100} \times \frac{100}{100+C} \times \frac{100}{100+D}$$

Aには、事情補正後の数値を代入する。事情補正とは、売買実例における取引価格が特殊な事情によって影響を受けている場合にこれを正常な事情のもとでの、つまり自由な市場で需要と供給のバランスにより成立したであろう価格に補正することをいう。具体的には買い進みや売り急ぎの事情の認められた売買実例において、Aには100＋買い進み率又は100－売り急ぎ率から求められた数値が入る。

Bは、時点修正率を指し、売買実例における取引時点を、評価基準日である平成元年7月1日時点に置きかえる時に、取引価格にもたらされた変化を修正率としてとらえた数値を代入するものである。時点修正率は、地価公示価格の動向等を参考にして算出した。

(P 241 参照)

Cは、画地要因修正率を意味し、売買実例における画地が例えば角地であったり、不整形地等であったりした場合に、当該画地の評価はこれによって増価あるいは減価される。こういった事情のある画地は、比準価格を算出するにあたり、正面路線にのみ接する中間画地としたり、整形地として評価しなければ売買実例地の個別要因をそのまま標準宅地の要因として持ち込んでしまうことになる。これを排除するために、いわゆる標準化補正が行われることとなるが、画地要因修正率はまさにこの標準化補正の率そのものである。

Dは、画地以外の要因修正率であり、標準宅地価格評定用の比準表に示される格差率を代入することにより、売買実例地と標準宅地との画地以外の要因についての格差を反映させるものである。

次に、標準宅地価格から同一状況類似地域内のその他の路線の時価ベースでの路線価の算出には次式を用いる。

$$\text{時価水準による路線価} = \text{標準宅地価格} \times \frac{100 + (\text{時価路線価評定用の要因修正率})}{100}$$

(1) 固定資産評価水準による価格の評定

固定資産評価水準による価格の評定にあたっては、評価水準の均衡の確保及び評価水準の地域間の格差の是正を基本方針とした。

評定式

- ① 時価水準による路線価×目標とする評価割合
- ② (時価水準による路線価－従前の固定資産価格)×圧縮率＋
従前の固定資産価格

$$\text{* 圧縮率} = \frac{\text{従前固定資産総評価}}{(\text{時価総評価} - \text{従前固定資産総評価})} \times \text{指示上昇率}$$

①又は②により算出された価格について、数度にわたるバランスチェックを行い、固定資産評価水準による価格を評定した。

評定式を適用して求めた用途地区別の新評価額の上昇率は、表6のとおりである。又、地価公示の標準地及び地価調査の基準地における評価水準についてP229に掲載した。

(表 6)

用途地区	平均上昇率 (単純平均)	平均上昇率 (加重平均)	最小上昇率	最大上昇率
普通住宅地区	1.245	1.245	1.071	2.016
普通商業地区	1.428	1.363	1.120	2.314
併用住宅地区	1.326	1.298	1.092	2.166
村 落 地 区	1.244	1.236	1.135	1.313
大 工 場 地 区	1.218	1.184	1.107	1.386
中小工場地区	1.254	1.249	1.150	1.366
合 計	1.252	1.252	1.071	2.314

地価公示の標準地における試算後の評価水準
地価調査の標準地

番 号	公示地価格	評価水準	番 号	基準地価格	評価水準
公 - 1	491,000	12.6%	基 - 1	470,000	12.2%
- 2	405,000	13.8%	- 2	294,000	13.0%
- 3	310,000	13.4%	- 3	166,000	14.3%
- 4	410,000	14.0%	- 4	473,000	11.3%
- 5	390,000	15.1%	- 5	290,000	11.7%
- 6	375,000	14.3%	- 6	320,000	13.9%
- 7	336,000	12.8%	- 7	290,000	13.9%
- 8	360,000	12.1%	- 8	310,000	14.1%
- 9	362,000	12.1%	- 9	457,000	12.9%
-10	400,000	13.6%	-10	335,000	13.3%
-11	265,000	14.1%	-11	313,000	13.9%
-12	340,000	12.9%	-12	260,000	15.7%
-13	342,000	13.7%	-13	345,000	13.3%
-14	340,000	11.5%	-14	315,000	11.6%
-15	403,000	13.1%	-15	330,000	12.2%
-16	330,000	13.3%	-16	333,000	13.8%
-17	430,000	12.9%	-17	325,000	13.6%
-18	400,000	13.1%	-18	435,000	11.1%
-19	355,000	13.4%	-19	388,000	13.6%
-20	405,000	14.3%	-20	265,000	14.2%
-21	270,000	13.7%	-21	210,000	12.4%
-22	220,000	11.4%	-22	350,000	13.4%
-23	335,000	12.2%	-23	230,000	13.0%
-24	242,000	15.2%	-24	262,000	13.4%
-25	172,000	16.9%	-25	159,000	15.5%
-26	430,000	12.4%	-26	370,000	12.1%
-27	405,000	12.0%	-27	300,000	13.1%
-28	446,000	12.4%	-28	225,000	12.7%
-29	165,000	14.4%	-29	333,000	14.2%
-30	445,000	12.3%	-30	350,000	13.8%
-31	420,000	12.4%	-31	340,000	13.1%
-32	316,000	13.3%	-32	187,000	14.4%
-33	400,000	14.1%	-33	193,000	11.7%
-34	295,000	11.4%	-34	320,000	11.9%
-35	335,000	12.6%	-35	195,000	14.4%
-36	350,000	11.7%	-36	170,000	14.2%
-37	200,000	13.1%	-37	170,000	13.7%
-38	440,000	13.4%	-38	272,000	10.9%
-39	345,000	13.8%	-39	480,000	12.1%
-40	288,000	13.2%	-40	385,000	15.1%
-41	315,000	13.5%	-41	342,000	13.7%

番 号	公示地価格	評価水準	番 号	基準地価格	評価水準
公 -42	260,000	14.3%	基 -42	400,000	14.1%
-43	163,000	12.9%	-43	235,000	11.9%
-44	188,000	14.7%	-44	495,000	13.5%
-45	235,000	11.9%			
-46	315,000	12.2%			
-47	221,000	12.0%			
-48	505,000	13.0%			
-49	500,000	13.5%			
-50	360,000	13.9%			
-51	330,000	12.9%			
-52	300,000	13.4%			
-53	380,000	11.8%			
-54	345,000	13.2%			
-55	290,000	12.4%			
-56	405,000	12.1%			
-57	380,000	12.8%			
-58	360,000	10.9%			
-59	215,000	13.6%			
-60	390,000	11.9%			
-61	340,000	13.5%			
-62	275,000	14.8%			
-63	450,000	14.6%			
5- 1	2,650,000	12.4%	5- 1	758,000	12.9%
5- 2	2,300,000	7.5%	5- 2	890,000	9.1%
5- 3	1,350,000	15.4%	5- 3	3,250,000	7.5%
5- 4	6,500,000	9.7%	5- 4	1,270,000	8.0%
5- 5	1,910,000	12.5%	5- 5	936,000	13.9%
5- 6	750,000	11.6%	5- 6	560,000	9.5%
5- 7	3,600,000	6.0%	5- 7	510,000	11.3%
5- 8	2,420,000	10.9%	5- 8	600,000	12.5%
5- 9	2,750,000	10.1%	5- 9	1,450,000	9.7%
5-10	1,750,000	13.0%	5-10	780,000	12.4%
5-11	2,700,000	8.4%	5-11	2,650,000	12.4%
5-12	950,000	9.2%	5-12	1,350,000	15.4%
7- 1	315,000	13.6%	7- 1	268,000	15.4%
7- 2	310,000	13.3%	7- 2	768,000	10.2%
			7- 3	240,000	11.6%
9- 1	240,000	13.6%	9- 1	220,000	18.6%
			9- 2	240,000	13.2%
10- 1	140,000	12.5%			

(注) 地価公示は平成元年 1 月時点、地価調査は平成元年 7 月時点。

(2) 各筆の評点数

各筆の評点数は、市街地宅地評価法適用区域にあっては、接面する路線の路線価に、「画地計算法」を、その他宅地評価法適用区域にあっては、標準宅地価格に「宅地の比準表」を適用して算出する。

ところで、固定資産評価基準によると、「画地計算法」の付表等、「宅地の比準表」について必要があるときは、所要の補正をすることができることとなっている。参考までに、本市における所要の補正を紹介させていただく。

補正項目	補正の目的（理由）及び対象	補正の方法
接面街路との 高 低 差	宅地が接している街路と著しい低差があることにより、出入りに不便が生じていることに対する減価補正 対象地目：宅地 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	対面する街路との低差による補正率 (1)2m 未満 「0.9」 (2)2m 以上 「0.8」
用排水路等	画地が接している街路との間に水路が介在するため、街路との一体的利便性が減少するものに対する減価補正 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 ただし、以下の要件の土地については補正を適用しない。 ①側溝付設 ②暗渠水路 ③公園上のみ水路 ④間口全体架橋付設 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	対面する水路幅員による補正率 (1)1m 以上～3m 未満 「0.95」 (2)3m 以上5m 未満 「0.90」 (3)5m 以上 「0.85」
横断歩道橋	歩道橋が設置されていることによる接面街路との一体的利用の不便さ等に対する減価補正 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	間口に占める歩道橋に対面する間口の割合により補正率を決定する。 1割以上2割未満 「0.98」 2割以上4割未満 「0.95」 4割以上7割未満 「0.93」 7割以上 「0.90」
画地計算法附表 附表2・3 側方路線影響加算率表 二方路線影響加算率表	従来からの市街地的形態を有する地域（以下「従来地域」という。）と比較的新たに市街地的形態を有する地域（以下「新たな地域」という。）では、価格事情が相違するため、側方路線、二方路線それぞれの影響加算率を分けて適用することにより評価の均衡を図る。	*従来地域については、附表2・3をそのまま適用

補正項目	補正の目的（理由）及び対象	補正の方法																														
	附表 2：側方路線影響加算率表																															
	<table><tr><th rowspan="3">区 分 用 途</th><th colspan="4">加 算 率</th></tr><tr><th colspan="2">従 来 地 域</th><th colspan="2">新 た な 区 域</th></tr><tr><th>角 地</th><th>準角地</th><th>角 地</th><th>準角地</th></tr><tr><td>普 通 商 業 併 用 住 宅</td><td>0.100</td><td>0.050</td><td>0.045</td><td>0.030</td></tr><tr><td>普 通 住 宅</td><td>0.070</td><td>0.035</td><td>0.030</td><td>0.020</td></tr><tr><td>中 小 工 場</td><td>0.050</td><td>0.025</td><td>0.030</td><td>0.020</td></tr></table>				区 分 用 途	加 算 率				従 来 地 域		新 た な 区 域		角 地	準角地	角 地	準角地	普 通 商 業 併 用 住 宅	0.100	0.050	0.045	0.030	普 通 住 宅	0.070	0.035	0.030	0.020	中 小 工 場	0.050	0.025	0.030	0.020
	区 分 用 途	加 算 率																														
		従 来 地 域		新 た な 区 域																												
		角 地	準角地	角 地	準角地																											
	普 通 商 業 併 用 住 宅	0.100	0.050	0.045	0.030																											
	普 通 住 宅	0.070	0.035	0.030	0.020																											
	中 小 工 場	0.050	0.025	0.030	0.020																											
	附表 3：二方路線影響加算率表																															
	<table><tr><th rowspan="2">区 分 用 途</th><th colspan="2">加 算 率</th></tr><tr><th>従来地域</th><th>新たな地域</th></tr><tr><td>普 通 商 業 併 用 住 宅</td><td>0.050</td><td>0.030</td></tr><tr><td>普 通 住 宅</td><td>0.030</td><td>0.020</td></tr><tr><td>中 小 工 場</td><td>0.030</td><td>0.020</td></tr></table>				区 分 用 途	加 算 率		従来地域	新たな地域	普 通 商 業 併 用 住 宅	0.050	0.030	普 通 住 宅	0.030	0.020	中 小 工 場	0.030	0.020														
区 分 用 途	加 算 率																															
	従来地域	新たな地域																														
普 通 商 業 併 用 住 宅	0.050	0.030																														
普 通 住 宅	0.030	0.020																														
中 小 工 場	0.030	0.020																														
宅地の比準表	不整形地比準割合 不整形地相互間の評価の均衡を図るため		比準割合 (1)やや不整形 「0.9」 (2)極端に不整形 「0.8」																													
	三角地比準割合 三角地相互間の評価の均衡を図るため		評価基準別表第 3 画地計算法附表 4 (1)・(2)を準用																													
	無道路地比準割合 出入りが不便なこと等から一般的にその利用 価値が著しく減少することによるための比準割 合		比準割合 住宅地区																													
			奥行 (m)	比準割合																												
		36.3超	0.70																													
		18.1超 36.3以下	0.75																													
		18.1以下	0.80																													

補正項目	補正の目的（理由）及び対象	補正の方法	
地下阻害物	公共下水道等の地下阻害物が下にある宅地等で区分地上権が設定されている土地については、実質的な建築制限等により土地利用の制約を受けるため、減価補正を行う。 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	限界深度	
		用途区分	深 度
		普通商業	40m
		併用住宅	30m
		上記以外	20m
		補正率算定方法 $\frac{\text{設定地積} - \text{地積}}{\text{一筆又は一画地の総地積}} = \text{地積割合}$	
		地積割合	補正率
		10%以上 50%未満	0.9
		50%以上	0.8
地上阻害物	鉄軌道高架下の複合利用土地の宅地等で、実質的な建築制限・振動等により土地利用の制約を受けるものに対して減価補正を行う。 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	補正率「0.5」	
高 圧 線 下	高圧線下にある土地を対象として行うもので、電気設備に関する技術基準を定める省令133条により、高圧線下の土地に対しては利用制限があるため、減価補正を行うものである。 ただし、変電所敷地・鉄塔敷地は補正の対象外とする。 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	高圧線下補正の適用土地及び間口・奥行の測定 市街地宅地評価法・その他の宅地評価法を問わず敷地の状況、利用形態、面積等により判断して、宅地は一筆又は一画地に占める割合によりすべての土地を補正し、宅地評価に準ずる地目については、高圧線下相	

補正項目	補正の目的（理由）及び対象	補正の方法	
		散在地区	
		奥行(m)	比準割合
		54.5超	0.70
		36.3超 54.5以下	0.75
		36.3以下	0.80
	崖地（等）比準割合 崖地等で通常の用に供することができない部分を有する画地については、その土地の利用価値は減少し、崖地等でない場合を想定して求めた評点数から相応の比準割合を乗ずるものである。	評価基準別表第3 附表8の崖地補正率を準用	
無道路地補正	評価基準別表第3 画地計算法により無道路地評点数が定められているが、これに準じ最高30%までの減価をしている。 「画地計算法」に適用	奥行(m)	率
		72.7以上	0.70
		54.5以上 72.7未満	0.72
		45.4以上 54.5未満	0.74
		36.3以上 45.4未満	0.76
		27.2以上 36.3未満	0.78
		27.2未満	0.80
規 制 区 域	急傾斜地崩壊危険区域補正 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律3条により、都道府県知事において指定された急傾斜地崩壊危険区域については同法7条等により行為の制限が規定されているため、価格事情を鑑み減価補正を行っているものである。 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用	補正率「0.95」	

補正項目	補正の目的（理由）及び対象					補正の方法
						当分の土地についてのみ補正をする。
	$\frac{\text{線下相当分の地積}}{\text{一筆又は一画地の総地積}} = \text{地積割合}$					
	地 積 割 合	0.20未満 0.10以上	0.30未満 0.20以上	0.40未満 0.30以上	0.50未満 0.40以上	0.60未満 0.50以上
	補 正 率（禁 止）	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75
	補 正 率（許 容）	1.00	0.95	0.90	0.90	0.85
	地 積 割 合	0.70未満 0.60以上	0.80未満 0.70以上	0.90未満 0.80以上	0.95未満 0.90以上	0.95以上
	補 正 率（禁 止）	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50
	補 正 率（許 容）	0.85	0.80	0.80	0.75	0.75
湿地・砂利等 （谷戸田）	河川の流域に所在する土地で自然的及び地理的条件が他の土地に比し明らかに劣るものを減価補正する。 対象地目：宅地以外の宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用					補正率「0.34」
一部道路補正	旧住宅地造成事業に関する法律に基づき造成された一団の分譲地内の道路（私道）のように、道路相当分の分筆がなされておらず、一筆の土地の一部が道路になっている場合等で以下の要件をすべて満たす場合に限り適用する。 ①道路の占める割合が総地積の10%以上のこと。 ②道路の幅員が4m以上であり、一般の通行に制限がないこと。 ③道路が公道（私道を含む。）から公道（私道を含む。）に接続していること。 対象地目：宅地及び宅地の評価法に準ずる地目 「画地計算法」・「宅地の比準表」に適用					補正率「0.9」
公 益 施 設	雨水調整池・雨水浸透槽・ゴミ置場及び消防水利の評価については、当該施設が開発指導要綱又は都市計画法29条ただし書の規定に基づき設置された場合等に減価補正を行っている。					補正率「0.2」

第5 標準宅地・路線データ項目リスト

(共 通 項 目)

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1. 区 | 分 | 1. 市街地宅地評価法の主要な街路 (その1)
2. 市街地宅地評価法の主要な街路 (その2)
3. 市街地宅地評価法のその他の街路
4. 市街地宅地評価法のその他の街路 (行止り)
5. その他の宅地評価法の標準宅地 (その1)
6. その他の宅地評価法の標準宅地 (その2)
7. その他の宅地評価法の標準宅地 (その3) |
| 2. 用 途 地 区 | | 1. 普通住宅地区
2. 普通商業地区
3. 併用住宅地区
4. 村 落 地 区
5. 大 工 場 地 区
6. 中小工場地区 |
| 3. 路 線 番 号 | | |
| 4. 位 置 | | |
| -1. 地図番号 | | N0.1 ~ N0.48 |
| -2. 東 西 | | mm単位 |
| -3. 南 北 | | mm単位 |
| 5. 道路幅員(台帳) | | 10cm単位 |
| 6. 道路幅員(現況) | | 10cm単位 |
| 7. 舗 装 の 有 無 | | 1. 舗装あり
2. 舗装なし |
| 8. 歩 道 の 有 無 | | 1. 両方歩道あり
2. 片側歩道あり
3. 歩道なし |
| 9. 道 路 の 種 別 | | 1. 国道・県道
2. 市道
3. 私道
4. 緑道(横浜水道路・相模緑道緑地・河川管理道路・歩行者専用道路)
5. 1~4の区分とは別に、幅員4m未満でかつ建築基準法第42条第2項の適用がない道路 |
| 10. 道路の連続性 | | 1. 通り抜け可
2. 行止り (道路延長35m以上)
3. 行止り (道路延長35m未満) |

11. バス路線	1. 路線バスが運行している道路 2. 路線バスが運行していない道路
12. 最寄駅	最寄駅コード表による
13. 最寄駅への距離	m単位
14. バス停への距離	m単位
15. 大型店舗への距離	m単位
16. 商店街への距離	m単位
17. 小学校への距離	m単位
18. 市役所出張所への距離	m単位
19. 公園への距離	m単位
20. 建物密度	1. 建物密度 40%未満 2. 建物密度 40%以上 60%未満 3. 建物密度 60%以上 100%未満 4. 建物密度 100%
21. 住宅密度	1. 住宅密度 0% 2. 住宅密度 20%未満 3. 住宅密度 20%以上 40%未満 4. 住宅密度 40%以上 60%未満 5. 住宅密度 60%以上 100%未満 6. 住宅密度 100%
22. 商業密度	1. 商業密度 0% 2. 商業密度 10%未満 3. 商業密度 10%以上 20%未満 4. 商業密度 20%以上 40%未満 5. 商業密度 40%以上 60%未満 6. 商業密度 60%以上 100%未満 7. 商業密度 100%
23. 工業密度	1. 工業密度 0% 2. 工業密度 20%未満 3. 工業密度 20%以上 40%未満 4. 工業密度 40%以上 60%未満 5. 工業密度 60%以上 100%未満 6. 工業密度 100%

- | | |
|-----------------|--|
| 24. 土地区画整理事業 | 1. 施行済・施行中(3を除く)
2. 未施行
3. 相模大野駅前事業施行地区内 |
| 25. 水害 | 1. 水害常襲地区内
2. 水害常襲地区外 |
| 26. 地勢 | 1. 平坦
2. 起伏
3. 傾斜 |
| 27. 公共下水道 | 1. 供用開始区域内(あり)
2. 供用開始区域外(なし) |
| 28. 都市ガス | 1. ガス導管敷設済(あり)
2. ガス導管未敷設(なし) |
| 29. 航空機騒音 | 1. 住宅防音工事補助対象区域内(あり)
2. 住宅防音工事補助対象区域外(なし) |
| 30. 公害・嫌悪施設への距離 | 1. 25m未満
2. 25m以上 50m未満
3. 50m以上 100m未満
4. 100m以上 200m未満
5. 200m以上 300m未満
6. 300m以上 |
| -1. 小田急線鉄軌道 | |
| -2. JR横浜線鉄軌道 | |
| -3. JR相模線鉄軌道 | |
| -4. 京王相模原線 | |
| -5. 国道 | |
| -6. 変電所 | |
| -7. 少年院 | |
| -8. 污水处理場 | |
| -9. 火葬場 | |
| -10. 養豚場・養鶏場 | |
| -11. 深堀川 | |
| -12. 高圧線鉄塔 | |
| 31. 用途地域 | 1. 第一種住居専用地域
2. 第二種住居専用地域
3. 住居地域
4. 近隣商業地域
5. 商業地域
6. 準工業地域
7. 工業地域
8. 工業専用地域
9. 市街化調整区域A
10. 市街化調整区域B(特定保留フレーム)
11. 特別工業地区 |
| 32. 指定建ぺい率 | %単位 |
| 33. 指定容積率 | %単位 |

34. 基準容積率 96単位

(注)基準容積率とは、建物の建築にあたっての上限となる容積率であって、次のア、イのうちいずれか小さいものである。
 ア. 都市計画によって定められた容積率(指定容積率)。ただし、敷地が容積制限の異なる地域にまたがる場合は加重平均した指定容積率。
 イ. 道路幅員が12m以下の場合に道路幅員によって制限される容積率。

35. その他の公法上の規制

1. 防火地域
2. 準防火地域

(商業地固有の要因項目)

36. 商業地の地域的特性
1. 駅周辺型
 2. 路線商業型
 3. 住宅近隣型
37. 建物の標準的階層
1. 1～2階(低層)
 2. 3～5階(中層)
 3. 6階以上(高層)
38. 商業集積形態
1. 両側
 2. 片側

(工業地固有の要因項目)

39. 幹線道路への距離
1. 接面
 2. 500m未満
 3. 500m以上 1,000m未満
 4. 1,000m以上 2,000m未満
 5. 2,000m以上

相模原市における標準的な時点修正率

	商 業 地	住 宅 地	工 業 地
6 1 / 7	2 2 8	2 1 2	2 1 0
8	2 2 2	2 1 0	2 0 8
9	2 1 6	2 0 8	2 0 6
1 0	2 1 0	2 0 6	2 0 4
1 1	2 0 4	2 0 4	2 0 2
1 2	1 9 8	2 0 2	2 0 0
6 2 / 1	1 9 2	2 0 0	1 9 8
2	1 8 0	1 8 8	1 8 6
3	1 6 8	1 7 6	1 7 4
4	1 5 6	1 6 4	1 6 2
5	1 4 4	1 5 2	1 5 0
6	1 3 2	1 4 0	1 3 8
7	1 2 0	1 2 8	1 2 6
8	1 1 4	1 2 2	1 2 0
9	1 1 0	1 1 6	1 1 4
1 0	1 0 6	1 1 0	1 1 0
1 1	1 0 4	1 0 4	1 0 6
1 2	1 0 2	9 8	1 0 4
6 3 / 1	1 0 0	9 2	1 0 2
2	1 0 0	9 3	1 0 2
3	1 0 0	9 4	1 0 0
4	1 0 0	9 5	1 0 0
5	1 0 0	9 6	9 8
6	1 0 0	9 7	9 8
7	1 0 0	9 8	1 0 0
8	1 0 0	9 8	1 0 0
9	1 0 0	9 8	1 0 0
1 0	1 0 0	9 9	1 0 0
1 1	1 0 0	9 9	1 0 0
1 2	1 0 0	9 9	1 0 0
元 / 1	1 0 0	1 0 0	1 0 0
2	1 0 0	1 0 0	1 0 0
3	1 0 0	1 0 0	1 0 0
4	1 0 0	1 0 0	1 0 0
5	1 0 0	1 0 0	1 0 0
6	1 0 0	1 0 0	1 0 0
7	1 0 0	1 0 0	1 0 0

第4章 相模原市の固定資産（土地）評価事務の電算化について

相模原市税務部土地資産税課

土地第一係長

齊 藤 敏 雄

第1 現在までの経過

固定資産税を課税するという業務は、1 課税客体の把握・2 その評価・3 納税義務者の把握・4 納税額の計算・5 納税義務者への告知という作業に別れているが、それぞれが扱う情報・把握すべき情報は膨大であり、かつ、どの作業もおろそかにできないものである。これを納税者の信頼を損ねることなく、この膨大な情報を管理し、処理するためには、正確かつ迅速な処理が必要であり、人の力による情報の管理・処理作業からコンピューターによる情報の管理・処理作業へ移行していかなければならない。

この点から、本市においては固定資産税の課税の事務において早くから電算化を行ってきた。それは、昭和40年度に評価額の電算処理を外部委託したことに始まるが、本市における事務の電算化の中でも、いち早く電算化されたものである。

本市の電算化の歴史

昭和40年度	外部委託開始
昭和46年度	システム設計開始
昭和47年度	内部処理による業務開始（NEACシリーズ2200モデル200）
昭和48年度	償却資産について業務拡大
昭和51年度	納税通知書のOCR化
昭和53年度	評価替えに伴い、減免プログラム作成 (ACOS77NEACシステム400)
昭和54年度	COM化
昭和56年度	住民情報の検索事務についてオンライン化開始 (ACOS77NEACシステム450)
	オンライン端末機設置（N6300モデル20）
昭和57年度	土地マスタ内の宛名情報の統一コード化実施 住民情報とリンク
昭和61年度	固定資産税情報のオンライン化 各種証明書のオンライン発行 住民情報(宛名情報)の漢字オンライン化 (SCOSシステム450マルチプロセッサ)

評価システム稼動(委託)
 昭和63年度 土地使用図のデジタルマッピングによる出力開始

第2 土地評価事務の概要

現時点で行っている固定資産(土地)評価作業の電算処理は、土地一筆マスタ(市内全体の土地一筆一筆の評価情報を記録してある情報ファイル)を管理し、賦課マスタ(納税義務者ごとの情報を記録してある情報ファイル)に課税情報を供給するもので、全てを自主開発・自主管理している。

現在の管理の状況

電算機について = 電算の機種 ACOSシステム630/10マルチプロセッサ
 電算機管理体制 = 部署を独立させ集中管理している(事務管理課電算室)
 土地資産税関係電算室担当職員数=2名

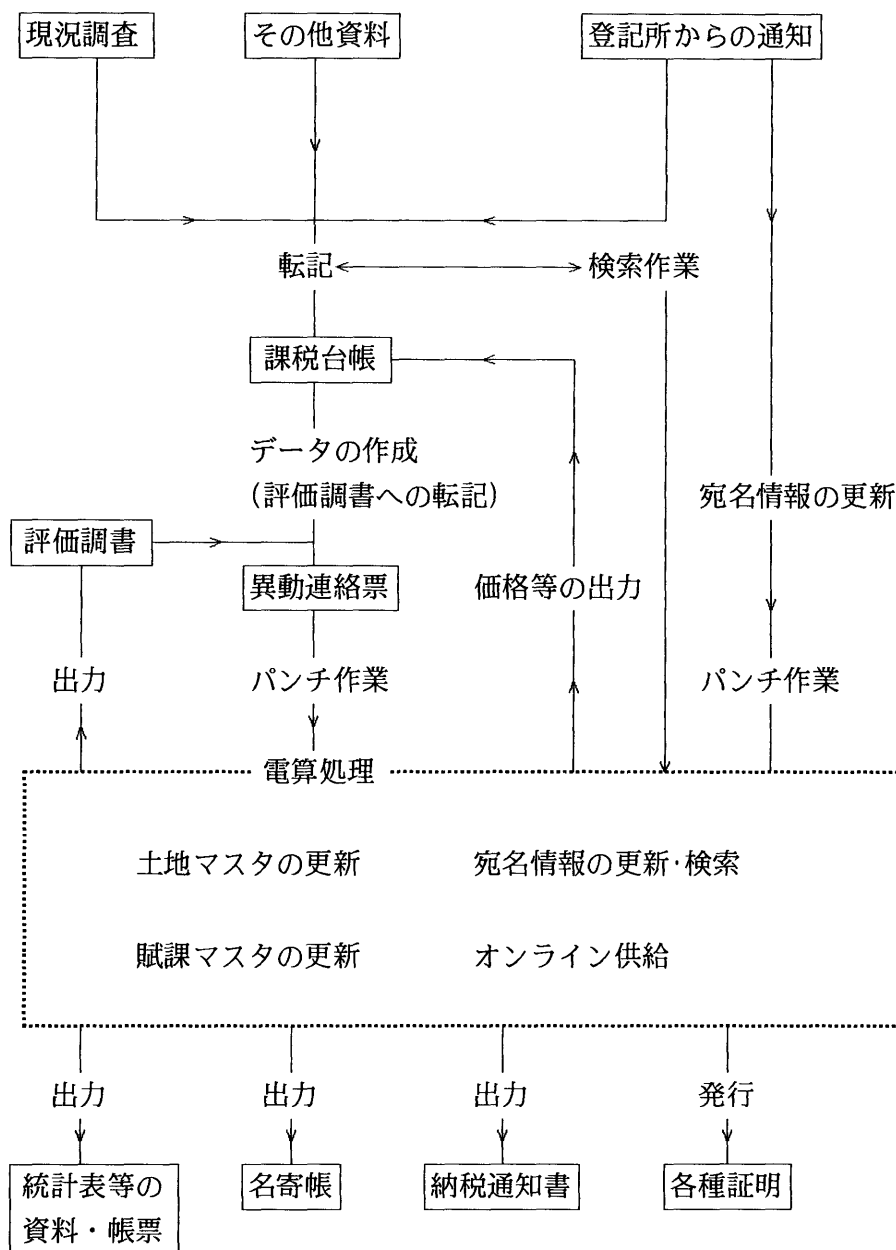
管理情報について =	地積	市内総地積	90.39 k m ²
(平成4年1月1日現在)		課税地積	59.64 k m ²
	筆数	総筆数	332,310筆
		評価筆数	231,633筆
	納税義務者	個人	95,308人
		法人	3,770人
	標準地数		
	宅地	路線価地域	646地点
		その他地域	52地点
	田		20地点
	畑		42地点
	山林		8地点
	路線本数		
		主要な路線	646本
		その他路線	14,546本

土地資産税課人員配置

賦課係	6名	内 電算担当2名
土地第一係	13名	内 評価システム担当4名
		内 電算システム担当2名
		内 農地システム担当1名
土地第二係	12名	内 保有税システム担当4名
		内 農地システム担当1名

第3 事務の流れ

1. 実際の事務の流れは、以下の様に行っている。



現在の本市のシステムでは、上の図のように課税台帳に集約された情報をマスタ化し、計算の結果を課税台帳にフィードバックするという流れが基本となっている。

2. 土地マスタ等の更新は、年度更新と更正による更新の2つがある。年度更新処理とは、1年に一度、賦課期日の情報を反映した土地マスタを作成する処理である。現在の土地マスタ等は単年度のマスタであるので、年度が改まるごとにその年の1月1日の情報を反映した新しい土地マスタを作る必要がある。このため、1年に1回の年度更新処理を行っているのである。しかし、異動情報の入力については、現地調査との関係、翌年用の統計を出力する、異動情報の量の関係から、年2回のバッチ処理を行って異動情報を蓄積し、年度更新処理を行っている。

更正による更新については、納税通知書の発送等の関係により、1年に6回の更正処理を行っている。更正処理の時期については、以下の表のとおり。

更正処理時期について

更正処理名	処理時期	この時期に処理を行う理由
当初更正	3月中旬	縦覧に対応するため 納税通知書の印刷に対応するため 資産明細書に対応するため
5月更正1回目	4月上旬	5月に発送した納税通知書に対応するため 1回目の 全期前納報奨期日に対応するため
5月更正2回目	4月下旬	5月に発送した納税通知書に対応するため
7月更正	6月下旬	第2回目の納期に対応するため
9月更正	8月下旬	第3回目の納期に対応するため
12月更正	11月下旬	第4回目の納期に対応するため

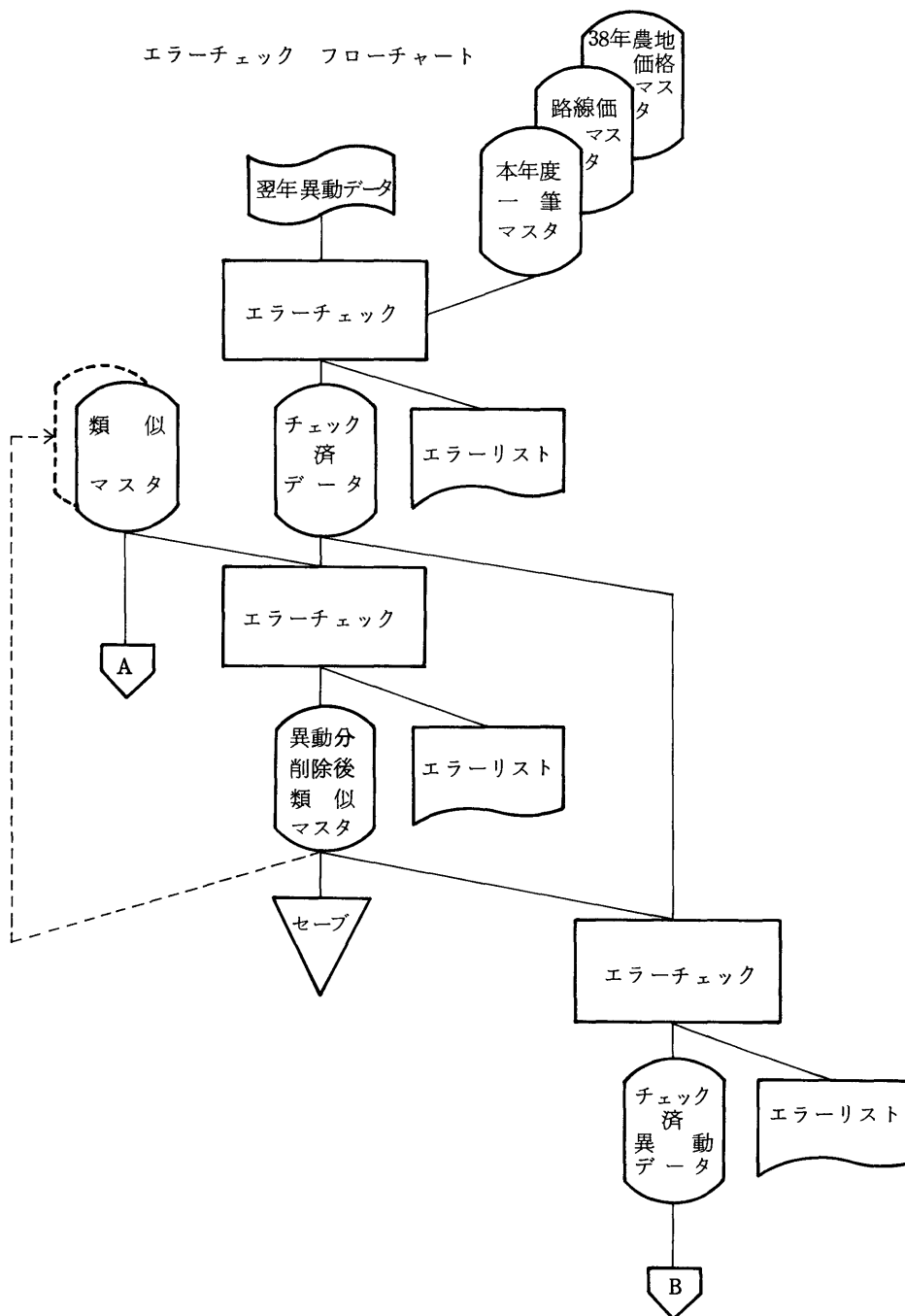
注 納期について

本市においては、固定資産税の納期を以下のようにしている。

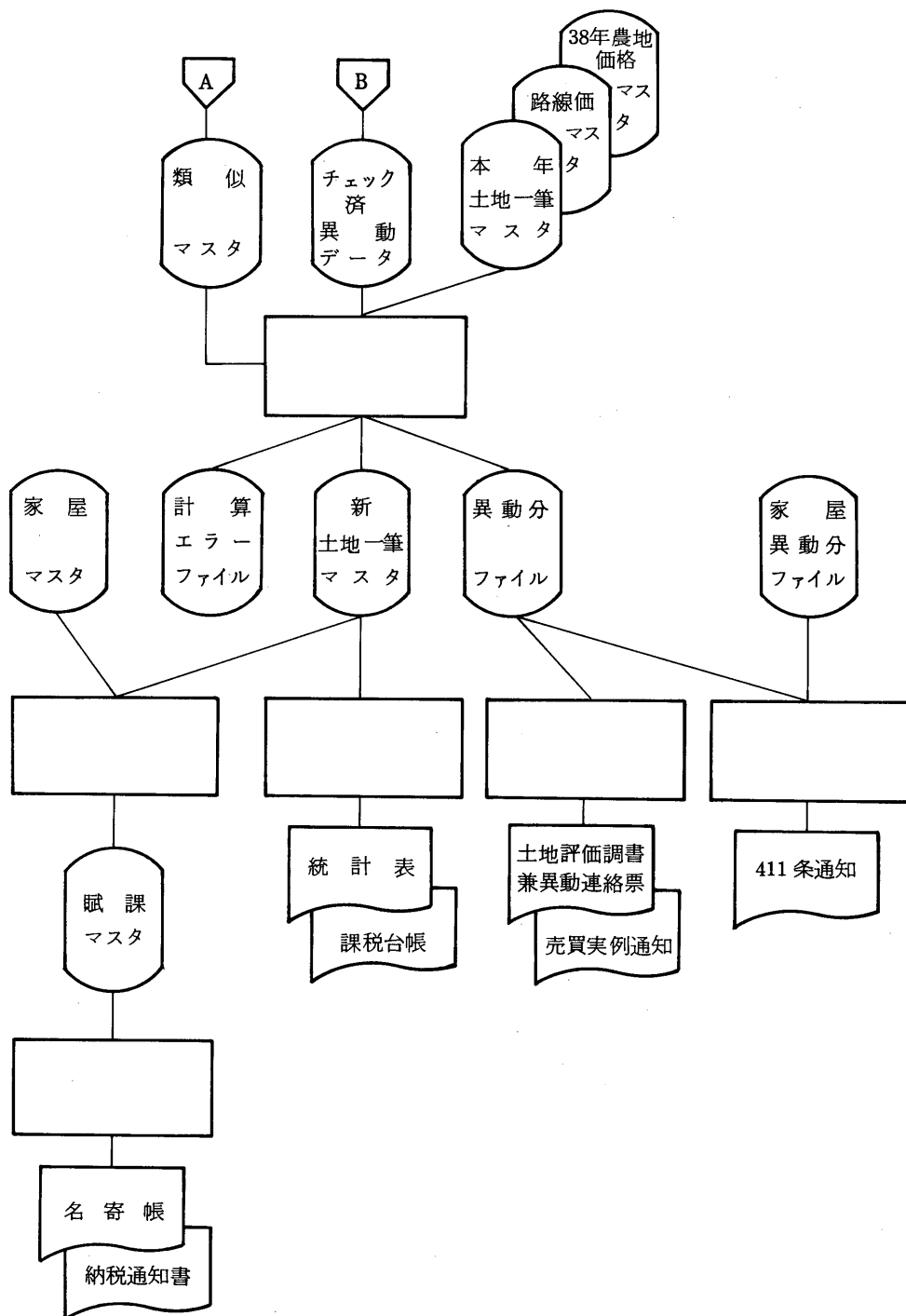
- 第1期 5月1日から同月31日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 12月1日から同月25日まで

年度更新処理の流れは、異動データのエラーチェックをした後、本処理をかけるという流れになる。

エラーチェックの流れ



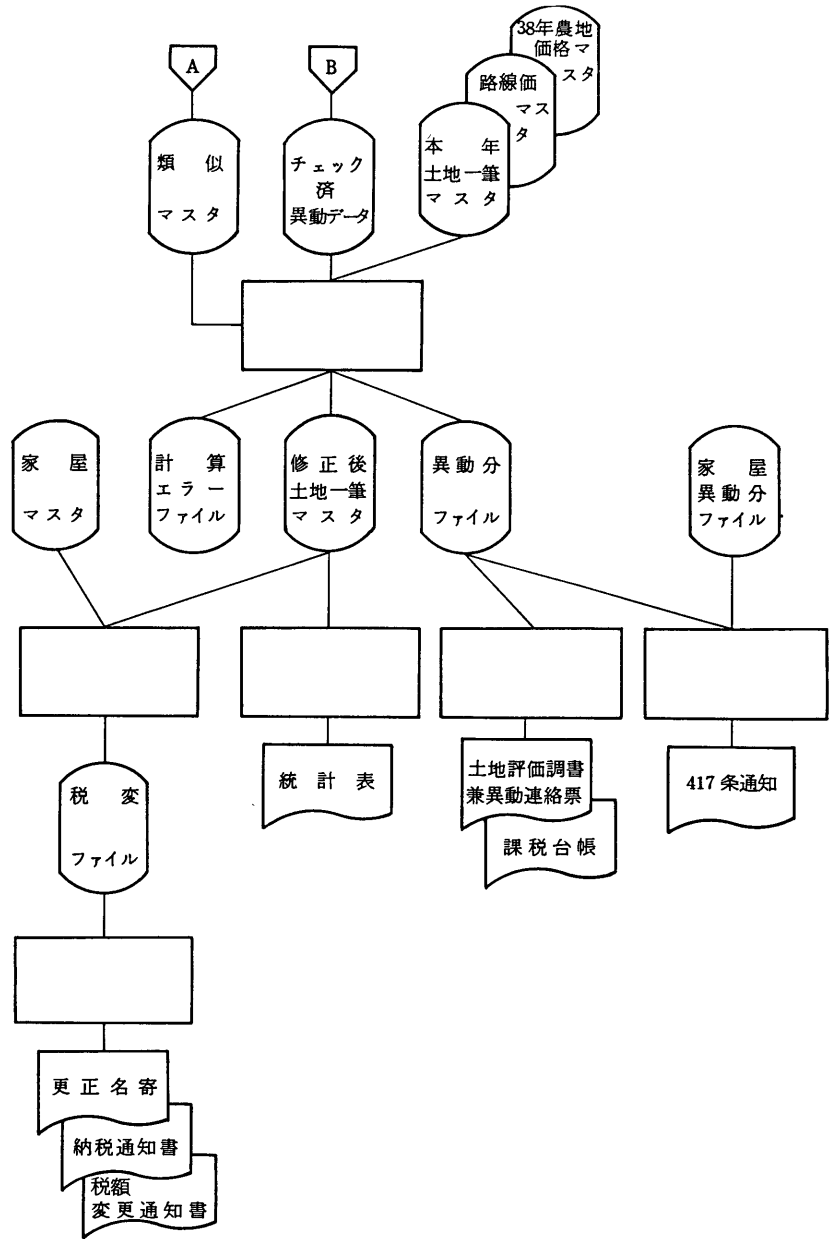
3. 年度更新処理の流れ



更正処理の流れは、異動データのエラーチェックをした後、本処理をかけるという流れになる。

エラーチェックの流れ
年度更新と同様

4. 更正処理の流れ



5. エラーチェック処理について

データは、評価調書というデータ票の形にして、キーパンチ(委託により行っている。)によりデータ入力している。この時、間違ったデータを評価調書に記入したり、パンチミスにより間違ったデータが土地マスターに更新されてしまうことを防止するため、エラーチェック処理を行っている。エラーとして除外されるデータは、入力項目として存在し得ないデータ、他の項目との関係で間違えとなるデータ、また、既に入力されているデータとの関係で間違えとなるもの等である。

除外されたデータは、特別にデータ送付の機会を設けて正しいデータとして入力し直している。前期・後期のそれぞれの送付時期に対しては、2回以上のエラー送付時期を設けて対応している。

エラーチェック処理は、次の様な処理をしている。(コード等については、別添のコード表参照)

入力されたデータ(異動連絡票に記入されたもの)の内でのチェック

項目チェック (属性のチェック・制限情報との突合)

・属性のチェック

例 日付

数字に限定される

課税地積

数字に限定される

(ゼロ詰めが必要あり)

都市計画コード

AまたはBの文字に限定される

・予め設定されている制限によるチェック

例 現況地目コード

現況地目コード表に示されているもの

以外エラー

異動事由コード

事由コード表に示されているもの以外

エラー

納税者コード

コードに予め設定されているチェックデジットによるチェック

・他のマスタ、または、ファイル等との間でのチェック

例 小字コード

38年農地価格マスタ(小字マスタ)に存在しないコードはエラー

路線No.

路線価マスタに存在しないものはエラー

****突合させるマスターまたはファイル**

路線価マスタ

38年農地価格マスタ(小字マスタ)

等

関連チェック (他の項目との間でチェックを行う。)

例 現況地目と造成費コードのチェック

現況地目コード30(宅地)の時、造成費コードの記入はエラー

非課税コードと路線No.等の課税情報のチェック

非課税コードに記入がある場合、路線No.等の評価情報に記入がある場合エラー)

類似チェック (当該土地と類似土地マスタの地番と現況地目のチェック)

例 類似土地所在地番と類似土地マスタのチェック

類似土地マスタに、異動連絡票に記入した類似土地所在地番がなければエラー

現況地目チェック

異動連絡票の現況地目と類似土地マスタの現況地目とのチェック

異動データとマスターとのチェック(更新エラー)

関連チェック (入力データとマスタ間での、関連チェック)

例 非課税コードと課税情報とのエラー

非課税の土地を課税する場合、非課税コードを削除せずに課税情報を入力するとエラー

類似エラー (既に入力されている類似土地地番の情報とデータとの間の
チェック)

例 現況地目

マスタ内に入力してある類似土地地番についての
類似土地マスター内の現況地目と、入力したデータ
現況地目についてのチェック

** 類似土地のエラーチェックについては他のエラーチェックと異なり、類似土
地マスターの更新(削除のみ)も合わせて行っている。

6. 帳簿等の出力について

帳票等の出力については、宛名・大字名・小字名を漢字出力させるため、必ず宛名につい
てのマスタ(住民オンライン・住登外マスタ)・大字コードのファイル・38年農地価格マス
タ(小字マスタ)を介して出力している。

出力時期と主な帳票類

時期	帳票類
前期異動	統計表
年度更新(後期異動)	土地評価調書兼異動連絡票 土地課税台帳価格登録用シール 法411条通知(第2・3年度) 名寄帳 住所変更・氏名変更一覧表(リプレイス表) 統計表
更正処理	納税通知書 土地評価調書兼異動連絡票 土地課税台帳価格登録用シール 法417条通知 税額変更通知書 統計表

7. オンライン供給について

現在、固定資産税の土地の情報については、以下の情報を2年度分供給している。過年度分について、2年度分しか供給されていない理由は、

- 1 一年度分の情報が膨大である。
- 2 過年度マスタについてのメンテナンスは困難である。
- 3 過年度マスタをオンライン化したとしても、台帳等の課税資料を廃止するなどの処分できない。
- 4 今後の課税台帳等のペーパレス化の問題

等がある。

供給画面

1 土地一筆マスタ	一筆評価画面 一筆補助画面
2 名寄情報	1画面
3 賦課マスタ	1画面
4 納税通知再発行	1画面
5 土地評価証明	1画面
6 土地公課証明	1画面
7 価格登録証明画面	1画面

ホストコンピューターに接続されている端末からは、この情報を引き出せることになるが、一定の職員のみがこの情報を検索できるようにし(カードによる制限)、個人情報の保護を図っている。

オンライン操作について

操作については、供給されているオンラインシステムが税務オンラインシステムだけではないので、始めにどのオンラインシステムを展開するか指示をしなければならない。税務オンラインシステムを選択すると、税務オンラインIDカード画面が表示される。この時、IDカードを読み込ませることにより操作する職員を確認し、次の画面(検索画面)に展開する。

画面 オンラインPFKEY案内画面

検索画面においては、取得した情報により以下の検索方法がある。

所在地番による検索

納税者コード(統一化されている宛名を管理するためのコード)による検索

収納番号(年度毎に納税通知書に振られる番号)による検索

氏名・名称による検索

住所・所在による検索

画面 税務オンラインIDカード画面

検索した内容について複数の該当がある場合は、複数該当の画面に展開し、該当者を選択することになる。また、検索情報の後に[*]を入力することにより強制的に複数該当の画面を展開できる。

画面 同名称画面

画面 土地同地番画面

該当者が特定されるとメニュー画面が表れる。この時、メニューに表れる情報には、使用されたカードにより制限が加わる。土地資産税課の職員の持つカードを使用した場合は、土地資産税課職員として必要と認められた情報のみメニュー画面に表れることとなる。

画面 税務メニュー画面

8. 証明の発行について

証明は、昭和61年度より税務オンラインシステムを使用して、本庁、南税務事務所において発行している。しかし、オンラインは2年度分の情報しか供給していないので、2年以上前の証明等の税務オンラインで情報供給していないものについては、手書の証明を発行し対応している。

オンラインで発行できる土地資産税関係証明

価格登録証明

評価証明

公課証明

9. 土地マスタについて

土地マスタは、現在、単年度ファイルとして存在し、土地の登記情報、土地の固定資産税評価の基本情報が登録されている。

登録項目は、所在地番(小字を除く)をキー項目として、所有権登記(納税義務者)の内容、表示登記の内容、評価の内容、価格情報が登録され、更正があった場合についての履歴情報を持っている。所在地番は、大字コード・本番・枝番・小番・特番により登録されている。大字コードは、登記簿に記載されているものをコード化したものであり、その他項目についても登記簿の記載をそのまま入力するが、1筆が2つ以上の現況地目で評価される等の場合には、特番等にアルファベットを使用した特別な記号を付ける場合がある。

特殊符号について

F	一部公益地
L	一部非住宅用宅地
N	一部農地
T	一部宅地化農地
S	一部生産緑地
W	一部宅地介在農地
X	一部雑種地
Y	二重地番
Z	一部宅地

その他のマスタ情報について

所在地番以外の情報は、以下のとおりである。

(1) 異動連絡票により入力する情報

登記簿情報

所有権登記情報

納税者コード	8桁の数字で表示。
所有権移転年月日	登記年月日を入力。
所有権移転事由	登記事由等を2桁の数字で表示。

表示登記情報

小字コード	小字を4桁の数字と文字で入力。
登記簿地目	登記簿の地目を2桁の数字で表示。
課税地積	登記簿地積を8桁の数字で表示。
表示異動年月日	登記年月日を入力。
表示異動事由	登記事由等を2桁の数字で表示。

評価情報

現況地目	現況地目を2桁の数字で表示。
小規模割合	敷地に対する小規模住宅用地の割合を入力。
住宅戸数	敷地内の住宅の個数を入力。
非住宅割合	地方税法施行令第52条の11により求められる住宅用地に該当しない割合を入力。

正面路線等情報

正面路線No等	路線価地域の場合 正面路線の路線No(7桁)を入力。 状況類似地域の場合 状況類似No(7桁)を入力。 上記以外の場合 標準地No(7桁)を入力。
正面間口	正面路線に対する間口の長さ(m)を入力。
正面奥行	正面路線に対する奥行きの長さ(m)を入力。

奥行き長大サイン	奥行きと間口の長さの割合が4倍を超える場合にサインを入力。
画地補正情報	
三角地補正サイン	角度等により、2桁の補正コードを入力。
高圧線下補正サイン	高圧線下にある土地につき、制限される内容により、2桁の補正コードを入力。
崖地補正サイン	土地に対する崖地となる部分の面積割合のより2桁の補正コードを入力。
不整形補正サイン	画地の不整形の程度により、1桁のコードを入力。
都市計画施設補正サイン	都市計画道路等の予定地について、面積割合により補正コードを入力。
一部道路補正サイン	土地に対する、道路として使用されている部分の割合により、コードを入力。
低地補正サイン	1桁のコードを入力。
歩道橋補正サイン	正面間口に対する歩道橋部分の割合により1桁のコードを入力。
影地補正サイン	1桁のコードを入力。
水路補正サイン	1桁のコードを入力。
谷戸田補正サイン	1桁のコードを入力。
崩壊危険区域補正サイン	1桁のコードを入力。
公益施設補正サイン	雨水調整地等、公益性の高い用途の土地に付いて、1桁のコードを入力。
調整比準補正サイン	調整区域の宅地比準地について、1桁のコードを入力。
J Rサイン	附則15条3項該当地に、1桁のコードを入力。
その他補正サイン	上記以外の画地補正について、5桁のコードを入力。

側方路線Ⅰ情報

側1加算路線No.	7桁の路線No.を入力。
側1加算間口	間口を4桁の数値で入力。
側1加算奥行き	奥行きを4桁の数値で入力。

側1加算奥行き長大サイン	奥行きと間口の長さの割合が4倍を超える場合にサインを入力。
側1加算率	加算率によりコードを入力する。
側方路線Ⅱ情報	
側2加算路線No.	7桁の路線No.を入力。
側2加算間口	間口を4桁の数値で入力。
側2加算奥行き	奥行きを4桁の数値で入力。
側2加算奥行き長大サイン	奥行きと間口の長さの割合が4倍を超える場合にサインを入力。
側2加算率	加算率によりコードを入力する。
二方路線情報	
二方加算路線No.	7桁の路線No.を入力。
二方加算間口	間口を4桁の数値で入力。
二方加算奥行き	奥行きを4桁の数値で入力。
二方加算奥行き長大サイン	奥行きと間口の長さの割合が4倍を超える場合にサインを入力。
二方加算率	加算率によりコードを入力する。
用途区分	1桁のコードを入力。
計算コード	1桁のコードを入力。
減免情報	
減免異動年月日	減免の異動年月日を入力。
減免異動事由	異動事由を2桁の数字で入力。
減免地積	該当地積を、8桁の数値で入力。
非課税コード	2桁の数値で入力。
都市計画区分	アルファベットで入力。
造成費コード	1桁の数値で入力。
猶予コード	宅地化農地の該当地についてコードを入力。
その他の課税情報	
従前地目	異動以前の現況地目を、2桁の数値で入力。
411条サイン	1桁の数値で入力。
区画整理サイン	区画整理内の土地について、コードを入力。

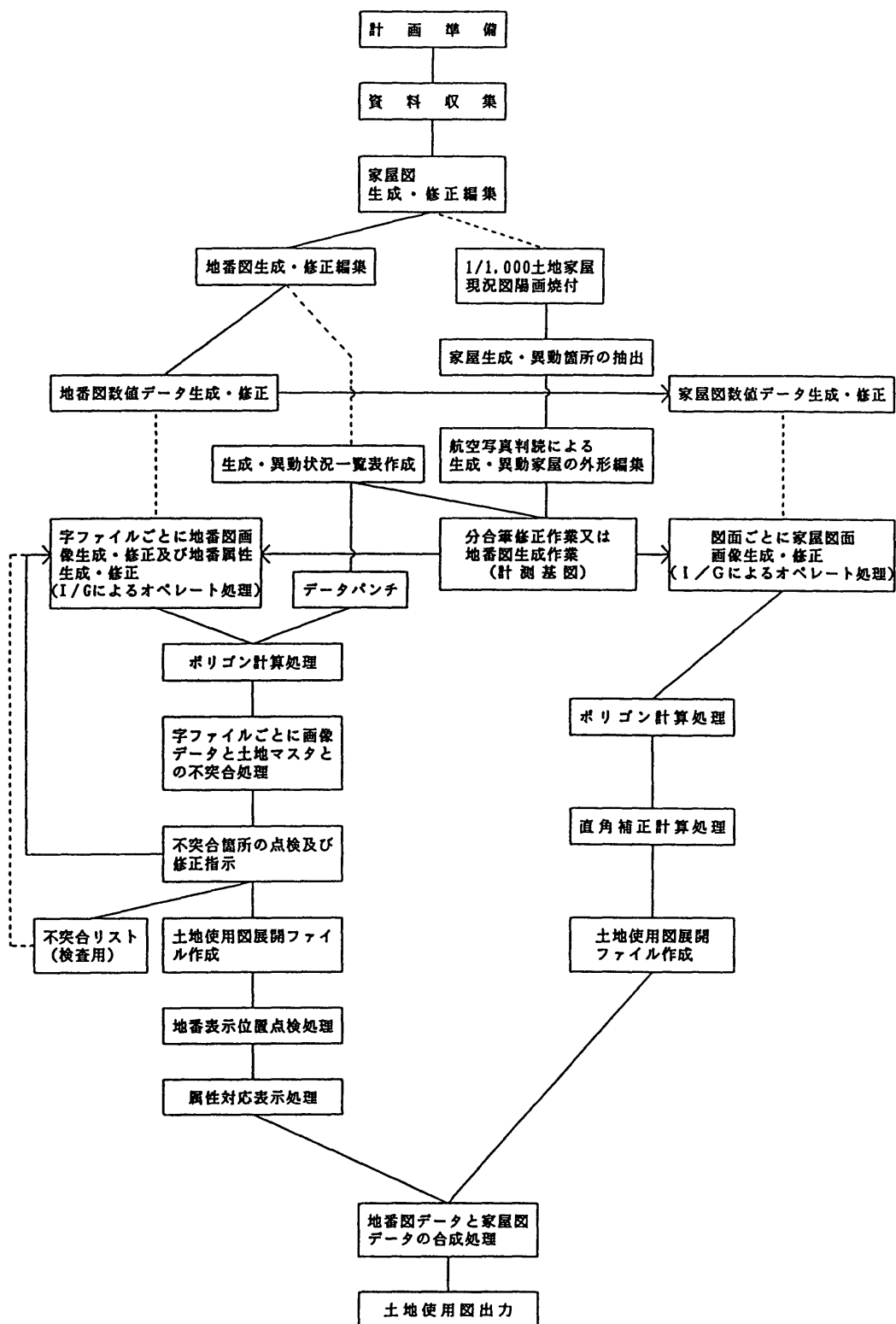
16条4項サイン	附則16条4項の減額措置の該当地について、コードを入力。
売買実例サイン	売買実例調査のためのサインを入力。
同一代表地番	同一評価している土地の代表地の地番を17桁の数値で入力する。
近傍路線No.	宅地比準評価でない土地、また、特定の非課税地に付いて、近傍宅地評価のための路線No等を入力する。
類似土地地番	比準課税標準額を計算するための、状況が類似する土地の地番を入力する。
(2) 他のデータから引き込まれる情報、または、計算結果	
一般情報	
年度	
抹消サイン	
更正月	年に、6回の更正月を表示。
課税情報	
小規模軽減割合	計算結果を、3桁の数値で表示。
宅地使用区分ごとの地積	計算結果を、8桁の数値で表示。
単位当たり価格情報	
農地38年度単価	小字マスタから、4桁の数値で入力。
近傍路線価格	路線価マスタから、7桁の数値で入力。
正面路線価格	路線価マスタから、7桁の数値で入力。
側1加算路線価格	路線価マスタから、7桁の数値で入力。
側2加算路線価格	路線価マスタから、7桁の数値で入力。
二方加算路線価格	路線価マスタから、7桁の数値で入力。
造成費価格	造成費テーブルより5桁の数値で入力。
単位当たり価格	計算結果を、7桁の数値で表示。
本基準年評価額	計算結果を、13桁の数値で表示。
前基準年評価額	計算結果を、13桁の数値で表示。
本則課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
固定資産税基準前年度課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
都市計画税基準前年度課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
固定資産税本年度課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。

都市計画税本年度課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
固定資産税上昇率	計算結果を、5桁の数値で表示。
都市計画税上昇率	計算結果を、5桁の数値で表示。
固定資産税負担調整率	計算結果を、3桁の数値で表示。
都市計画税負担調整率	計算結果を、3桁の数値で表示。
宅地使用区分ごとの価格情報	
本年評価額	計算結果を、13桁の数値で表示。
前年評価額	計算結果を、13桁の数値で表示。
本則課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
基準前年度課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
本年度課税標準額	計算結果を、13桁の数値で表示。
上昇率	計算結果を、5桁の数値で表示。
負担調整率	計算結果を、3桁の数値で表示。
一般農地並み課税標準額	計算結果を、11桁の数値で表示。
固定資産税額	計算結果を、9桁の数値で表示。
都市計画税額	計算結果を、9桁の数値で表示。
固定資産税減免税額	計算結果を、9桁の数値で表示。
都市計画税減免税額	計算結果を、9桁の数値で表示。
固定資産税猶予税額	計算結果を、7桁の数値で表示。
都市計画税猶予税額	計算結果を、7桁の数値で表示。

第4 土地使用図について

本市においては、固定資産税の課税の基本である現地の把握を正確に行うために、現況調査に使用する地図(土地使用図)を、航空写真とデジタルマッピングシステムにより整備し、使用している(委託事業)。

デジタルマッピングとは、点・線・面・の基本図形をデジタル化(図形を数値する)し、属性情報とリンクさせることにより、図面に様々な情報を持たせ、表示することができるものである。現在の土地使用図では、デジタル化する基礎図面として航空写真より起こした図面を新たに作成し使用することにより、より現地に近い図面となっている。また、家屋の影を重ねて出力することにより、住宅用地の把握がより確実にできるようになっている。



図面に出力されている情報

キー情報	地番(本番・枝番・小番・特番)
属性情報	現況地目(文字又は記号による出力)
	住宅用地の使用区分(記号により表示)
	非課税サイン
	減免サイン
	公衆用道路の塗り潰し

現在、土地使用図を基にした路線価図を、作成中である。

第5 問題点と改善の方向

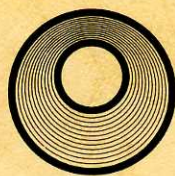
(1) 課税台帳への転記作業・マスタへのデータ化作業(異動連絡票への転記)で、同様の作業が繰り返されている。

問題点

- ・ 間違い(転記ミス・パンチミス)の機会が増える。
- ・ マスタへのデータ化作業(異動整理作業)は、事務量が多く、また、期限がある事務なので、年間の作業の内でかなり大きな負担となっている。

改善の方向

課税台帳のペーパレス化(磁気情報化)を推進し、課税台帳への転記事務=異動整理作業とすることにより、同一作業の繰り返しを避け、事務の簡素化・合理化をする。



(財) 資産評価システム研究センター